

第三章 登録の変更、取消及びまつ消

(届出により登録の変更)

第十九條 取引所は、第十三條第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び左に掲げる書類を添付しなければならない。但し、その変更が第十三條第一項第二号に係るものであるときは、この限りでない。

一 変更の届出が新たに会員となつたものに係るものであるときは、その者の氏名又は商号並びに本店又は主たる事務所及び支店その他の従たる営業所又は事務所の名称及び所在の場所を記載した書面並びにその者が第二十四條第一項各号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面及び会員となつた日の現在における第二十五條第一項の規定による純資産額に関する調書

二 変更の届出が会員の商品市場において売買取引する商品の追加に係るものであるときは、変更の届出日前三十日以内の日の現在における第二十五條第一項の規定による純資産額に関する調書

三 変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、戸籍抄本又は戸籍証明書及びその者が第二十四條第一項第一号から第六号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

3 第十四條並びに第十五條第一項第三号及び第二項から第七項までの規定は、第一項の規定による登録の変更の届出について準用する。この場合において、第十四條第一項及び第十五條第一項第三号中「登録申請書」とあるのは「変更届出書」と、第十四條第二項及び第十五條第七項中「登録申請書」とあるのは「変更届出書」と、第十五條第一項第三号中「第三号中「登録申請書」とあるのは「変更届出書」と、第十三條第二項各号に掲げる書類」とあるのは「第十九條第二項の規定による添付書類」と、同條第二項中「登録申請書にその旨を通知し、登録申請書」とあるのは「変更届出者にその旨を通知

し、変更届出者の役員」と読み替えるものとする。

(申請による登録の変更)

第二十條 取引所は、第十三條第一項第三号及び第四号に掲げる事項について変更しようとするときは、その旨を記載した登録変更申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の登録変更申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更の申請が上場商品の追加に係るときは、新たに上場しようとする商品一種ごとについて、当該商品を商品市場において売買取引する資格を有する会員及び当該会員にならうとして、その引き受けた出資の全額の拂込を終了した者の合計数が二十人以上であることを証する書面

二 変更の申請が上場商品の一部の上場廃止に係るときは、その廃止の理由を記載した書面

三 変更の申請が商品市場の所在の場所の変更に係るときは、その変更の理由を記載した書面

3 第十四條及び第十五條の規定は、第一項の規定による登録の変更の申請について準用する。この場合において、第十四條第一項及び第十五條第一項第三号中「登録申請書」とあるのは「登録変更申請書」と、第十四條第二項及び第十五條第七項中「登録申請書」とあるのは「登録変更申請書」と、第十五條第一項第三号中「第三号第二項各号に掲げる書類」とあるのは「第二十條第二項各号に掲げる書類」と、同項第四号中「当該取引所を設立すること」とあるのは「当該上場商品を追加すること」と、同條第二項中「登録申請書にその旨を通知し、登録申請書」とあるのは「登録変更申請書にその旨を通知し、登録変更申請書の役員」と読み替えるものとする。

(登録の取消等)

第二十一條 主務大臣は、第二百一十一條第一項第一号の規定により取引所の登録を取り消す場合を除くの外、

取引所税 商品取引所法

左の各号の一に該当するときは、取引所の登録を取り消し、又は登録に係る事項の一部の変更を命ずることができる。

一 取引所が正当な理由がないのに商品市場を開設することができることとなつた日から三月以内に上場商品の全部若しくは一部について商品市場を開設しないとき、又は引き続き三月以上上場商品の全部若しくは一部について商品市場における売買取引を停止したとき。

二 第十三條第一項の登録申請書、第十九條第一項の変更届出書若しくは前條第一項の登録変更申請書又はこれらの書面の添附書類の記載事項のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したとき。

三 第十五條第二項から第七項までの規定は、前項の規定による登録の取消について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者」にその旨を通知し、登録申請者」とあるのは「当該取引所にその旨を通知し、当該取引所の役員」と、同條第七項中「登録申請者」とあるのは「当該取引所」と読み替えるものとする。(登録のまつ消)

第二十二條 主務大臣は、前條若しくは第二百二十一條第一項第一号の規定により取引所の登録を取り消したとき、又は第九十八條第二項の規定による届出があつたときは、商品取引所登録簿につき、当該取引所に関する登録をまつ消しなければならない。

第四章 会員

(会員たる資格)

第二十三條 取引所の会員たる資格を有する者は、この法律の施行地において、当該取引所の上場商品(当該商品の主たる原料となつている物又は当該商品を主たる原料とする物で政令で定めるものを含む。以下第二

項において同じ。)の売買等(証券業者がする売買等を含む。以下第二項において同じ。)を業として営んでい
る者に限る。

2 会員が死亡した場合において、その相続人が被相続人の死亡の日から三月を経過する日までに、被相続人が商品市場において売買取引していた上場商品の売買等を業として営むこととなつたときは、その相続人は、被相続人の死亡の時から会員たる資格を有するものとみなす。

3 前項の場合において、相続人が数人あるときは、その相続人全員の同意をもつて選定された一人の相続人に対してのみ、同項の規定を適用する。

(欠格条件)

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、会員となることができない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁こ以上の刑又はこの法律若しくは証券取引法第五章(第百十一條及び第百十八條を除く。)、第百八十七條第一項若しくは第百九十一條の規定に係る罰則の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終つた日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

三 第五十二條第一項第二号若しくは第二項第二号又は第百二十三條の規定により商品仲買人の登録を取り消され、又は第百二十二條の規定による除名を命ぜられ、その処分の日から五年を経過するまでの者

四 法人である商品仲買人が第五十二條第一項第二号若しくは第二項第二号又は第百二十三條の規定により登録を取り消され、又は法人である会員が第百二十二條の規定による除名を命ぜられた場合において、当該処分があつた日前三十日以内に当該法人を代表する役員であつた者で当該法人がその処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

取引所税 商品取引所法

二五八

- 五 第二百二十二條若しくは第二百二十三條又は第三百三十二條第一項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでのもの
- 六 第四百十三條第一項又は証券取引法第八十七條第一項の規定による裁判所の命令を受けた後一年を経過するまでの者
- 七 營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの
- 八 法人でその役員のうち第一号から第六号までの一に該当するもののあるもの
- 九 合併後存続する法人又は合併に因り設立された法人は、前項第二号、第三号及び第六号の規定の適用については、当該合併に因り消滅した法人と同一の法人とみなす。
(資産上の要件)

第二十五條

- 取引所は、その定款をもつて、上場商品ごとに、商品市場において当該商品を売買取引する会員の純資産額の最低額を定めなければならない。但し、当該最低額は、商品の取引単位、取引高その他の取引事情を考慮して、商品ごとに政令で定める額を下つてはならない。
- 1 会員が二種以上の商品を商品市場において売買取引する場合には、それぞれの商品についての前項の純資産額の最低額のうち最も多い額をその会員の純資産額の最低額とする。
 - 2 会員の純資産額が前二項の規定による最低額を下つたときは、取引所は、遅滞なく、その者の商品市場における売買取引を停止し、且つ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。
 - 3 前項の場合において、当該会員が商品市場における売買取引の停止を命ぜられた日から六月以内にその者の純資産額が第一項又は第二項の規定による最低額以上に回復したときは、取引所は、遅滞なく、前項の規定による売買取引の停止を解除し、且つ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

定による売買取引の停止を解除し、且つ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

- 4 二種以上の商品を商品市場において売買取引する会員で第三項の規定により売買取引を停止されたものもの純資産額が第二項の規定による最低額には満たないが、停止前にその売買取引をしていた商品のいずれかについての第一項の規定による最低額以上である場合において、当該会員が前項に規定する期間内に当該最低額に係る商品のみを商品市場において売買取引することを取引所に申し出たときは、取引所は、遅滞なく、第三項の規定による売買取引の停止を当該商品について解除し、且つ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。
- 5 第三項の場合において、会員の純資産額が第四項に規定する期間内に第一項の規定による最低額以上に回復しないとき、又は第四項に規定する期間内に第二項の規定による最低額以上に回復せず、且つ、会員が前項の規定による申出をしないときは、取引所は、遅滞なく、当該会員を除名しなければならない。
- 6 取引所は、第三項の規定によりその売買取引を停止したとき、又は前項の規定により会員を除名したときは、その理由を示し、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。
- 7 第一項の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額とし、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。

(出資)

第二十六條

- 会員は、出資一口以上を持たなければならない。
- 1 出資は、金銭以外の財産ですることができない。
 - 2 出資一口の金額は、均一でなければならない。
 - 3 会員は、出資口数にかかわらず、總會において各自一箇の議決権を有する。

取引所税 商品取引所法

二五九

5 取引所の債務に対する会員の責任は、第二十七條の規定による経費の負担及び第三十六條第三項の規定による損失額の負担の外、その出資額を限度とする。

6 会員は、出資の拂込について、相殺をもつて取引所に対抗することができない。
(経費の賦課)

第二十七條 取引所は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。
2 前條第六項の規定は、前項の経費の拂込について準用する。

(加入)

第二十八條 取引所の設立の際取引所に加入しようとする者でその引き受けた出資の全額の拂込が終了したものは、その取引所成立の時に会員となる。

2 取引所の設立の際取引所に加入しようとする者で取引所成立の時までに前項に規定する拂込の終了しない者については、取引所成立の時に加入の申込を取り消したものとみなす。

3 成立後の取引所に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき取引所の承諾を得て、その引き受けた出資の全額の拂込及び取引所が加入金を徴收することを定めた場合にはその支拂を終了した時又は会員の持分の全部若しくは一部の譲受及び取引所が加入金を徴收することを定めた場合にはその支拂を終了した時に会員となる。

4 取引所は、会員たる資格を有する者が取引所に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。
(持分の譲渡)

第二十九條 会員は、定款で定めるところにより、会員又は会員たる資格を有する者に持分の全部又は一部を

譲り渡すことができる。

2 会員たる資格を有する者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。
(持分の承継)

第三十條 会員が死亡し、又は合併に因り解散した場合において、その相続人若しくは受遺者又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人(以下本條において「相続人等」という。)が会員であるときは、その者は、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の権利義務を承継する。この場合においては、承継人は、遅滞なく、その旨を取引所に通知しなければならない。

2 前項の場合において、相続人等が会員たる資格を有する者であるときは、その者は、加入につき、取引所の承諾を得て、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の権利業務を承継することができる。

3 前項の場合において、相続人等が被承継人の持分及びその持分についての被承継人の権利義務を承継したときは、その者は、被承継人の死亡又は解散の時において会員になつたものとみなす。

4 第一項又は第二項の場合において、相続人又は受遺者が数人あるときは、その相続人若しくは受遺者全員の同意をもつて選定された一人の相続人又は受遺者に対してのみ、これらの項の規定を適用する。
(持分の共有禁止)

第三十一條 会員は、持分を共有することができない。

(任意脱退)

第三十二條 会員は、六十日前までに予告して、取引所を脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえることができない。

(当然脱退)

第三十三條 会員は、前條及び第三十五條第一項に規定する場合の外、左の事由に因つて脱退する。

- 一 会員たる資格の喪失
- 二 その者が売買取引する商品市場のすべてが第九十九條の規定により閉鎖されたこと。
- 三 持分全部の譲渡
- 四 死亡又は解散
- 五 除名

(除名)

第三十四條 会員の除名は、第二十五條第六項の規定によつてする場合及び第二百二十二條の規定による主務大臣の命令によつてする場合を除き、定款で定める事由のある会員につき、第六十八條第一項に定める總會の決議によつてするものとする。

2 前項の場合においては、取引所は、その總會の会日の十日前までに、その会員に対しその旨及び除名の理由を記載した書面を送付し、且つ、總會において弁明する機会を與えなければならぬ。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその者に対抗することができない。

(持分の差押に因る脱退)

第三十五條 会員の持分を差し押えた債権者は、その会員を脱退させることができる。但し、取引所及び会員に対し六十日前までに予告しなければならぬ。

2 商法第九十條(持分差押の効力)及び第九十一條第二項(予告の失効)の規定は、前項の場合について準用する。

(持分の拂戻)

第三十六條 脱退した会員は、定款で定めるところにより、その持分の拂戻を受けることができる。

2 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するに当り、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定めるところにより、脱退した会員に対し、その負担に帰すべき損失額の拂戻を請求することができる。

4 第一項又は前項の規定による請求権は、脱退後二年間行わないときは、時効に因つて消滅する。

5 脱退した会員が取引所に対する債務を完済するまでは、取引所は、持分の拂戻を停止することができる。(脱退前にした売買取引の決済の結了)

第三十七條 会員が脱退した場合において、その会員が商品市場における売買取引の決済を結了していないときは、取引所は、定款で定めるところにより、本人若しはその一般承継人又は他の会員(当該商品市場において売買取引することができる他の会員に限る。以下本條において同じ。)をして当該売買取引の決済を結了させなければならない。

2 前項の場合においては、本人又はその一般承継人(会員たるものを除く。)は、当該売買取引の決済を結了する目的の範囲内において、会員とみなす。

3 第一項の規定により取引所が他の会員をして当該売買取引の決済を結了させるときは、本人又はその一般承継人と当該会員との間には委任契約が成立しているものとみなす。

4 第一項の規定により取引所が本人の一般承継人又は他の会員をして当該売買取引の決済を結了させる場合において、当該売買取引が委任に係るものであるときの当該一般承継人又は当該会員と当該売買取引の委託

者との間についても、また前項と同様とする。
(会員信託金)

第三十八條 会員は、定款で定めるところにより、取引所に対し、当該会員が商品市場において売買取引する商品ごとに会員信託金を預託しなければならない。

2 会員は、前項の会員信託金を預託した後でなければ、商品市場において売買取引をしてはならない。

3 会員信託金は、有価証券(国債証券、地方債証券又は証券取引所の開設する市場において売買取引される社債券若しくは株券のうち取引所が主務大臣の承認を受けて指定するものをいう。)をもつて、これに充てることができる。

4 前項の有価証券の充用価格は、時価を参し、やくして政令で定めるところにより算出した価格をこえてはならない。

5 商品仲買人に対して商品市場における売買取引を委託した者は、その委託により生じた債権に関し、当該商品市場において売買取引する商品についての商該商品仲買人の会員信託金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

6 前項の優先弁済を受ける権利を互に競合するときは、会員でない委託者の有する権利は、会員たる委託者の有する権利に対し優先する。

(帳簿の区分経理及び保存)

第三十九條 会員は、主務省令で定めるところにより、商品市場における売買取引と商品市場外における売買とを帳簿上区分して経理し、且つ、帳簿その他業務に関する書類を保存しておかなければならない。
(制裁規程)

第四十條 取引所は、その定款において、会員が、この法律、この法律に基く命令、これらの法令に基いてする主務大臣の処分若しくは当該取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反した場合、又は政令で取引の信義則に背反するものと指定する行為をした場合において、取引所の健全な運営を確保し、又は会員及び商品市場における売買取引の委託者の利益を確保するため必要があると認めるときは、当該会員に対し、十万円以下の過怠金を科し、若しくはその者の商品市場における売買取引の停止若しくは制限を命じ、又は当該会員を除名する旨を定めなければならない。

第五章 商品仲買人

(商品仲買人の要件)

第四十一條 商品市場において売買取引をすることができる商品仲買人は、当該商品市場において売買取引をすることができる会員であつて、取引所別に主務省に備える商品仲買人登録簿に登録を受けたものに限る。
(資産上の要件)

第四十二條 取引所は、その定款をもつて、上場商品ごとに、商品市場において当該商品を売買取引する商品仲買人の純資産額の最低額を定めなければならない。但し、当該最低額は、商品の取引単位、取引高その他の取引事情及び委託者の保護を考慮して商品ごとに政令で定める額を下つてはならない。

2 商品仲買人が二種以上の商品を商品市場において売買取引する場合には、それぞれの商品についての前項の純資産額の最低額のうち最も多い額のものをもその商品仲買人の純資産額の最低額とする。

3 商品仲買人の純資産額が前二項の規定による最低額を下ることとなつたときは、主務大臣は、理由を示し、遅滞なく、当該商品仲買人に商品市場における売買取引の受託の停止を命じ、且つ、その旨をその者の所屬する取引所に通知しなければならない。

- 4 前項の場合において、当該商品仲買人が受託の停止を命ぜられた日から六月以内にその者の純資産額が第一項又は第二項の規定による最低額以上に回復したときは、主務大臣は、前項の規定による受託の停止を解除しなければならない。
- 5 二種以上の商品について委託を受けて商品市場において売買取引する商品仲買人で第三項の規定により売買取引の委託を停止されたものの純資産額が第二項の規定による最低額には満たないが、停止前にその売買取引していた商品のいずれかについての第一項の規定による最低額以上である場合において、当該商品仲買人が前項に規定する期間内に当該最低額に係る商品のみを委託を受けて商品市場において売買取引することについての届出書を主務大臣に提出したときは、主務大臣は、第三項の規定による売買取引の受託の停止を当該商品について解除しなければならない。
- 6 第三項の場合において、商品仲買人の純資産額が第四項に規定する期間内に第一項の規定による最低額以上に回復しないとき、又は第四項に規定する期間内に第二項の規定による最低額以上に回復せず、且つ、商品仲買人が前項の規定による届出をしないときは、主務大臣は、当該商品仲買人の登録を取り消さなければならない。
- 7 第五項の場合において、第三項の規定による売買取引の受託の停止を解除されない商品については、主務大臣は、第四項に規定する期間経過後なるべくすみやかに当該商品仲買人に関する登録事項中当該商品に係る部分をまつ消ししなければならない。
- 8 主務大臣は、第四項若しくは第五項の規定により受託の停止を解除したとき、第六項の規定により登録を取り消したとき、又は前項の規定により登録事項をまつ消したときは、理由を示し、遅滞なく、その旨を本人及びその者の所属する取引所に通知しなければならない。

9 第十五條第二項から第六項までの規定は、第三項から第七項までの規定により主務大臣が受託の停止を命じ、若しくは解除し、又は登録事項をまつ消する場合について、第二十五條第八項の規定は、第一項の純資産額の計算について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者にその旨を通知し、登録申請者」とあるのは「当該商品仲買人にその旨を通知し、当該商品仲買人(法人である場合には、その役員)」と読み替えるものとする。

(商品仲買人の特権)

第四十三條 商品仲買人以外の者は、商品市場における売買取引の委託を受けることができない。

(登録の申請)

第四十四條 商品仲買人になろうとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書をその者が商品仲買人として売買取引しようとする商品市場を開設する取引所ごとに作製し、その者の所属する当該取引所を經由して、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 本店又は主たる事務所及び商品市場における売買取引の受託を取り扱う支店その他の従たる営業所又は事務所の名称及び所在の場所
- 三 その者が商品仲買人として商品市場において売買取引する商品及び当該商品市場を開設する取引所の名称
- 四 法人であるときは、その資本金額(出資総額若しくは株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう)及び役員の氏名
- 五 個人であるときは、その者の氏名

取引所税 商品取引所法

取引所税 商品取引所法

二六八

- 2 前項の場合において、当該取引所は、登録申請者が前項第三号の商品を商品市場において売買取引することができる会員であるときは、これを受理し、遅滞なく、主務大臣に送付しなければならない。
- 3 第一項の登録申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 法人であるときは、定款、当該法人の登記簿の謄本、役員履歴書及び戸籍抄本又は戸籍証明書並びに当該法人が第二十四條第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに第四十二條第一項に規定する純資産額に関する調査
 - 二 個人であるときは、その者（その者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人。以下本号において同じ。）の履歴書及び戸籍抄本又は戸籍証明書、その者が第二十四條第一項第一号から第六号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面並びに第四十二條第一項に規定する純資産額に関する調査
- 4 前項各号の純資産額に関する調査は、登録申請日前三十日以内の日の現在において作製したものでなければならない。

（登録及びその通知）

- 4 第四十五條 前條第一項の規定による登録の申請があつた場合においては、第四十八條の規定により登録を拒否する場合を除くの外、主務大臣は、登録申請書を受理した日から六十日を経過した日までに、商品仲買人登録簿に前條第一項各号に掲げる事項及び登録年月日を登録しなければならない。
- 2 主務大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録申請者及びその者の所属する取引所に通知しなければならない。

（登録手数料及び仲買保証金）

- 4 第四十六條 前條第二項の通知を受けた登録申請者は、通知を受けた日から三十日以内に、政令で定めるところにより、登録手数料として三千円を納付しなければならない。
- 2 登録申請者は、前項の登録手数料を納付し、且つ、第四十七條第一項の仲買保証金を預託した後でなければ、商品市場における売買取引の委託を受けてはならない。

（仲買保証金）

- 4 第四十七條 商品仲買人は、第四十五條第二項の通知を受けたときは、取引所の定款で定めるところにより、取引所に対し、第四十五條第一項の規定による登録がある商品ごとに、並びに本店又は主たる事務所及び同項の規定による登録がある支店その他従たる営業所又は事務所ごとに、第二項の規定により取引所の定款で定める仲買保証金を預託しなければならない。
- 2 前項及び第五十條第一項に規定する仲買保証金の額は、商品ごとに、当該商品仲買人の本店又は主たる事務所については三十万円、前項に規定する支店その他の従たる営業所又は事務所については一箇所につき五万円を下らない範囲内で取引所が定款で定める。
- 3 商品仲買人に対して商品市場における売買取引を委託した者は、その委託により生じた債権に関し、当該商品仲買人の当該商品市場において売買取引する商品についての仲買保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。
- 4 第三十八條第三項、第四項及び第六項の規定は、仲買保証金について準用する。

（登録の拒否）

- 4 第四十八條 主務大臣は、商品仲買人の登録を申請した者が左の各号の一に該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

取引所税 商品取引所法

二六九

- 一 第二十四條第一項各号の一に該当するとき。
 - 二 純資産額が第四十二條第一項の規定により取引所の定める額に満たないとき。
 - 三 他の会員が現に使用する商号又は他の会員の営業若しくは事業と誤認される虞のある商号を当該会員の許諾を得ないで使用しようとするとき。
 - 四 登録申請者が提出した登録申請書又は第四十四條第三項各号に掲げる書類の記載事項のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。
- 2 第十五條第二項から第六項まで及び第四十五條第二項の規定は、前項の規定による登録の拒否について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者又は」とあるのは「登録申請者(法人である場合には、その役員)又は」と読み替えるものとする。
- (登録の変更)

第四十九條 商品仲買人は、第四十四條第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨の変更届出書をその者の所属する取引所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書には、その変更を証する書面並びに変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、戸籍抄本又は戸籍証明書及びその者が第二十四條第一項第一号から第六号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面を添附しなければならない。但し、その変更が第四十四條第一項第二号に係るものであるときは、この限りでない。

3 商品仲買人は、第四十四條第一項第三号に掲げる事項について変更しようとするときは、その者の所属する取引所を経由して、主務大臣に登録変更申請書を提出しなければならない。

4 第十五條第二項から第六項まで、第四十四條第二項、第四十五條、第四十六條第二項及び前條第一項並びに同條第二項中第四十五條第二項の準用に関する部分の規定は、第一項の規定による変更の届出及び前項の規定による変更の申請について準用する。この場合において、第十五條第二項、第四十四條第二項、第四十五條第二項及び前條第一項第四号中「登録申請書」とあるのは「変更届出書又は登録変更申請書」と、第四十五條第二項中「登録申請者」にその旨を通知し、登録申請者」とあるのは「変更届出者又は登録変更申請者」にその旨を通知し、変更届出者又は登録変更申請者(これらの者が法人である場合には、その役員)」と、第四十五條第一項及び前條第一項第四号中「登録申請書」とあるのは「変更届出書又は登録変更申請書」と、第四十五條第二項中「前項の規定による登録」とあるのは「第四十九條第四項において準用する前項又は第四十八條第一項の規定による登録の変更又は登録の変更の拒否」と、前條第一項中「商品仲買人の登録を申請した者」とあるのは「変更届出者又は登録変更申請者」と読み替えるものとする。

(新営業所についての仲買保証金)

第五十條 商品仲買人は、新たに商品市場における売買取引の受託を取り扱う支店その他の従たる営業所又は事務所を設置する場合において、主務大臣からこれに関する登録変更をした旨の通知を受けたときは、取引所の定款で定めるところにより、当該営業所又は事務所についての仲買保証金を取引所に対し、預託しなければならない。

2 商品仲買人は、前項の仲買保証金を預託した後でなければ、当該支店その他の従たる営業所又は事務所において商品市場における売買取引の委託を受けてはならない。

(届出事項)

第五十一條 商品仲買人は、第四十二條第五項及び第四十九條第一項の規定により届け出る場合の外、左の各

取引所税 商品取引所法

- 号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 一 第二十四号第一項第一号、第二号、第六号から第八号まで若しくは第四十八條第一項第二号の一に掲げる者に該当することになったとき、又は登録当時第二十四條第一項各号若しくは第四十八條第一項第二号の一に掲げる者に該当していたことが判明したとき。
 - 二 死亡又は解散以外の事由に因り取引所を脱退したとき。
 - 三 商品市場における売買取引の受託業務を廃止したとき。
 - 四 商品市場における売買取引の受託業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- 2 商品仲買人が左の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 一 法人が合併に因り解散した場合においては、その業務を執行する役員であつた者
 - 二 法人が破産に因り解散し、又は個人が破産した場合においては、その破産管財人
 - 三 法人が合併又は破産以外の事由に由り解散した場合においては、その清算人
 - 四 個人が死亡した場合においては、その相続人

(登録の取消)

- 第五十二條 主務大臣は、第四十二條第六項の規定により商品仲買人の登録を取り消す場合を除くの外、商品仲買人が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消さなければならない。
- 一 第二十四條第一項第一号、第二号若しくは第六号から第八号までの一に掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録当時第二十四條第一項各号の一に掲げる者に該当していたことが判明したとき。
 - 二 不正の手段により第四十五條第一項の規定による登録を受けていたとき。

- 2 主務大臣は、第二百二十三條の規定により商品仲買人の登録を取り消す場合を除くの外、商品仲買人が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。
- 一 第四十六條第一項に規定する期間内に同項の規定による納付をしないとき。
 - 二 商品仲買人が正当な理由がないのに受託業務を開始することができることとなつた日から三月以内にその業務を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したとき。
 - 3 第十五條第二項から第六項まで及び第四十五條第二項の規定は、前二項の規定による登録の取消について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者」にその旨を通知し、登録申請者」とあるのは「当該商品仲買人にその旨を通知し、当該商品仲買人(法人である場合には、その役員)」と、第四十五條第二項中「登録申請者」とあるのは「当該商品仲買人」と読み替へるものとする。

(登録のまつ消)

- 第五十三條 主務大臣は、左の各号に掲げる場合においては、商品仲買人登録簿につき、当該商品仲買人に関する登録をまつ消しなければならない。
- 一 第四十二條第六項、前條第一項若しくは第二項又は第二百二十三條の規定により商品仲買人の登録を取り消したとき。
 - 二 第五十一條第一項第二号若しくは第三号又は同條第二項の規定による届出があつたとき。
 - 三 主務大臣が第五十一條第一項第二号若しくは第三号又は同條第二項各号に掲げる場合に該当するものと認め、商品仲買人又は同條第二項各号に掲げる者に通知して、その者又はその代理人の出頭を求め、積明のため証拠を提出する機会を與えるためその職員をして聴聞させた後、その事実を確認したとき。
- 2 前項の規定による登録のまつ消は、同項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合において、主

取引所税 商品取引所法

二七四

務大臣が当該各号に規定する日から三十日に満たない期間を定めて当該商品仲買人に通知したときは、その期間を経過するまでは、しないことができる。

- 一 前項第二号に掲げる場合においては、主務大臣が当該届出を受理した日
- 二 前項第三号に掲げる場合においては、主務大臣が当該事実を確認した日
- 三 第十五條第三項から第六項までの規定は、第一項第三号の規定により聴聞をする場合について、第四十五條第二項の規定は、第一項第二号及び第三号に規定する事由に因り登録をまつ、消した場合について準用する。この場合において、第四十五條第二項中「登録申請者」とあるのは「当該商品仲買人」と読み替えるものとする。

(帳簿の区分経理)

第五十四條 商品仲買人は、第三十九條の規定により区分経理する場合において、商品市場における売買取引についても、主務省令で定めるところにより、自己の計算による売買取引と委託者の計算による売買取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

第六章 機関

(役員)

第五十五條 取引所に、左の役員を置く。

- 理事長 一人
- 理事 二人以上
- 監事 二人以上

(役員の権限)

第五十六條 理事長は、取引所を代表し、その事務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、取引所を代表し、理事長を補佐して取引所の事務を掌理し、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。

3 監事は、取引所の事務を監査する。

(役員の欠格条件)

第五十七條 第二十四條第一項第一号から第六号までの一に掲げる者に該当する者は、役員になることができない。

(役員選挙)

第五十八條 役員(設立当時の役員を除く。)は、定款で定めるところにより、総会において、会員が選挙する。

2 前項の場合において、会員は、出資口数にかかわらず、各自一箇の選挙権を有する。

(役員任期)

第五十九條 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえることができない。

(仮理事及び仮監事)

第六十條 主務大臣は、理事又は監事の職を行う者がいない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

(役員解任の請求)

取引所税 商品取引所法

二七五

第六十一条 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができる。この場合において、その請求につき、総会員の半数以上が出席する総会において、出席会員の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失ふ。

2 前項の規定による解任の請求は、理事長及び理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又は定款若しくは業務規程の違反を理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、その理由を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事長は、その請求を総会の議に附し、且つ、総会の会日から十日までに、その請求に係る役員に対し、前項の規定による書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

(役員の兼職禁止)

第六十二条 役員は、他の取引所の役員の地位を占めてはならない。

2 理事長又は理事は、その者が理事長又は理事となつてゐる取引所の監事と、監事は、その者が監事となつてゐる取引所の使用人又は理事長若しくは理事と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第六十三条 取引所が理事長又は理事と契約をするときは、監事が取引所を代表する。取引所と理事長又は理事との訴訟についても、また同様とする。

(定款その他の書類の備置及び閲覧)

第六十四条 理事長は、定款、業務規程及び総会の議事録を取引所の各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならない。

- 一 氏名又は商号及び住所
- 二 加入年月日
- 三 出資口数、出資金額及びその拂込年月日
- 四 商品市場において売買取引する商品
- 五 商品仲買人であるときは、その旨、登録年月日及びその者が委託を受けて商品市場における売買取引をすることができる商品

3 会員及び取引所の債権者は、事業時間内いつでも、理事長に対し第一項の書類の閲覧を求め、かつ、この場合においては、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(民法及び商法の準用)

第六十五条 商法第二百五十四條第二項(取締役と会社との関係)、第二百六十六條(取締役の連帯責任)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の免除)の規定は、理事長、理事長及び監事について、民法(明治十九年法律第八十九号)第五十五條(代表権の委任)並びに商法第二百六十條から第二百六十二條まで(取締役の業務の執行及び会社の代表)、第二百六十七條、第二百六十八條(取締役に対する訴)及び第二百六十九條(取締役の報酬)の規定は、理事長及び理事について、同法第二百七十四條、第二百七十五條(報告の徴収及び書類の調査等)、第二百七十八條(取締役と監査役の連帯責任)及び第二百七十九條(監査役に対する訴)の規定は、監事について準用する。この場合において、商法第二百六十八條第一項及び第二百七十九條第一項中「資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「会員である五分の一以上の者」と読み替へるものとする。

(総会の招集)

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、いつでも臨時総会を招集することができる。
- 3 会員が総会員の五分の一以上の者の連署をもつて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して、総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
- 4 理事長の職務を行う者が不在とき、又は前項の請求があつた場合において理事長が正当な理由がないに招集の手続をしないときは、監事は、遅滞なく、総会を招集しなければならない。
- 5 前項の場合において、監事の職務を行う者が不在とき、又は監事が正当な理由がないのに前項の手続をしないときは、第三項の会員は、主務大臣の承認を得て、総会を招集することができる。
- 6 総会を招集するには、会日から十日前までに、各会員に対して、その通知を発しなければならない。但し第二項から前項までに規定する招集については、定款でこの期間を短縮することができる。
- 7 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載しなければならない。

(総会の決議事項)

第六十七條

この法律に特別の定があるものの外、左の事項は、総会の決議を経なければならない。

- 一 財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案及び損失処理案の承認
- 二 経費の賦課及び徴收の方法
- 三 その他定款で定める事項(第二十五條第六項の規定による会員の除名及び第二百二十二條の規定による主

務大臣の命令に基いてする会員の除名を除く。)

(総会の特別決議事項)

第六十八條 左の事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 解散
- 三 会員の除名(第二十五條第六項の規定によつてする場合及び第二百二十二條の規定による主務大臣の命令に基いてする場合を除く。)
- 2 取引所は、その定款を変更したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(総会の議事)

第六十九條 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定がある場合を除いて、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

- 2 議長は、総会において選任する。
- 3 議長は、会員として総会の決議に加わる権利を有しない。
- 4 総会においては、第六十六條第六項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

(議決権の代理行使)

- 第七十條 会員は、定款で定めるところにより、代理人をもつて議決権を行うことができる。
- 2 前項の規定により議決権を行う者は、総会に出席したものとみなす。

取引所税 商品取引所法

- 3 第一項の代理人は、会員でなければならない。
- 4 第一項の代理人は、代理権を証する書面を取引所に差し出さなければならない。

(商法の準用)

第七十一條 商法第二百三十九條第四項、第二百四十條（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四條（株主総会の議事録）、第二百四十五條（第一項第一号から第三号までを除く。）（取締役又は監査役の責任の免除の特別決議）及び第二百四十七條から第二百五十三條まで（株主総会の決議の取消又は無効の訴）の規定は、総会について準用する。この場合において、商法第二百四十五條第一項及び第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第六十八條第一項」と、同法第二百四十五條第二項において準用する第二百六十八條第一項及び第二百七十九條第一項中「資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「会員である五分の一以上の者」と読み替へるものとする。

第七章 計算

(会員信託金等の運用方法)

- 第七十二條 取引所は、左の方法によるの外、会員信託金又は仲買保証金として預託を受けたものを運用することができない。
- 一 国債証券又は地方債証券の買入
 - 二 銀行への預け金又は郵便貯金
 - 三 信託会社又は信託業務を営む銀行に対する金銭信託
- 2 取引所は、前項第三号の金銭信託をしようとするときは、当該取引所を元本及び利益の受益者として、当該信託会社又は信託業務を営む銀行と契約しなければならない。

(損失てん補準備金)

- 第七十三條 取引所は、定款で定めるところにより 毎事業年度の剰余金の百分の十以上を損失てん補準備金として積み立てなければならない。
- 2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(剰余金の配当禁止)

第七十四條 取引所は、剰余金の分配をしてはならない。

(決算関係書類の提出)

第七十五條 理事長は、通常総会の会日の二週間前までに、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出しなければならない。

(商法の準用)

第七十六條 商法第二百八十二條から第二百八十五條まで（会社の計算）の規定は、取引所の計算について準用する。この場合において、商法第二百八十二條第二項又は第二百八十三條第一項中「前掲ニ掲グル書類」又は「第二百八十二條ニ掲グル書類」とあるのは「商品取引所法第七十五條に規定する書類」と読み替へるものとする。

第八章 商品市場における売買取引

(取引資格)

第七十七條 商品市場における売買取引は、その市場を開設する取引所の会員であつて、第十四條第一項の規定により当該商品市場に上場する商品を売買取引する旨の登録がしてあるものでなければならない。

取引所税 商品取引所法

取引所税 商品取引所法

二八二

(業務規程)

第七十八條 取引所は、その業務規程において、左に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

- 一 売買取引の種類及び期限
- 二 立会の開閉
- 三 立会の停止
- 四 売買取引の締結の方法
- 五 受渡その他の決済の方法
- 六 前各号に掲げる事項の外、売買取引に関し必要な事項

2 取引所は、その業務規程を変更したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
(売買証拠金)

第七十九條 取引所は、定款で定めるところにより、会員をして、商品市場における売買取引について、売買証拠金を預託させることができる。

2 前項の売買証拠金は、定款で定めるところにより、第三十八條第三項に規定する有価証券又は当該商品市場における上場商品の保管を証する倉荷証券をもつて、これに充てることができる。

3 第三十八條第四項の規定は、前項の有価証券又は倉荷証券の充用価格について準用する。
(商品の格付)

第八十條 上場商品の格付の方法、格付表その他格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。
2 前項の場合において、商品市場における売買取引のために、当該商品の等級について定められた国定規格があるときは、取引所は、これに従わなければならない。

3 会員は、取引所が業務規程で定めるところにより行う格付に従わなければならない。

4 取引所は、格付人を選任する必要がある場合においては、当該取引所の会員以外の者のうちから選任しなければならない。

5 前項の格付人は、取引所の使用人としなければならない。

(売買取引の決済)

第八十一條 商品市場における売買取引の決済は、業務規程の定めるところにより、取引所を経てしなければならない。

2 前項の決済に関する事務は、取引所自ら行わなければならない。

(売買取引の繰延の禁止)

第八十二條 商品市場における売買取引は、取引所の格付の遅延その他取引所につき生じた事由による場合を除くの外、その履行期を繰り延べて決済してはならない。

(立会の臨時的開閉等の届出)

第八十三條 取引所は、その成立後最初に立会を行ったとき、及び臨時に立会を開閉し、又は停止し、若しくはその停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(債務不履行に因る損害賠償)

第八十四條 会員は、商品市場における売買取引に基づく債務の不履行に因る債権に関し、当該売買取引の相手方たる会員の当該商品市場において売買取引する商品についての会員信託金及び仲買保証金並びに当該商品市場における売買取引についての売買証拠金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

2 第三十八條第五項及び第四十七條第三項の規定による商品市場における売買取引の委託者が優先弁済を受

取引所税 商品取引所法

二八三

ける権利は、前項の規定にかかわらず、同項の会員信託金及び仲買保証金についての会員の権利に対して優先する。

(総売買取引高等の揭示及び公表)

第八十五条 取引所は、その開設する商品市場における毎日の総売買取引高及び売買取引の成立価格をその日に当該商品市場に掲示しなければならない。

2 取引所は、その開設する商品市場における毎日の最高、最低及び最終価格を表示する相場表をその日に公表しなければならない。

(相場及び売買取引高報告書の提出)

第八十六条 取引所は、主務省令で定めるところにより、当該取引所の開設する商品市場における毎日及び毎日の相場及び売買取引高報告書を作製し、これを主務大臣に提出しなければならない。

(取引停止の場合における売買取引の決済の結了)

第八十七条 第三十七条の規定は、会員の商品市場における売買取引がこの法律又は取引所の定款で定めるところにより停止された場合に準用する。

(仮装売買、なれ合売買等の禁止)

第八十八条 何人も、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 商品の所有権の移転を目的としない売買取引をすること。
- 二 仮装の売買取引をし、又は偽つて自己の名を用いないで売買取引をすること。
- 三 自己のする売付と同時期に、それと同価格において、他人が当該商品を買付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付をすること。

四 自己のする買付と同時期に、それと同価格において、他人が当該商品を売り付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該買付をすること。

五 単独で又は他人と共同して、当該商品の売買取引が繁盛であると誤解させるべき一連の売買取引又は当該商品の相場を変動させるべき一連の売買取引をすること。

六 前各号に掲げる行為の委託又は受託をすること。

七 商品市場における相場が自己又は他人の市場操作によつて変動すべき旨を流布すること。

八 商品市場における商品の売買取引をするにつき、重要な事項について虚偽の表示又は誤解を生ぜしむべき表示を故意にすること。

(仮装売買等をした者の損害賠償責任)

第八十九条 前條の規定に違反した者は、当該違反行為に因り形成された価格により商品市場における当該商品の売買取引又はその委託をした者が当該売買取引又は委託につき受けた損害を賠償する責に任ずる。

2 前項の規定による賠償の請求権は、請求権者が前條の規定に違反する行為があつたことを知つた時から一年間又は当該行為があつた時から三年間これを行わないときは、時効に因つて消滅する。

(会員の取引の制限)

第九十条 主務大臣は、商品市場において、買占、売りくずし、その他の方法より過大な数量の取引が行われ、又は不当な価格が形成されていると認める場合において、商品市場における秩序を維持し、且つ、公益を保護するため必要があると認めるときは、会員に対し、商品市場における売買取引又はその受託を制限することができる。

第九章 商品市場における売買取引の受託

取引所税 商品取引所法

取引所税 商品取引所法

(受託の取扱場所)

第九十一條 商品仲買人は、第四十五條第一項(第四十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定による登録がしてあるその営業所又は事務所以外の場所で、商品市場における売買取引の委託を受け、又は自己(法人である場合には、その役員)以外の者に委託を勧誘させてはならない。

2 商品仲買人は、前項の営業所又は事務所ごとにその見やすい箇所に、主務省令で定める標識を掲げなければならない。

(受託者が占有する商品等の処分の制限)

第九十二條 商品仲買人は、委託者から預託を受けて、又はその者の計算において自己が占有する物をその者の書面による同意を得ないで、担保に供し、貸し付け、その他委託の趣旨に反して処分してはならない。

(委託の媒介等の制限)

第九十三條 商品市場における売買取引の委託の媒介、取次及び代理は、商品仲買人でなければならないことなきない。

(吞行為の禁止)

第九十四條 商品市場における売買取引の委託を受けた商品仲買人又は商品仲買人に対する商品市場における売買取引の委託を媒介し、取次し、若しくは代理することを引き受けた商品仲買人は、商品市場において、売付若しくは買付をせず、又は商品仲買人に対しその媒介、取次若しくは代理をしないで、自己がその相手方となつて、売買を成立させてはならない。

(売買成立の通知)

第九十五條 商品仲買人は、委託を受けた商品市場における売買取引が成立したときは、遅滞なく、書面をも

つて、成立した価格及び数量並びに成立の日を委託者に通知しなければならない。

(受託契約準則への準拠)

第九十六條 商品仲買人は、商品市場における売買取引の委託については、その所属する取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

2 取引所は、その受託契約準則において、左に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

- 一 売買取引の受託の條件
- 二 受渡その他の決済の方法
- 三 前各号に掲げる事項の外、売買取引の受託に関し必要な事項
- 3 取引所は、その受託契約準則を変更したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(委託手数料及び委託証拠金)

第九十七條 商品仲買人は、商品市場における売買取引の受託をするときは、委託者から委託手数料を徴し、及び担保として委託証拠金を徴しなければならない。

2 主務大臣は、取引の公正を確保し、及び委託者又は受託者を保護するため必要があると認めるときは、商品の種類別にその価格及び数量を基準として、主務省令で前項の委託手数料又は委託証拠金の料率を定めることができる。

第十章 解散及び清算

(解散)

第九十八條 取引所は、左の事由に因つて解散する。

取引所税 商品取引所法

- 一 定款で定めた存立時期の満了又は解散事由の発生
 - 二 総会の決議
 - 三 破産
 - 四 取引所の登録の取消
 - 五 会員の数がすべての上場商品について十人以下となつたこと。
- 2 取引所は、前項第一号から第三号まで又は第五号の規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(二)部の商品市場の閉鎖)

第九十九條 取引所は、その開設する商品市場において売買取引する会員の数が十人以下となつたときは、前條第一項第五号の規定により解散する場合を除くの外、当該商品市場における売買取引を停止し、第二十條第一項の規定による登録の変更の申請をしなければならない。

(清算人)

第百條 取引所が解散したときは、破産の場合を除いては、理事長及び理事がその清算人となる。但し、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 主務大臣は、第九十八條第一項第四号の規定により取引所が解散したとき、又は清算人の職を行う者がないときは、清算人を選任する。

(商法の準用)

第百一條 商法第十六條、第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十八條、第二百二十九條第二項及び第三項(合名会社の清算関係)、第四百十八條から第四百二十五條まで、第四百二十六條第一項並びに第四百二十七條

(株式会社の清算関係)の規定は、取引所の清算について準用する。

2 第六十二條から第六十四條まで、第六十六條及び第七十五條並びに商法第二百四十四條第二項(議事録署名義務者)、第二百四十五條第一項第四号(取締役の責任の免除に関する部分に限る。)、第二百四十七條、第二百四十九條(総会の決議の取消)、第二百五十四條第二項(会社と取締役との委任関係)、第二百六十一條(取締役の代表権)、第二百六十五條から第二百六十九條まで(取締役の責任及び取締役に対する訴)、第二百七十四條、第二百七十五條(監査役の調査権限等)、第二百七十八條(監査役及び取締役の連帯責任)及び第二百八十二條から第二百八十四條まで(取締役の計算書類の公示及び総会への提出義務並びに取締役又は監査役に対する責任の解除)の規定は、清算人について準用する。この場合において、商法第二百四十五條第一項及び第二百四十七條第一項中「資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「会員である五分の一以上の者」と、同法第二百八十二條第一項又は第二百八十三條第一項中「前條ニ掲グル書類」又は「第二百八十一條ニ掲グル書類」とあるのは「商品取引所法第百一條第二項において準用する同法第七十五條に規定する書類」と読み替へるものとする。

第十一章 登記

(設立の登記)

第百二條 設立の登記は、第十四條第二項の規定による主務大臣の通知があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一 目的

取引所税 商品取引所法

取引所税 商品取引所法

- 二 名称
- 三 事務所
- 四 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は理由
- 五 出資の総額
- 六 出資一口の金額及びその拂込の方法
- 七 役員の名及び住所
- 八 理事に代表権を與えたときは、その代表権の範囲
- 九 公告の方法

3 取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の設立の登記)

第三百三條 取引所の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することをもつて足りる。

(事務所の移転の登記)

第四百四條 取引所が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所

在地においては三週間以内に前條第二項に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて足りる。

(変更の登記)

第四百五條 前條第二項各号に掲げる事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2 前條第二項第一号に掲げる事項の変更の登記でその変更が上場商品に係るものについては、前項の規定にかかわらず、第二十條第三項において準用する第十四條第二項の規定による主務大臣の通知があつた日から前項の期間を起算する。

3 前條第二項第五号に掲げる事項の変更の登記は、第一項の規定にかかわらず、毎事業年度末の現在日より事業年度終了後主たる事務所の所在地において四週間以内、従たる事務所の所在地においては五週間以内に行うことができる。

(解散の登記)

第四百六條 取引所が解散したときは、破産の場合を除くの外、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第四百七條 清算人が就職したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地に

取引所税 商品取引所法

においては三週間以内に左の事項を登記しなければならない。

一 清算人の氏名及び住所

二 清算人で取引所を代表しない者があるときは、取引所を代表すべき者の氏名

三 数人の清算人が共同して取引所を代表すべき定があるときは、その定

2 第二百五條第一項の規定は、前項の規定により登記した事項の変更の登記について準用する。

(清算終了の登記)

第百八條 取引所の清算が終了したときは、第百一條第一項において準用する商法第四百二十七條第一項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

(登記の管轄)

第百九條 取引所の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に、商品取引所登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第百十條 取引所の設立の登記は、役員全員の申請によつてする。

2 前項に規定する設立の登記の申請書には、第十四條第一項の規定により取引所が商品取引所登録簿に登録されたことを証する書面及び定款並びに出資の拂込及び役員を選任があつたことを証する書面を添附しなければならない。

(従たる事務所における設立の登記の申請)

第百十一條 第百二條第三項の規定による登記は、理事長の申請によつてする。

(変更の登記の申請)

第百十二條 取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第百二條第二項各号に掲げる事項の変更の登記は、理事長又は清算人の申請によつてする。

2 前項に規定する登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3 第百五條第二項の登記の申請書には、前項の書面の外、第二十條第三項において準用する第十四條第一項の規定による登録の変更を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)

第百十三條 取引所の解散の登記は、破産の場合及び第三項に規定する場合を除くの外、清算人の申請によつてする。

2 前項の規定による登記の申請書には、解散の事由を証する書面及び理事長又は理事が清算人でない場合においては、清算人の資格を証する書面を添附しなければならない。

3 取引所が主務大臣の登録の取消の処分により解散する場合における解散の登記は、主務大臣の囑託によつてする。

(清算人の登記の申請)

第百十四條 第百七條第一項の規定による登記は、清算人の申請によつてする。

2 第百七條第一項の規定による登記の申請書には、理事長又は理事が清算人とならない場合においては、清算人の資格を証する書面を添附しなければならない。

3 第七條第二項において準用する第一百五條第一項の規定による変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。
(清算終了の登記の申請)

第一百五條 第八條の規定による登記は、清算人の申請によつてする。

2 第八條の規定による登記の申請書には、清算人が第一條第一項において準用する商法第四百二十七條第一項の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。
(登記事項の公告)

第十六條 登記した事項は、登記所において、遅滞なく、公告しなければならない。
(登記の効力)

第十七條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(非訟事件手続法の準用)

第十八條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百三十九條ノ二、第四百二十二條から第五百十條まで、第五百十條ノ三から第五百五十一條ノ六まで及び第五百五十四條から第五百五十七條まで(商業登記の通則)の規定は、この法律による登記について準用する。

第十二章 監督

(報告及び資料の提出の要求)

第十九條 主務大臣は、業務の監督上必要があると認めるときは、取引所又は会員に対し、その業務又は財産に関し、参考となるべき報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第二十條 主務大臣は、決済を将来に行う売買取引により商品の価格を急激に又は不合理に変動させる過大な投機を防止することによつて、公益を保護するため、又は取引の信義則を確保するため必要があると認めるときは、部下の職員をして、取引所又はその会員の事務所又は営業所に立ち入り、又はその帳簿書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により会員の事務所又は営業所に立入検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該会員が所有し、又は預託を受けた商品で前項の事務所又は営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該会員をして当該商品の保管を証する書面をその場所の管理者に呈示させてその場所に立ち入り、当該会員を立ち合せて当該商品を検査することができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

(取引所に対する監督上の処分)

第二十一條 主務大臣は、取引所が左の各号の一に該当する場合において、決済を将来に行う売買取引により商品の価格を急激に又は不合理に変動させる過大な投機を防止することによつて、公益を保護するため、又は取引の信義則を確保するため必要且つ適当であると認めるときは、当該取引所に対し、当該各号に掲げる処分をすることができる。

一 この法律、第二十五條第一項、第三十八條第四項(第四十七條第四項及び第七十九條第三項において準用する場合を含む。)、第四十二條第一項若しくは第四十六條第一項の規定に基づく政令(以下本章において「この法律に基づく政令」という。)、第二十五條第八項、第三十九條、第五十四條、第八十六條、第九十一條

第二項若しくは第九十七條第二項の規定に基く省令(以下本章において「この法律に基く省令」という。)若しくは第九十九條、第二十條第一項若しくは第二項、第二十二條第一項第二号若しくは第二項、第二十二條、第二百二十四條若しくは第三十二條第一項の規定による主務大臣の処分(以下本章において「この法律に基いてする主務大臣の処分」という。)に違反したとき、又は会員がこの法律、この法律に基く政令、この法律に基く省令若しくは当該定款を遵守させるために当該取引所がこの法律、この法律に基く政令、この法律に基く省令又は当該定款により認められた機能の行使その他必要な措置をすることを怠つたときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

二 取引所の行為又はその開設する商品市場における売買取引の状況が公益上有害であると認めるときは、十日以内の期間を定めて売買取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は内閣の議を経て、三月以内の期間を定めてその業務の全部の停止を命ずること。

2 主務大臣は、不正の手段により取引所の役員になつた者のあつたことを発見したとき、又は取引所の役員がこの法律、この法律に基く政令、この法律に基く省令若しくはこの法律に基いてする主務大臣の処分に違反したときは、当該取引所に対し、当該役員に解任を命ずることができる。

(会員に対する監督上の処分)

第二百二十二條 主務大臣は、会員がこの法律、この法律に基く省令又はこの法律に基いてする主務大臣の処分に違反したときは、取引所に対し当該会員を除名すべき旨若しくは六月以内の期間を定めて当該会員の商品市場における売買取引を停止すべき旨を命じ、又は、当該違反行為が法人たる会員の

役員に係るものであるときは、当該会員に対し当該違反行為をした役員を解任すべき旨を命ずることができる。

(商品仲買人に対する監督上の処分)

第二百二十三條 主務大臣は、商品仲買人がこの法律、この法律に基く省令又はこの法律に基いてする主務大臣の処分に違反したときは、その登録を取り消し、又は当該商品仲買人に対し、六月以内の期間を定めて商品市場における売買取引若しくはその受託の停止を命じ、若しくは、当該違反行為が法人たる商品仲買人の役員に係るものであるときは、当該役員に解任を命ずることができる。

(定款等の変更(命令))

第二百二十四條 主務大臣は、取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則及び取引に関する慣行について、商品の流通高に比して余りにも過大な売買取引が行われることを防止し、又は取引所が商品仲買人から仲買保証金の預託を受けることを怠ることを防止する等公益又は委託者を保護するため必要且つ適當であると認めるときは、当該取引所に対し、これらの変更を命ずることができる。

(聴聞の規定の準用)

第二百二十五條 第十五條第二項から第七項までの規定は、主務大臣が前四條の規定による処分をしようとする場合について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者にその旨を通知し、登録申請者」とあるのは「その処分をしようとする者にその旨を通知し、その処分をしようとする者(法人である場合には、その役員)」と、同條第七項中「登録申請者」とあるのは「その処分をしようとする者」と読み替えるものとする。

(仲介の申立)

第二百二十六條 商品市場における売買取引に関し、取引所、会員又は委託者相互の間に紛争がある場合においては、当事者は、その紛争の解決を図るため商品取引所取引紛争審査会（以下「審査会」という。）に申し出て、仲介を求めることができる。

(仲介の申立の方法)

第二百二十七條 前條の規定による申立は、左に掲げる事項を記載した書面を審査会に提出してしなければならない。

- 一 申立人の氏名又は商号、職業及び住所
- 二 紛争の相手方の氏名又は商号、職業及び住所
- 三 申立の趣旨
- 四 紛争の実情
- 五 参考となる書類の表示
- 六 申立の年月日

(仲介の方法)

第二百二十八條 審査会は、前條に規定する書面を受理したときは、期日を定めて、申立人及び相手方の出頭を求め、その意見を聞いて、仲介を行う。

- 2 前項の出頭を求められた当事者は、自ら出頭しなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合においては、審査会の承認を得て、代理人を出頭させることができる。
- 3 審査会は、第一項の規定による仲介を行うため必要があると認めるときは、左の各号に掲げる処分をする

ことができる。

- 一 参考人に出頭を求めてその意見を聴取し、又は参考人からその意見若しくは報告を提出させること。
- 二 鑑定人に出頭を求めて鑑定させること。
- 三 紛争の当事者に対し、紛争に関係のある帳簿書類その他の物件の提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

4 審査会は、第一項の規定による仲介を行うため必要があると認めるときは、主務大臣に申し出て、当事者が所有し、又は占有する紛争に係る帳簿書類その他の物件の現地調査を求め、又は提出物件を留め置くこと。

5 前項の請求があつたときは、主務大臣は、その部下の職員をして、当事者の事務所又は営業所に立ち入り、当該物件を検査させることができる。

6 第二百二十條第二項及び第三項の規定は、前項の立入検査について準用する。この場合において、同條第二項中「会員の事務所又は営業所」とあるのは「当事者の事務所又は営業所」は、「当該会員」とあるのは「当事者」と、「前項の事務所又は営業所」とあるのは「当事者の事務所又は営業所」と読み替えるものとする。

(協定案の作成)

第二百二十九條 審査会は、仲介に基く協定案を作成して紛争の当事者に示し、その受諾を勧告する。

(協定書)

第二百三十條 当事者の双方が前條の協定案を受諾したときは、協定案を作成し、署名して印をおし、これを審査会に提出しなければならない。

(協定の不履行)

第二百三十一條 当事者の双方が第二百二十九條の協定案を受諾した場合において、その一方が協定を履行しない

取引所税 商品取引所法

ときは、その相手方は、その旨を審査会に報告しなければならない。
(協定不履行の場合の処分)

第百三十二條 当事者の双方が第百二十九條の協定案を受諾した場合において、当事者たる取引所又は会員が協定を履行しないときは、主務大臣は、取引所に対しその役員を解任すべき旨若しくは当該会員の商品市場における売買取引を停止すべき旨を命じ、又は、当該会員が法人である場合には、当該会員に対しその役員を解任すべき旨を命ずることができる。

2 第十五條第二項から第七項までの規定は、主務大臣が前項の規定による処分をする場合について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者」にその旨を通知し、登録申請者」とあるのは「前項の処分をしようとする取引所又は会員にその旨を通知し、当該取引所若しくは会員（法人である場合には、その役員）」と、同條第七項中「登録申請者」とあるのは「その処分をしようとする取引所又は会員」と読み替えるものとする。

(協定案の公表)

第百三十三條 主務大臣は、当事者の一方又は双方が第百二十九條の協定案を受諾することを拒否した場合において、商品市場における売買取引の公正を確保するため又は商品市場における売買取引の委託者若しくは受託者を保護するため必要且つ適当であると認めるときは、当事者の秘密に属する事項を除き、仲介の経過及び協定案を理由を示して公表することができる。

(仲介の申立の制限)

第百三十四條 当事者の双方が仲介に基く協定案を受諾したときは、当事者は、当該仲介が行われた紛争について、更に仲介の申立をすることができない。

第十四章 商品取引所取引紛争審査会

(設置)

第百三十五條 第百二十八條第一項の規定による仲介を行わせるため、通商産業省の附属機関として審査会を設置する。

(組織)

第百三十六條 審査会は、委員三人をもつて組織する。

2 委員は、左に掲げる者につき、通商産業大臣が任命する。

一 大蔵省の職員 一人

二 農林省の職員 一人

三 通商産業省の職員 一人

3 委員は、非常勤とする。

第十五章 商品取引所審議会

(設置)

第百三十七條 この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、通商産業省の附属機関として商品取引所審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第百三十八條 主務大臣は、左に掲げる行為をしようとするときは、審議会の議決を経なければならない。

一 この法律に基く政令案又は省令案の立案

二 第四條の規定による承認

取引所税 商品取引所法

- 三 第十四條第一項(第十九條第三項及び第二十條第三項において準用する場合を含む。)(又は第四十五條第一項(第四十九條第四項において準用する場合を含む。))の規定による登録
 - 四 第十五條第一項(第十九條第三項及び第二十條第三項において準用する場合を含む。)(又は第四十八條第一項(第四十九條第四項において準用する場合を含む。))の規定による登録の拒否
 - 五 第二十一條第一項の規定による登録の取消及び登録に係る事項の一部の変更の命令又は第五十二條第一項若しくは第二項の規定による登録の取消
 - 六 第三十八條第三項(第四十七條第四項において準用する場合を含む。))の規定による承認
 - 七 第六十條の規定による選任
 - 八 第九十條の規定による処分
 - 九 第九十九條から第二百二十四條までの規定による処分
 - 十 第三百三十二條第一項の規定による処分
 - 十一 第四百四十三條第一項の規定による申立
- (組織並びに会長及び委員の任命等)
- 第三百二十九條 審議会は、会長一人及び委員四人をもつて組織する。
- 2 会長及び委員は、学識経験のある者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
 - 3 会長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、学識経験のある者のうちから会長又は委員を任命することができる。
 - 4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その会長又は委員を罷免しなければならない。

- 5 在任中の会長及び委員は、商品の売買取引に関係のある事業者団体と関係を持ち、又は商品市場における売買取引若しくはその受託を業として営む企業の役員、顧問若しくは評議員となり、直接間接に当該企業の経営に参加し、当該企業から反対給付を受け、若しくは当該企業に投資することができない。
 - 6 会長及び委員は、内閣総理大臣及び審議会の許可を得た場合に限り、前項の規定にかかわらず、自己の利益のために前項の企業の経営に参加し、又は当該企業の株式を保有し、若しくは取得することができる。
- (会長及び委員の任期)
- 第四百十條 会長及び委員の任期は、三年とする。但し、前任者の任期満了前に補欠任命を受けた会長又は委員は、前任者の残任期間在任するものとする。
- 2 会長及び委員は、再任されることができる。
- (罷免)
- 第四百十一條 内閣総理大臣は、会長又は委員が左の各号の一に該当するときは、これを罷免しなければならない。
- 一 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
 - 二 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。
 - 三 禁こ以上の刑に処せられたとき。
 - 2 内閣総理大臣は、会長又は委員が左の各号の一に該当するときその他会長又は委員が会長又は委員たるに適しないと認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと内閣総理大臣が認めるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項の場合においては、内閣総理大臣は、その理由を明らかにしなければならない。

(会長及び委員の実費弁償)

第四百二十二條 会長及び委員は、政令で定めるところにより、旅費、手当その他職務の遂行に伴う実費を受けらるものとする。

第十六章 雑則

(裁判所の禁止命令)

第四百十三條 裁判所は、緊急の必要があり、且つ、公益を保護するため必要且つ適當であると認めるときは、主務大臣の申立により、この法律に違反する行為をし、又はしようとする者に対し、その行為の禁止を命ずることができる。

2 前項の禁止命令は、回復しがたい事態が生じた場合にのみ発せられ、その必要がなくなつた場合には、すみやかに撤回されるものとする。

3 裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができる。

4 第一項及び前項に規定する事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。

5 第一項及び第三項に規定する裁判は、非訟事件手続法によつて行ふ。

(取引所の役員及び使用人等の秘密保持義務)

第四百十四條 取引所の役員若しくは使用人又はこれらの職にあつた者は、取引所の役員又は使用人としてのその職務に関して知得した秘密を他に漏らし、又はせつ用してはならない。

(相場によると博行為の禁止)

第四百十五條 何人も、商品市場における売買取引によらないで、商品市場における相場を利用して差金を授受することを目的とする行為をしてはならない。

(参考人等の費用の請求)

第四百十六條 第十五條第六項(第十九條第三項、第二十條第三項、第二十一條第二項、第四十二條第九項、第四十八條第二項、第四十九條第四項、第五十二條第三項、第五十三條第三項、第二百二十五條及び第三百二條第二項において準用する場合を含む。)又は第二百二十八條第三項第一号若しくは第二号の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

(登録、届出及び報告に関する細目)

第四百十七條 この法律による登録、届出及び報告に関する手続その他の細目については、政令で定める。

(主務大臣、主務省、主務省令及び権限の委任)

第四百十八條 この法律において主務大臣又は主務省又は農林省関係商品(第二條第二項第四号及び第五号に掲げる商品並びに同項第十号の規定により政令で定める商品のうち政令で指定するものをいう。以下同じ。)のみを上場する取引所については農林大臣又は農林省とし、農林省関係商品以外の商品(以下「通商産業省関係商品」という。)のみを上場する取引所については通商産業大臣又は通商産業省とし、農林省関係商品及び通商産業省関係商品を上場する取引所については農林大臣及び通商産業大臣又は農林省及び通商産業省とする。

2 前項の規定は、商品仲買人に関する主務大臣及び主務省について準用する。この場合において、前項中「上場する」とあるのは、商品取引所法

- 場する取引所」とあるのは「委託を受けて売買取引することができる商品仲買人」と読み替えるものとする。
- 3 この法律において主務省令は、農林省令、通商産業省令とする。
 - 4 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基く権限の一部を通商産業局長に行わせることができる。

(私的独占の禁止法との関係)

第四百十九條 この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用を排除し、又は同法に基く公正取引委員会の権限を制限するものと解してはならない。

(この法律に基く政令等の公正の確保)

第四百五十條 この法律に基く政令若しくは省令又はこの法律に基いてする主務大臣の処分は、不合理であつてはならず、又は個人若しくは法人に対し不公平に差別を附するものであつてはならない。

(聴聞における陳述等の義務)

第四百五十一條 何人も、自己が訴追又は処罰を受ける虞があることを理由として、第十五條第二項(第十九條第三項、第二十條第三項、第二十一條第二項、第四十二條第九項、第四十八條第二項、第四十九條第四項、第五十二條第三項、第二百二十五條又は第三百三十二條第二項において準用する場合を含む。)若しくは第五十三條第一項第三号の規定による聴聞又は第二百二十八條第一項の規定による仲介若しくは同條第三項の規定による処分において、陳述若しくは報告をし、第十九條の規定による報告若しくは資料の提出をし、又は第二百二十條第一項若しくは第二項若しくは第二百二十八條第三項第三号、第四項若しくは第五項の規定による帳簿書類その他の物件の検査若しくは調査を受ける義務を免れることができない。但し、その義務を履行することによつて自己が訴追又は処罰を受ける虞があることを主張したにもかかわらず、その陳述、報告、資料の提

出又は帳簿書類その他の物件の検査若しくは調査を求められた者は、その陳述、報告、資料の提出又は帳簿書類その他の物件の作成、備付、公開若しくは保存の義務の具体的内容があらかじめ法令に規定されている場合を除く外、当該陳述、報告、資料又は帳簿書類その他の物件を証拠として訴追され、又は処罰されない。

- 2 前項但書の規定は、虚偽の陳述を、虚偽の報告をし、又は虚偽の資料の提出をした者を訴追し、又は処罰することを妨げるものと解してはならない。

第十七章 罰則

第四百五十二條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 商品市場における売買取引のため、又は相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をした者
- 二 第八條第一項又は第八十八條の規定に違反した者
- 三 第四百四十三條第一項の規定による命令に違反した者

第四百五十三條 第二十條第一項の規定による申請書に虚偽の記載をして提出した場合においては、その行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四百五十四條 取引所の役員(仮理事及び仮監事を含む。)又は職員がその職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。

- 2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄りを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。

第百五十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第八條第二項又は第七十七條の規定に違反して売買又は売買取引をした者
- 二 第四十二條第三項又は第二百二十三條の規定による命令に違反した者
- 三 第四十三條、第九十條又は第九十三條の規定による制限に違反した者
- 四 第四十九條第三項の規定による申請書に虚偽の記載をして提出した者
- 五 第九十二條又は第九十四條の規定に違反した者

第百五十六條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは三萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第七條第二項若しくは第三項又は第七十四條の規定に違反したとき。
- 二 第七十二條第一項の規定に違反して運用したとき。
- 三 第二百一十一條第一項の規定による処分違反したとき。

第百五十七條 第百四十五條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十六條の規定の適用を妨げない。

第百五十八條 第百四十四條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に処する。

第百五十九條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは一萬五千圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十三條の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第四十六條第二項、第五十條第二項、第五十四條、第六十二條(第百一條第二項において準用する場合を含む。)、第八十一條第一項又は第八十二條の規定に違反した者
- 三 商品の相場を偽つて公示した者
- 四 公示若しくは頒布するを目的をもつて商品の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

第百六十條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役若しくは一萬五千圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三條第三項、第四條、第七十二條第二項又は第七十三條の規定に違反したとき。
- 二 第二十條第二項の規定による添附書類に虚偽の記載をして提出したとき。
- 三 第六十八條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第百六十一條 左の各号の一に該当する者は、一萬圓以下の罰金に処する。

- 一 第六條第二項、第三十九條、第五十一條、第九十一條第一項、第九十六條第一項又は第九十七條第一項の規定に違反した者
- 二 第四十九條第一項の規定による届出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出し、又は同條第二項の規定による添附書類に虚偽の記載をして提出した者
- 三 第百十九條の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者
- 四 第百二十條第一項若しくは第二項又は第百二十八條第五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十二條

左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九條第一項の規定による届出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出し、又は同條第二項の規定による添附書類に虚偽の記載をして提出したとき。
- 二 第七十八條第二項又は第九十六條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第九十九條の規定に違反したとき。

第六十三條

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關し、第五百五十二條第二号、第五百五十三條、第五百五十五條、第五百五十六條又は第五百五十九條から前條までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するの外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第六十四條

第九十一條第二項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。

第六十五條

左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした取引所の発起人は、役員（仮理事を含む。）又は清算人は、五千元以下の過料に処する。

- 一 第二十五條第三項から第五項までの規定による報告をしなかつたとき。
- 二 第六十四條第一項若しくは第二項、第七十五條（第一百一條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第八十三條、第八十五條、第八十六條又は第九十八條第二項の規定に違反したとき。
- 三 第六十四條第三項後段（第一百一條第二項において準用する場合を含む。）又は第七十六條若しくは第一百一條第二項において準用する商法第二百八十二條第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

第七十六條又は第一百一條第二項において準用する商法第二百八十二條第一項の規定に違反したとき。

第一百一條第一項において準用する商法第二百四十四條第三項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

清算の結了を遅延させる目的をもつて第一百一條第一項において準用する商法第四百二十一條第一項の間を不当に定めたとき。

第一百一條第一項において準用する商法第四百二十三條の規定に違反したとき。

この法律に定める登記又はこの法律において準用する商法の規定に定める登記をすることを怠つたとき。

この法律において準用する商法の規定に定める公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

この法律において準用する商法の規定に定める調査を妨げたとき。

取引所の總會に對し不実の申立をし、又は事実を隠へいたしたとき。

定款、会員名簿、議事録、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案、損失処理案又は決算報告書に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第六十六條

左の各号の一に該当する者は、三千元以下の過料に処する。

- 一 第十五條第六項（第十九條第三項、第二十條第三項、第二十一條第二項、第四十二條第九項、第四十八條第二項、第四十九條第四項、第五十二條第三項、第五十三條第三項、第二百二十五條又は第三百三十二條第二項において準用する場合を含む。）又は第二百二十八條第三項第一号の規定による参考人に対する処分違反して、陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告せず、若しくは虚偽の報告をした者
- 二 第十五條第六項（第十九條第三項、第二十條第三項、第二十一條第二項、第四十二條第九項、第四十八條第二項、第四十九條第四項、第五十二條第三項、第五十三條第三項、第二百二十五條又は第三百三十二條第二項において準用する場合を含む。）又は第二百二十八條第三項第二号の規定による鑑定人に対する処分違反

取引所税 商品取引所法

三二二

反して、鑑定せず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第二百二十八條第三項第三号の規定による紛争の当事者に対する処分違反して、物件を提出しない者

附則

(施行の期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。但し、第八條（これに係る罰則の規定を含む。）及び第十五章並びに附則第二項、第三項及び第七項から第十一項までの規定は、公布の日から施行する。

(商品取引所法の廃止)

2 商品取引所法(明治二十六年法律第五号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

3 旧法廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(商号に関する制限の特例)

4 第六條第二項の規定は、同項に規定する証券取引所以外の者で同項の規定施行の際その商号中に取引所又はこれに類似する文字を用いているものについては、同項の規定施行の日から三月間を限り適用しない。(発起人の資格要件の特例)

5 第九條第二項中「商品」とあるのは、昭和二十五年十二月三十一日までに限り、「商品(当該商品の主たる原料となつてゐる物又は当該商品を主たる原料とする物で政令で定めるものを含む。)」と読み替へるものとする。

(会員の欠格条件の特例)

6 旧法又は旧日本証券取引所法(昭和十八年法律第四十四号)の規定により罰金の刑に処せられた者は、第二十四條第一項第二号の規定の適用については、この法律により罰金の刑に処せられた者とみなす。

印 紙 税

○印紙税法

(明治三十二年三月十日法律第五十四号)

改正

明治三十四年法律一六号、同四〇年法律二七号、同四二年法律四二号、同四三年法律一四号、同四四年法律四一号、大正一一年法律四七号、同一二年法律一二号、同一四年法律二二号、昭和二年法律七号、同六年法律五二号(自動車交通事業法)、同七年法律二五号(商業組合法)、同八年法律三三三号(漁業法)、同一一年法律一四七号(商工組合中央金庫法)、同一二年法律七四号(貿易組合法)、同一三年法律五七号(恩給金庫法)、同年法律五八号(庶民金庫法)、同一四年法律六五号(工業組合法、中改正法律)、同一五年法律四五号、同年法律九七号(商業組合法、中改正法律)、同年法律一〇六号(自動車交通事業法、中改正法律)、同一六年法律四二号(国民厚生金庫法)、同年法律四六号(住宅営団法)、同年法律四七号(貸家組合法)、同年法律五一号(帝都高速度交通営団法)、同年法律六四号(国民貯蓄組合法)、同年法律六五号(農地開発法)、同年法律八八号(酒税等ノ増徴等ニ関スル法律)、同年法律九二号(産業設備営団法)、同一七年法律三二二号(戦時金融金庫法)、同年法律三三三号(南方開発金庫法)、同年法律四〇号(食糧管理法)、同年法律五四号、同年法律六七号(日本銀行法)、同年法律六九号(重要物資管理営団法)、同年法律七〇号(国民医療法)、同一八年法律二六号(交易営団法)、同年法律三二二号(塩専売法、中改正法律)、同年法

律四四号(日本証券取引所法)、同年法律四五号(市街地信用組合法)、同年法律四六号(農業団体法)、同年法律四七号(水産業団体法)、同年法律五三三号(商工組合法)、同年法律五五号(自動車交通事業法中改正法律)、同一年法律七号、同年法律三〇号(大日本育英会法)、同二〇年法律二二号(外資金庫法)、同年法律一一号(生命保険中央会法)、同年法律一二号(損害保険中央会法)、同年法律五七号(蚕糸業法改正法律)、同年法律五八号(農業団体法中改正法律)、同一年勅令第三三〇号(交易営団解散令)、同年法律一四号、同年法律三五号(林業会法)、同年法律五一号(商工協同組合法)、同二二年法律二九号、同年法律一三三三号(農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律)、同年法律一四二二号、同二三年法律一〇七号、同年法律二〇〇号(消費生活協同組合法)、同年法律二四三三号(水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律)、同二四年法律四九号(国民金融公庫法)、同年法律一〇五号(日本国有鉄道法施行法)、同年法律六二二号(日本専売公社法施行に関する法律)、同年法律一八二二号(中小企業等協同組合法施行法)、同二五年法律八二二号(連合国軍人等住宅公社法)、同年法律一五六号(住宅金融公庫法)、同年法律一七六号(特別鉱害復旧臨時措置法)

課税範囲

第一條 財産権ノ創設、移転、変更若ハ消滅ヲ証明スヘキ証書、帳簿及財産権ニ関スル追認若ハ承認ヲ証明スヘキ証書ヲ作成スル者ハ此ノ法律ニ依リ印紙税ヲ納ムヘシ

第二條 削除(昭和二年法律第七号削除)

税

率

第三條 削除(大正十二年法律第十二号削除)

第四條 左ニ掲クル証書、帳簿ニ関シテハ証書ハ一通毎ニ、帳簿ハ一册一年以内ノ附込ニ対シ左ノ印紙税ヲ納ムヘシ(昭和二年法律第七号、同十五年法律第四十五号、同十六年法律第八十八号、同十七年法律第五十四号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百二十二号、同二十三年法律第七百七号、同年法律第二百号、同年法律第二百四十三号改正)

一 不動産、鉄道財団、軌道財団、自動車交通事業財団又ハ船舶ノ所有権移転ニ関スル証書(昭和六年法律第五十二号自動車交通事業法により改正)

二 消費貸借ニ関スル証書

三 請負ニ関スル証書

四 運送ニ関スル証書

五 備船契約費

六 物品切手(昭和十五年法律第四十五号、同十六年法律第八十八号改正)

記載金高千円以下ノモノ	三円
同一万円以下ノモノ	二十円
同十万円以下ノモノ	六十円
同五十万円以下ノモノ	二百円
同百万円以下ノモノ	三百円
同五百万円以下ノモノ	千円
同千万円以下ノモノ	二千円
同千万円ヲ超ユルモノ	四千元
記載金高ナキモノ	三円
記載金高二十円以下ノモノ	一円二十銭
同三十円以下ノモノ	一円八十銭
同五十円以下ノモノ	三円
同百円以下ノモノ	六円
同百円ヲ超ユルモノ	六円
百円又ハ其ノ端數毎ニ	六円
記載金高ナキモノ	一円二十銭

印紙税 印紙税法

七 委任状

八 約束手形

九 為替手形

十 銀行預金証書

十一 農業協同組合、農業協同組合連合会、産業組合又ハ産業組合連合会ノ発スル貯金証書（昭和十八年法律第四十六号農業団体法、昭和二十二年法律第百三十三号農業協同組合の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律により改正）

十一ノ二 中小企業等協同組合ノ発スル貯金証書（昭和十八年法律第四十五号市街地信用組合法により追加、昭和二十四年法律第百八十二号中小企業等協同組合法施行法により改正）

十二 農業協同組合連合会、産業組合連合会、消費生活協同組合連合会、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、中小企業等協同組合、蚕糸業会、商工組合中央金庫、貿易組合、貿易組合連合会、貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合又ハ貸室組合連合会ノ発スル出資証券（昭和七年法律第二十五号商業組合法、同八年法律第三十三号漁業法、同十一年法律第十四号商工組合中央金庫法、同十二年法律第七十四号貿易組合法、同十四年法律第六十五号工業組合法改正法律、同十五年法律第九十七号商業組合法改正法律、同年法律第百六号自動車交通事業法中改正法律、同十六年法律第四十七号貸家組合法、同十八年法律第

四十六号農業団体法、同年法律第四十七号水産業団体法、同年法律第五十三号商工組合法、同年法律第五十五号自動車交通事業法中改正法律、同二十年法律第五十七号蚕糸業法改正法律、同年法律第五十八号農業団体法中改正法律、同二十一年法律第三十五号林業会法、同年法律第五十一号商工協同組合法、同二十二年法律第百三十三号農業協同組合の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律、同年法律第百二十四号消費生活協同組合法、同二十四年法律第百八十二号中小企業等協同組合法施行法により改正）

十三 船荷証券

十四 運送貨物引換証

十五 倉庫証券

十六 保険証券

十七 株券

十八 債券

十九 相互保險会社ノ発スル基金証券

二十 株式申込証

二十一 社債申込証

二十二 地上権、永小作権又ハ地役権ニ関スル証書

二十三 使用貸借、質貸借、雇傭、寄託又ハ定期金ニ関スル証書

二十四 信託行為ニ関スル証書

二十五 無盡ニ関スル証書

印紙税 印紙税法

印紙税 印紙税法

- 二十六 定款又ハ組合契約書
- 二十七 権利ノ変更ニ関スル証書
- 二十八 追認又ハ承認ニ関スル証書
- 二十九 受取書
- 三十 質権、抵当権ニ関スル証書
- 三十一 前各号以外ノ証書
- 三十二 預金通帳
- 三十三 前号以外ノ通帳
- 三十四 判取帳

②証書ニ金高記載ナキモ証書面ニ標記シアル価額ノ單位其ノ他ノ記載事項ニ依リ其ノ金高ヲ算出スルコトヲ得ルモノハ其ノ總金額ヲ以テ記載金高ト看做ス

四円
四十四

非課税

第五條

- 一 官庁又ハ公署ヨリ発スル証書、帳簿
- 二 官庁又ハ公署ニ職ヲ奉スル者ノ職務上発スル証書、帳簿
- 三 国庫金ノ取扱ニ関シ発スル証書
- 四 慈善又ハ公共事業ノ為ニスル寄附ニ関シ官庁又ハ公署ニ提出スル証書(大正十二年法律第十二号改正)
- 四ノ二 小切手(昭和十六年法律第六十五号農地開発法により改正)
- 四ノ三 日本銀行ノ発スル出資証券(昭和十七年法律第六十七号日本銀行法により追加)
- 四ノ四 日本証券取引所ノ発スル出資証券(昭和十八年法律第四十四号日本証券取引所法により追加)

- 五 農地開発営団ノ発スル出資証券(昭和十六年法律第六十五号農地開発法により追加)
- 五ノ二 食糧営団ノ発スル出資証券及食糧営団債券(昭和十七年法律第四十号食糧管理法により追加)
- 五ノ三 国民金融庫ノ発スル証書帳簿(昭和二十四年法律第四十九号国民金融公庫法により改正)
- 五ノ四 国民更生金庫ノ業務ニ関スル証書帳簿及更生債券(昭和十六年法律第四十二号国民更生金庫法により追加、同十七年法律第四十号により改正)
- 五ノ五 損害保険中央会ノ業務ニ関スル証書帳簿(昭和二十年法律第十二号損害保険中央会法により追加)
- 五ノ六 住宅金融公庫ノ発スル証書、帳簿(昭和二十五年法律第五十六号住宅金融公庫法により追加)
- 六 農業協同組合、産業組合、消費生活協同組合若ハ漁業協同組合若ハ塩業ニ関スル中小企業等協同組合ノ発スル出資証券若ハ貯金通帳又ハ住宅組合ノ発スル出資証券(大正十二年法律第十二号追加、昭和二年法律第七号、同十八年法律第三十二号専売法中改正法律、同年法律第四十六号農業団体系法、同年法律第四十七号水産業団体系法、同二十二年法律第百三十三号農業協同組合の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律、同二十三年法律第二百号消費生活協同組合法、同年法律第二百四十三号水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律、同二十四年法律第百八十二号中小企業等協同組合法施行法により改正)
- 六ノ二 削除(昭和二十四年法律第四十九号国民金融公庫法により削除)
- 六ノ二ノ二 南方開発金庫ノ発スル債券(昭和十七年法律第三十三号南方開発金庫法により追加)
- 六ノ二ノ三 外資金庫ノ業務ニ関スル証書帳簿(昭和二十年法律第二号外資金庫法により追加)
- 六ノ二ノ四 復興金融庫ノ業務ニ関スル証書帳簿及復興金融債券(昭和二十一年法律第三十四号復興金融公庫法により追加)
- 六ノ三 帝都高速度交通営団ノ発スル出資証券(昭和十六年法律第五十一号帝都高速度交通営団法により追加)

印紙税 印紙税法

- 六ノ三ノ二 戦時金融債券及戦時金融金庫ノ発スル出資証券(昭和十七年法律第三十二号戦時金融金庫法により追加)
- 六ノ三ノ三 生命保険中央会ノ発スル基金証券(昭和二十年法律第十一号生命保険中央会法により追加)
- 六ノ四 住宅営団ノ業務ニ関スル証書帳簿及住宅債券(昭和十六年法律第四十六号住宅営団法により追加)
- 六ノ五 産業設備営団ノ業務ニ関スル証書帳簿及産業設備債券(昭和十六年法律第九十二号産業設備営団法により追加)
- 六ノ五ノ二 日本国有鉄道ヨリ発スル証書帳簿(昭和二十四年法律第五号日本国有鉄道法施行法により追加)
- 六ノ六 法令ニ依ル公団ノ業務ニ関スル証書帳簿(昭和二十一年勅令第三百三十号交易営団解散令により削除、昭和二十二年法律第五十五号石油配給公団法により追加)
- 六ノ六ノ二 連合国軍人等住宅公社ノ発スル証書帳簿(昭和二十二年法律第七十八号特別調達庁法により追加、同二十四年法律第三百四十四号総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律により削除、同二十五年法律第八十二号連合国軍人等住宅公社法により追加)
- 六ノ六ノ三 日本専売公社ノ発スル証書帳簿(昭和二十四年法律第六十二号日本専売公社法の施行に関する法律により追加)
- 六ノ七 信用協同組合又ハ中小企業等協同組合法第七十七條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会ノ発スル出資証券、貯金通帳、積金通帳又ハ積金証券(昭和十八年法律第四十五号市街地信用組合法により追加、同二十四年法律第八十二号中小企業等協同組合法施行法により改正)

- 六ノ八 大日本育英会ノ業務ニ関スル証書帳簿(昭和十九年法律第三十号大日本育英会法により追加)
- 六ノ九 特別鉅害復旧公社ノ業務ニ関シテ発スル証書帳簿(昭和二十五年法律第七十六号特別鉅害復旧臨時措置法により追加)
- 七 記載金高百円未満ノ約束手形及為替手形(大正十二年法律第十二号、昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第四十二号改正)
- 八 貯金通帳、積金通帳又ハ積金証券(貯蓄銀行法第一條ノ貯金又ハ積金ニ付発スルモノニ限ル)(大正十二年法律第十二号追加、昭和二年法律第七号改正)
- 九 農業協同組合、農業協同組合連合会、産業組合又ハ産業組合連合会ノ発スル貯金証券ニシテ其ノ記載金高百円未満ノモノ(同上、昭和十八年法律第四十六号農業団體法、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第三十三号農業協同組合の制定に伴う農業団體の整理等に関する法律、同二十二年法律第四十二号により改正)
- 九ノ二 国民貯蓄組合ノ代表者カ組合ノ業務ニ関シテ発スル金銭ノ寄託若ハ信託行為ニ関スル証書若ハ通帳又ハ委任状(昭和十六年法律第六十四号国民貯蓄組合法により追加)
- 九ノ三 信用協同組合又ハ中小企業等協同組合法第七十七條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会ノ発スル貯金証券ニシテ其ノ記載金高百円未満ノモノ(昭和十八年法律第四十五号市街地信用組合法、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第四十二号、同二十四年法律第八十二号中小企業等協同組合法施行法により改正)
- 十 記載金高十円未満ノ物品切手(明治四十三年法律第十四号追加、大正十二年法律第十二号、昭和二十二年法律第二十九号改正)

印紙税 印紙税法

- 十一 売買仕切書(明治四十四年法律第四十一号、大正十二年法律第十二号、昭和二年法律第七号改正)
- 十二 物品又ハ有価証券ノ売買契約証書ニシテ其ノ記載金高百円未満又ハ金高記載ナキモノ(大正十二年法律第十二号追加、昭和二年法律第七号、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第四百二十二号改正)
- 十三 送状(明治四十四年法律第四十一号、大正十二年法律第十二号、昭和二年法律第七号改正)
- 十四 記載金高百円未満若ハ金高記載ナキ又ハ營業(利益金又ハ剰余金ノ配当又ハ分配ヲ為ス法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノカ其ノ出資者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者以外ノ者ニ対シテ為ス事業ヲ含ム)ニ関セサル受取書(明治四十四年法律第四十一号、大正十二年法律第十二号、昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第四百二十二号改正)
- 〔規則〕一
- 十五 主タル債務ノ証書ニ併記シタル担保契約書(大正十二年法律第十二号改正)
- 十六 手形及証券ノ裏書又ハ之ニ併記シタル受取書(同上)
- 十七 株券又ハ債券ニ記載シタル譲渡ノ証明書(同上)
- 十八 手形ノ引受及保証(同上)
- 十九 手形又ハ証券ノ拒絶証書(同上)
- 二十 手形又ハ証券ノ複本及謄本(同上)
- 二十一 農業倉庫証券又ハ連合農業倉庫証券(昭和二年法律第七号追加)
- 二十二 質札又ハ質物通帳(質屋營業者ノ發スルモノニ限ル)(同上)
- 二十三 勤務通帳(同上)

納税方法

- 二十四 乗車券、乗船券又ハ各種入場券(同上)
- 二十五 第四條第一号乃至第五号及第三十一号ノ証書ニシテ記載金高百円未満ノモノ(同上、昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第四百二十二号改正)
- 〔規則〕三、四
- 第六條 印紙税ハ証書、帳簿ニ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ印紙税額ニ相当スル現金ヲ政府ニ納付シテ税印ノ押捺ヲ受ケ又ハ一定ノ表示ヲ為シ印紙貼用ニ代フルコトヲ得(明治三十四年法律第十六号、昭和十九年法律第七号改正)

〔規則〕三、四

第六條ノ二 政府ノ承認ヲ受ケタル帳簿ニ付テハ第四條及前條ノ規定ニ拘ラス命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ日ニ於ケル当該帳簿ノ数量ニ依リ一冊二円ノ税率ヲ以テ算出シタル金額ノ現金ヲ政府ニ納付シテ一定ノ表示ヲ為シ印紙税ヲ納ムルコトヲ得(昭和十九年法律第七号追加、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第十九号、同二十二年法律第四百二十二号、同二十三年法律第七号改正)

〔規則〕五、六、七

- 第七條 一冊ノ帳簿ヲ一年以上使用スルトキハ別帳簿ヲ調製シタルモノト看做ス
- 第八條 証書ニ外国貨幣ヲ以テ負數ヲ記載スルトキハ内国貨幣ニ換算シタル金高ニ相当スル印紙ヲ貼用スヘシ
- 第九條 印紙ヲ貼用スルトキハ証書又ハ帳簿ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ証書又ハ帳簿作成者ノ印章又ハ署名ヲ以テ判明ニ之ヲ消スヘシ

第十條 印紙ヲ貼用スヘキ証書、帳簿ニシテ營業ニ関スルモノハ当該官吏之ヲ検査スルコトアルヘシ(昭和二年法律第七号改正)

第十一條 証書、帳簿ニ相当印紙ヲ貼用セス又ハ第六号但書ノ規定ニ依リ税印ノ押捺ヲ受ケス若ハ表示ヲ為サ

印紙税 印紙税法

印紙税 印紙税法

検査拒否
不消印犯

ス又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依リ印紙税ヲ納メサル者ハ証書、帳簿一箇毎ニ脱税高二十倍ノ罰金ニ処ス但シ脱税高二十倍ノ金額二十円ニ達セサルトキハ二十円ノ罰金ニ処ス(大正十二年法律第十二号、昭和十七年法律第五十四号、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号改正)
第十二條 第十條ノ検査ヲ拒ミタル者ハ一万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス(明治四十三年法律第十四号、昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百四十二号改正)
第十三條 第九條ニ違背シタル者ハ証書、帳簿一箇毎ニ五百円以下ノ罰金又ハ十円以上ノ科料ニ処ス(大正十二年法律第十二号、昭和十七年法律第五十四号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第四百四十二号改正)

刑法適用
除外

第十四條 第十一條及前條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第一項、第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セス(大正十二年法律第十二号、昭和十五年法律第四十五号、同十七年法律第五十四号改正)

責任罰及
行為者処

第十四條ノ二 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ第十一條乃至第十三條ノ違背行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス(大正十二年法律第十二号追加、昭和二十二年法律第四百四十二号改正)

第十五條 此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十六條 明治十七年第十一号布告証券印税規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廃止ス

第十七條 明治十七年第十一号布告証券印税規則ニ依ル手形用紙ニシテ此ノ法律施行ノ際自用者ノ所持ニ係ルモノハ此ノ法律施行後ニ於テモ仍之ヲ使用スルコトヲ得但シ手形用紙記載ノ税金高以上ニ之ヲ使用セムトス

ルトキハ其ノ不足額ハ印紙ヲ貼用シテ之ヲ補足スヘシ

附 則 (昭和十九年法律第七号所得税法外二十九法律中改正法律)

第三十一條 (抄) 第二十二條ノ規定(註印紙税法中改正規定)施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十九年勅令第八十一号ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行)

附 則 (昭和二十一年法律第十四号所得税法の一部を改正する等の法律)

第二十九條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。(昭和二十一年勅令第四百号をもつて、同年九月一日から施行)

第四十八條 第二十條の規定施行前に課した又は課すべきであつた印紙税については、なお従前の例による。

② 印紙税法第四條第一項に掲げる帳簿の昭和二十年七月三十一日以前に開始した附込に対する同項又は同法第七條の規定の適用については、同年八月一日から、同年勅令第四百二十三号廃止の日(昭和二十一年九月一日)の前日までの期間は、これを同法第四條第一項又は第七條の規定する一年の期間に算入しない。

附 則 (昭和二十二年法律第九号特別法人税法の一部を改正する等の法律)

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

附 則 (抄) (昭和二十二年法律第四百四十二号所得税法の一部を改正する等の法律)

第一條 この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

第十二條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた登録税、織物消費税、入場税、特別入場税及び印紙税については、なお従前の例による。

第十五條 この法律による他の法律の改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (抄)

第三十九條 この法律は、公布の日からこれを施行する等の法律)

第五十九條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた取引税及び印紙税については、なお従前の例によ

る。

第六十條 この法律による他の法律の廃止又は改正前になした行為に関する罰則については、なお従前の例による。

○印紙税法施行規則

(昭和十九年三月三十一日勅令第八十三号)

改正

昭和二年勅令第四一四号、同二年勅令第一一二号、同年政令第二八一号、同二年政令第三〇九号、同二年政令第四七号(水産業協同組合法の施行等に関する政令)、同二年政令第三六号

第一條

印紙税法第五條第十四号ノ法人ヲ定ムルコト左ノ如シ(昭和二十一年勅令第四百十四号、同二十二年勅令第二百八十一号、同二十四年政令第四十七号、同二十五年政令第三十六号改正)

一 農業協同組合及農業協同組合連合会(所屬ノ組合員又ハ會員ヲシテ出資ヲ為サシメザルモノヲ除ク)

二 産業組合及産業組合連合会

三 貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合及貸室組合連合会

四 中小企業等協同組合、昭和二十五年政令第三十六号改正)

五及六 削除 (昭和二十五年政令第三十六号削除)

七 消費生活協同組合及消費生活協同組合連合会(昭和二十二年勅令第四百十二号、同二十三年政令第三百九

号改正)

八 貿易組合及貿易組合連合会(所屬ノ組合員、組合又ハ連合会ヲシテ出資ヲ為サシメザルモノヲ除ク)

九 漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及水産加工業協同組合連合会

(所屬ノ組合員又ハ會員ヲシテ出資ヲ為サシメザルモノヲ除ク)(昭和二十四年政令第四十七号改正)

十 削除 (昭和二十四年政令第四十七号削除)

印紙税 印紙税法施行規則

印紙税 印紙税法施行規則

三二八

- 十一 削除 (昭和二十五年政令第三十六号削除)
- 十二 森林組合及森林組合連合会(所屬ノ組合員、組合又ハ連合会ヲシテ出資ヲ為サシメザルモノヲ除ク)
- 十三 蚕糸業会(所屬ノ会員ヲシテ出資ヲ為サシメザルモノヲ除ク)(昭和二十五年政令第三十六号改正)
- 十四 削除 (昭和二十五年政令第三十六号削除)
- 十五 農林中央金庫
- 十六 商工組合中央金庫
- 十七 相互会社

第二條 削除(昭和二十四年政令第四十七号改正、昭和二十五年政令第三十六号削除)

第三條 印紙税法第六條ノ規定ニ依リ税印ノ押捺ヲ受ケントスル者ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ印紙税額ニ相当スル現金ヲ稅務署ニ納付シ其ノ旨ヲ請求スベシ

第四條 印紙税法第六條ノ規定ニ依リ一定ノ表示ヲ為サントスル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シテ承認ヲ受ケ印紙税額ニ相当スル現金ヲ納付シ當該証書又ハ帳簿ニ大藏大臣ノ定ムル表示ヲ為スベシ

第五條 印紙税法第六條ノ二ノ規定ニ依リ印紙税ヲ納メントスル者ハ其ノ旨ヲ記載シタル申請書ヲ毎年三月十五日迄ニ所轄稅務署ニ提出シ承認ヲ受クベシ

第六條 前條第一項ノ承認ヲ受ケタル者ハ其ノ年四月一日ニ於ケル當該帳簿ニ付印紙税法第六條ノ二ノ規定ニ依リ算出シタル印紙税額ニ相当スル現金ヲ其ノ年四月二十日迄ニ所轄稅務署ニ納付スベシ

第七條 稅務署長ハ印紙税法第六條ノ二ノ規定ニ依リ表示ニ付必要ナル指示ヲ為スコトヲ得

附則 本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十九年ニ限り第五條第一項中三月十五日トアルハ四月一日トス

附則

本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年ニ限り第五條第一項中三月十五日トアルハ四月一日トス

附則 (昭和二十一年勅令第四百十四号所得稅法施行規則の一部を改正する等の勅令)

第二十一條 この勅令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十一年九月一日公布)

附則 (昭和二十二年勅令第百十二号特別法人稅法施行規則の一部を改正する等の勅令)

第一條 この勅令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第十二條中間接國稅犯則者処分法施行規則第八條の改正規定は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

附則 (昭和二十二年政令第二百四十六号所得稅法施行規則の一部を改正する等の政令)

第一條 この政令は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

附則 (昭和二十二年政令第二百八十号農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律の施行に関する政令)

この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則 (昭和二十四年政令第四十七号水産業協同組合法の施行等に関する政令)

この政令は、昭和二十四年二月十五日から、施行する。

附則 (昭和二十五年政令第三十六号)

この政令は、公布の日から施行する。(昭和二十五年三月二十五日公布)

○税印押捺請求方ニ関スル件 (明治三十二年三月十一日大藏省令第五号)

印紙税 税印押捺請求方ニ関スル件

三二九

改正 明治三十四年省令一六号、同三十五年省令二八号、同三十六年省令五号、同年省令一七号、同年省令一三三号、同年省令二〇号、同年省令二二二号、同年省令三二二号、同年省令三三二号、同年省令三三三号、同年省令三三三二号、同四二年省令五〇号、大正二年省令一五号、同一年省令一七号、同一年省令四六号、昭和二年省令二二二号、同一年省令三三三号、同二〇年省令二四号、

印紙税法施行規則第三條ノ規定ニ依リ税印ノ押捺ヲ求ムトスル者ハ適宜ノ稅務署ニ申出税金ヲ納付シ其ノ領收書ヲ添へ用紙ト共ニ請求書ヲ札幌、東京、大阪、名古屋、仙台、広島、熊本各財務局又ハ函館、小樽、上京、横浜中、神戸、長崎、金沢、前橋、川越、宇都宮、甲府、大津、静岡、浜松、姫路、岡山、佐賀、長野、松本、新潟、長岡、足利、四日市(三重県)、津、岐阜、盛岡、福島、青森、秋田、山形、酒田、米沢、福井、富山、高岡、尾道、下関、松江、高松、徳島、高知、松山、福岡、小倉、大分、宮崎、鹿児島各稅務署ニ提出スベシ

稅印押捺請求者ハ口頭ヲ以テ前項ノ請求ヲ為スコトヲ得

第一項ノ請求書ニハ其ノ証書用紙ノ價格ヲ記載スヘシ

稅印ノ押捺ヲ受ケタル用紙ニシテ証書又ハ帳簿調製完了前損傷又ハ汚染シタルモノアルトキハ一口十枚以上ニ限リ代用紙ヲ提出シテ更ニ稅印ノ押捺ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ損傷又ハ汚染シタル用紙ノ稅印ノ抹消ヲ受クヘシ

紛失等ノ事故ニ依リ領收書ヲ提出シ難キトキハ其ノ旨ヲ稅務署ニ届出テ納稅済証明書ノ下付ヲ受ケタル上之ヲ以テ領收書ニ代フルコトヲ得

稅印押捺請求者用紙返送ニ要スル郵便料金ニ相当スル郵便切手ヲ併セ提出スルトキハ財務局又ハ稅務署ハ印稅押捺ノ上郵便ヲ以テ用紙ノ返送ヲ為スヘシ

印紙税法施行規則第三條ノ規定ニ依ル稅印押捺請求ニ関スル手續ハ樺太ニ在リテハ樺太庁長官ノ定ムル所ニ依ル

附則 (昭和二十一年大藏省令第二十号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和二十年三月三十一日公布)

明治三十九年大藏省令第四十一号ハ之ヲ廢止ス

○印紙税法施行規則第四條ノ規定ニ依ル表示ノ書式ノ件

(昭和十九年三月三十一日大藏省令第四十号)

印紙税法施行規則第四條ノ規定ニ依ル表示ノ書式左ノ通定ム但シ樺太ニ在リテハ書式中稅務署トアルハ樺太庁支庁トス

書式 (縦二二・五耗 横一八・五耗)

昭和	年	月	日
何	稅	務	署
承	認	第	号
印	紙	稅	現
金	納	付	落

附則

本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

印紙税 印紙税法施行規則第四條ノ規定ニ依ル表示ノ書式ノ件

印紙税 印紙税法施行規則第五條第二項ノ規定ニ依ル帳簿指定ノ件

三三二

○印紙税法施行規則第五條第二項ノ規定ニ依ル帳簿指定ノ件
(昭和十九年三月三十一日大藏省告示第三百三十六号)

改正 昭和二十年省令一〇九号、同二十一年省令六七七号

印紙税法施行規則第五條第二項ノ規定ニ依ル帳簿ノ種類左ノ通定メ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

- 一 普通預金通帳(昭和二十一年省令第六七七号改正)
- 二 通知預金通帳
- 三 定期預金通帳(昭和二〇年省令第一〇九号追加)
- 四 特殊預金証書(同上)

○戦時緊急措置法ニ基ク税制ノ適正化ニ関スル件(抄録)

(昭和二十年七月二十一日勅令第四百二十三号)

第二條 印紙税ハ之ヲ課セズ

附則

本令ハ昭和二十年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二項乃至第五項省略

本令施行前ニ課シ又ハ課スベカリシ印紙税ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

○所得税法施行規則の一部を改正する等の勅令(抄録)

(昭和二十一年九月一日勅令第四百十四号)

第二十條 左の各号に掲げる勅令は、これを廃止する。

十五 昭和二十年勅令第四百二十三号(戦時緊急措置法に基ク税制の適正化に関する勅令)

附則

第二十一條 この勅令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十一年九月一日公布)

○保管金規則(抄録) (明治二十三年一月七日法律第一号)

第四條 保管金ノ受渡ニ属スル証書ハ(証券印税)ヲ納ムルニ及ハス

○国税徴収法(抄録) (明治三十年三月二十九日法律第二十一号)

第二十二條 第一項略

②差押物件ノ保管証ニ関シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス

○郵便為替法(抄録) (明治三十三年三月十三日法律第五十五号)

第六條 郵便為替ニ関スル書類ニ付テハ印紙税ヲ課セス

○国税犯則取締法(抄録) (明治三十三年三月十七日法律第六十七号)

第七條 第一項略

②差押物件又ハ領置物件ハ便宜ニ依リ保管証ヲ徴シ所有者、所持者又ハ官公署ヲシテ保管セシムルコトヲ得差押物件又ハ領置物件ノ保管証ニ関シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス

○貯蓄債券法(抄録) (明治三十七年四月一日法律第十八号)

第六條 貯蓄債券及其ノ引換書ニハ印紙税ヲ免除ス

○郵便貯金法(抄録) (明治二十二年十一月三十日法律第四百十四号)

印紙税 印紙税の非課税に関する法令(抄録)

三三三

印紙税 印紙税の非課税に関する法令(抄録)

第六條 郵便貯金に関する書類には、印紙税を課さない。

○簡易生命保険法(抄録) (大正五年七月十日法律第四十二号)

第三十二條 簡易生命保険ニ関スル書類ニハ印紙税ヲ課セス

○健康保険法(抄録) (大正十一年四月二十二日法律第七十号)

第六條 健康保険ニ関スル書類ニハ印紙税ヲ課セス

○農林中央金庫法(抄録) (大正十二年四月六日法律第四十二号)

第八條 第一項略

②登録税法及印紙税法中産業組合連合会ニ関スル規定ハ農林中央金庫ニ之ヲ準用ス

○復興貯蓄債券法(抄録) (大正十三年七月二十二日法律第十五号)

第六條 復興貯蓄債券ニハ印紙税ヲ課セス

○郵便年金法(抄録) (大正十五年三月三十日法律第三十九号)

第二十六條 郵便年金ニ関スル書類ニハ印紙税ヲ課セス

○労働者災害補償保険法(抄録) (昭和二十二年四月五日法律第五十号)

第四十四條 労働者災害補償保険に関する書類には、印紙税を課さない。

○漁船保険法(抄録) (昭和十二年三月三十一日法律第二十三号)

第二十八條ノ二 本法ニ依ル漁船保険ニ関スル書類ニハ印紙税ヲ課セス

第三十六條ノ二 本法ニ依ル漁船再保険ニ関スル書類ニハ印紙税ヲ課セス

○森林火災国営保険法(抄録) (昭和十二年三月三十一日法律第二十五号)

第二十三條 本法ニ依ル森林火災保険ニ関スル書類ニハ印紙税ヲ課セス

○国民健康保険法(抄録) (昭和十三年四月一日法律第六十号)

第四條 国民健康保険ニ関スル書類ニハ印紙税ヲ課セス

○船員保険法(抄録) (昭和十四年四月六日法律第七十三号)

第七條 船員保険ニ関スル書類ニハ印紙税ヲ課セス

○厚生年金保険法(抄録) (昭和十六年三月十一日法律第六十号)

第七條 厚生年金保険ニ関スル書類ニハ印紙税ヲ課セス

○木船保険法(抄録) (昭和十八年三月九日法律第三十九号)

第三十二條 木船保険ニ関スル書類ニハ印紙税ヲ課セス

○普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律(抄録)

(昭和十八年三月十一日法律第四十三号)

第八條 普通銀行ノ営ム貯蓄銀行業務ハ租税ニ関スル法令ノ適用ニ関シ之ヲ貯蓄銀行ノ営ム業務ト看做ス信託業務ヲ営ム普通銀行ハ其ノ信託業務ニ付テハ租税ニ関スル法令ノ適用ニ関シ之ヲ信託会社ト看做ス

○生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律(抄録)

(昭和二十二年九月二十日法律第九号)

第六條 東亜火災海上保険株式会社及び第四條第三項の保険会社の同條第一項の業務に関する書類には、印紙

印紙税 印紙税の非課税に関する法令(抄録)

印紙税 印紙税の非課税に関する法令(抄録)
税を課さない。

三三六

○失業保険法(抄録) (昭和二十二年十二月一日法律第四百六十六号)

第四十八條

失業保険に関する書類には、印紙税を課さない。

○国家公務員共済組合法(抄録) (昭和二十三年六月三十日法律第六十九号)

第十條 第十七條に掲げる給付、第六十三條第二号の貸付並びに同條第三号及び第四号の事業に関する証書帳簿には印紙税を課さない。

○割増金附貯蓄の取扱に関する法律(抄録) (昭和二十三年七月十二日法律第四百四十三号)

第五條

割増金附貯蓄の証書で大蔵大臣が指定するものについては印紙税を課さない。

○農業災害補償法(抄録) (昭和二十二年十二月十五日法律第八十五号)

第十一條

農業災害補償に関する書類には、印紙税を課さない。

○租税特別措置法(抄録) (昭和二十一年九月一日法律第十五号)

第一條

当分の間この法律により、所得税、相続税、富裕税、登録税、砂糖消費税及び印紙税を軽減若しくは

免除し、又はその課税標準の計算若しくはその徴収に関する特例を設ける。

第十二條 納税準備予金通帳には、印紙税を課さない。

○印紙等模造取締法

(昭和二十二年十二月十六日法律第八十九号)

改正 昭和二十三年法律第一〇八号、同二十四年法律第二八五号

製造、輸入、販売、頒布、使用禁止

第一條 政府の発行する印紙に紛らわしい外観を有する物又は印紙模造法第六條但書の規定に依り印紙税額に相当する現金の納付があつたことを表わす税印の印影に紛らわしい外観を有するもの若しくはこれに紛らわしい外観を有する印影を生ずべき器具は、これを製造し、輸入し、販売し、頒布し、又は使用してはならない。(昭和二十三年法律第八十号、同二十四年法律第二百八十五号改正)

② 前項の規定は同項に規定するもので使用目的を定めて大蔵大臣の許可を受けたものを、その目的のために製造し、輸入し、販売し、頒布し、又は使用する場合には、これを適用しない。

罰則 第二條 前條第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

印紙等模造取締規則は、これを廃止する。但し、この法律施行前になした行為に対する罰則の適用についてはこの法律施行後においても、なおその効力を有する。

従前の印紙等模造取締規則第一條の規定による許可は、第一條第二項の規定による許可とみなす。

附則 (抄録) (昭和二十三年七月七日法律第八十号取引高税法)

この法律は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

附則 (抄録) (昭和二十四年十二月二十七日法律第二百八十五号織物消費税法等を廃止する法律)

印紙税 印紙等模造取締法

三三七

- ① この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。
- ② この法律施行前にした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

骨 牌 税

○骨牌税法

(明治三十五年四月五日法律第四十四号)

改正 大正一五年法二〇号、昭和一五年法四六号、同一六年法八八号、同一九年法七号、
 同一〇年法一六号、同一二年法一四号、同一二年法二九号、同年法一四二号、同一
 三年法一〇七号

課税物件

第一條 骨牌ニハ本法ニ依リ骨牌税ヲ課ス(昭和二十三年法律第七号改正)

第二條及第三條 削除 (昭和二十三年法律第七号削除)

税 率

第四條 骨牌ニハ一組毎ニ麻雀ニ在リテハ千五百円、其ノ他ニ在リテハ百三十円ノ税ヲ課ス(大正十五年法律
 第二十号、昭和十五年法律第四十六号、同十六年法律第八十八号、同十九年法律第七号、同二十一年法律第
 十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百二十二号、同二十三年法律第七号改正)

②命令ヲ以テ定ムル骨牌ニハ前項ノ規定ニ拘ラス一組毎ニ三十円ノ税ヲ課ス(昭和十九年法律第七号追加、
 同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百二十二号、同二十三年法律第七号改
 正)

〔規則〕 四ノ二

納税方法

第五條 骨牌税ハ製造所又ハ保税地域ヨリ骨牌ヲ引取ルトキ引取人骨牌ノ包裹ニ印紙ヲ貼用シテ之ヲ納ムヘシ
 但シ命令ノ定ムル所ニ依リ骨牌税額ニ相当スル現金ヲ政府ニ納付シテ骨牌ノ包裹ニ納税済証印ノ押捺ヲ受ケ
 印紙貼用ニ代フルコトヲ得(昭和二十年法律第十六号、同二十三年法律第七号改正)

骨牌税 骨牌税法

包 裏

第六條 骨牌ヲ製造所又ハ保税地域ヨリ引取ルトキハ一組毎ニ包裏ヲ施シ貼用印紙又ハ納稅済証印ノ印影ヲ破毀スルニ非サレハ骨牌ヲ取出スコトヲ得サルノ裝置ヲ為スヘシ(昭和十五年法律第四十六号、同二十年法律第十六号、同二十三年法律第七号改正)

〔規則〕 六

消 印

第七條 貼用印紙ニハ印紙面ヨリ他所ニカケ消印ヲ為スヘシ

製造販売
開廢申告

第七條ノ二 骨牌ノ製造又ハ販売ヲ為サムトスル者ハ製造所又ハ販売所一箇所毎ニ政府ニ申告スヘシ其ノ製造又ハ販売ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ(昭和二十三年法律第七号追加)

〔規則〕 一、二ノ二、二、三、四、一三、一四ノ二

記帳義務

第八條 骨牌ノ製造又ハ販売ヲ為ス者ハ骨牌ノ出入ニ関シ詳細明瞭ニ其ノ事實ヲ帳簿ニ記載スヘシ

〔規則〕 七、八

引取制限

第九條 相当印紙ノ貼用ナキ若ハ納稅済証印ノ押捺ヲ受ケサル骨牌、第六條ノ裝置ヲ為ササル骨牌又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ為ササル骨牌ハ之ヲ製造所又ハ保税地域ヨリ引取ルコトヲ得ス(昭和二十年法律第十六号、同二十三年法律第七号改正)

引渡制限

第九條ノ二 骨牌ノ製造ヲ為ス者ハ相当印紙ノ貼用ナキ若ハ納稅済証印ノ押捺ヲ受ケサル骨牌、第六條ノ裝置ヲ為ササル骨牌又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ為ササル骨牌ヲ引取人ニ引渡スコトヲ得ス(昭和二十三年法律第七号追加)

所持又ハ
讓渡制限

第十條 骨牌ノ販売ヲ為ス者ハ相当印紙ノ貼用ナキ若ハ納稅済証印ノ押捺ヲ受ケサル骨牌、第六條ノ裝置ヲ為ササル骨牌又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ為ササル骨牌ヲ所持シ又ハ讓渡スルコトヲ得ス但シ古物ニシ

檢 査

第十一條 收稅官吏ハ骨牌ノ製造所、販売所又ハ販売者ニ就キ骨牌ノ製造又ハ販売上必要ナル検査又ハ質問ヲ為スコトヲ得(昭和十五年法律第四十六号改正)

免 稅

第十二條 外国ニ輸出スル骨牌及骨牌ノ製造又ハ販売ヲ為ス者ノ見本ニ供スル骨牌ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ骨牌税ヲ免除ス

②前項ノ骨牌ニ付テハ第六條、第九條乃至第十條、第十五條ノ二及第十五條ノ三ヲ適用セス(昭和二十三年法律第七号改正)

〔規則〕 九、九ノ二、一〇、一〇ノ二、一一

輸出廢止
骨牌ノ課
稅

第十三條 外国ニ輸出スル為骨牌税ノ免除ヲ受ケタル骨牌ニシテ免除後六月以内ニ於テ輸出セサルトキ又ハ輸出ノ目的ヲ廢止シタルトキハ骨牌ノ所持者ヲ引取人ト看做シ直ニ其ノ骨牌税ヲ課ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルモノニシテ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス(昭和二十三年法律第七号追加)

免稅骨牌
ノ引渡等
制限

第十四條 骨牌ノ製造又ハ販売ヲ為ス者ハ第十二條ノ骨牌ヲ輸出以外ノ目的ニ充ツル為又ハ見本以外ノ用ニ供スル為ニ引渡シ、引取り、讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス但シ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス(昭和二十三年法律第七号追加)

②前項ノ承認ヲ受ケタル骨牌ニ付テハ骨牌ノ所持者ヲ引取人ト看做シ直ニ其ノ骨牌税ヲ課ス

〔規則〕 一一ノ二

無申告製
造犯

第十五條 政府ニ申告セスシテ骨牌ヲ製造シタル者ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス(昭和二十三年法律第七号追

骨牌税 骨牌税法

加)

②前項ノ罰ヲ犯シタル者ハ情状ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ其ノ製造所ヨリ引渡シタル骨牌ニ対スル骨牌税十倍ニ相当スル金額カ十万円ヲ超ユルトキハ十万円ヲ超エ其ノ骨牌税十倍以下ニ相当スル罰金ニ処シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

③第一項ノ骨牌ニ付テハ直ニ骨牌税ヲ課ス此ノ場合ニ於テ其ノ所持セサル骨牌ニ付テハ第五條ニ拘ラス現金ヲ以テ之ヲ徴收ス

脱税犯 第十五條ノ二 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ骨牌税五倍ニ相当スル罰金ニ処ス(昭和二十三年法律第七号追加)

一 前條第一項ノ外第九條又ハ第九條ノ二ニ違反シテ骨牌ヲ引取り又ハ引渡シタル者

二 第十四條第一項ニ違反シテ骨牌ヲ引渡シ、引取り、讓渡シ又ハ讓受ケタル者

三 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ骨牌税ヲ通脱シ又ハ通脱セムトシタル者

②前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ情状ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ骨牌税五倍ヲ超エ十倍以下ニ相当スル罰金ニ処シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

③前二項ノ場合ニ於テ罰金額カ二十円ニ滿タサルトキハ之ヲ二十円トス

④第一項及第二項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ骨牌税ヲ課ス此ノ場合ニ於テ其ノ所持セサル骨牌ニ付テハ第五條ニ拘ラス現金ヲ以テ之ヲ徴收ス

第十五條ノ三 第十條ニ違反シテ相当印紙ノ貼用ナキ又ハ納税済証印ノ押捺ヲ受ケサル骨牌ヲ所持シ又ハ讓渡シタルトキハ十万円以下ノ罰金ニ処ス(昭和二十三年法律第七号追加)

②前項ノ場合ニ於テ其ノ者ヲ引取人ト看做シ直ニ骨牌税ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ前條第四項但書ヲ準用ス

未納税骨牌所持犯

第十六條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス(昭和二十三年法律第七号改正)

一 政府ニ申告セズシテ骨牌ヲ販売シタル者

二 第十條ニ違反シテ第六條ノ裝置ヲ為ササル骨牌又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ為ササル骨牌ヲ所持シ又ハ讓渡シタル者

秩序犯 第十七條 骨牌ノ製造又ハ販売ヲ為ス者骨牌ノ出入ニ関シ帳簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ヲ詐リタルトキハ五万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス(昭和十五年法律第四十六号、同十九年法律第七号、同二十二年法律第四十二号、同二十三年法律第七号改正)

第十八條 第十一條ノ規定ニ依ル收税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者ハ五万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス(昭和十五年法律第四十六号、同十九年法律第七号、同二十二年法律第四十二号、同二十三年法律第七号改正)

〔規則〕 一四

刑法適用 第十九條 第十五條乃至第十六條及第二十一條ノ二ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セス但シ第十五條第二項、第十五條ノ二第二項及第二十一條ノ三ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ処スルトキハ此ノ限ニ在ラス

〔昭和十五年法律第四十六号、同十九年法律第七号、同二十三年法律第七号改正〕

責任罰及 第二十條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ第十五條乃至第十八條、第二十一條ノ二又ハ第二十一條ノ三ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス(昭和十九年法律第七号、同二十二年法律第四十二号、同二十三年法律第七号改正)

骨牌税 骨牌税法

不課税

第二十一條 本法ハ伊呂波歌留多、歌加留多及政府ノ認許ヲ得タル骨牌ニ之ヲ適用セス
〔規則〕 一一

移入禁止

第二十一條ノ二 本法ヲ施行セサル地ニ於テ製造シタル骨牌ハ本法ト同一又ハ之ヨリ高キ税率ヲ有スル法規ヲ其ノ地ニ於テ施行スル迄ハ之ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス

②前項ノ規定ニ違反シテ骨牌ヲ移入シタル者ハ三千円以下ノ罰金ニ処ス

③前項ノ骨牌ハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス之ヲ沒收ス（大正十五年法律第二十号追加、昭和十九年法律第七号改正）

罰則

第二十一條ノ三 前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ情状ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ其ノ移入ニ係ル骨牌ニ対スル骨牌税二十倍ニ相当スル金額カ三千円ヲ超ユルトキ三千円ヲ超エ其ノ骨牌税二十倍以下ニ相当スル罰金ニ処シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得（昭和二十二年法律第四百十二号追加、同二十三年法律第七号改正）

保稅地域

第二十一條ノ四 本法ニ於テ保稅地域トハ関稅法ニ定ムル保稅地域ヲ謂フ（昭和十五年法律第四十六号追加、同十九年法律第七号條名改正）

附則

第二十二條 本法ハ明治三十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條 本法施行一年前ヨリ骨牌ノ製造ヲ為ス者ニシテ同一ノ場所ニ於テ引続キ骨牌ノ製造ヲ為ス者ニハ第二條ヲ適用セス

第二十四條 本法施行前ヨリ骨牌ノ製造又ハ販売ヲ為ス者本法施行ノ日ヨリ七日以内ニ第一條ニ準シ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做ス
②前項ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做サレサル者ノ所持ニ係ル骨牌ハ之ヲ廢毀スヘシ

③前項ニ違反シタル者ハ三百円以上千円以下ノ罰金ニ処シ其ノ骨牌ハ之ヲ沒收ス

〔規則〕 一六

第二十五條 本法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販売ヲ為ス者ノ所持ニ係ル骨牌ハ製造又ハ販売ヲ為ス者ニ於テ第四條、第五條ニ依リ相当印紙ヲ貼用シ第六條ノ裝置及第七條ノ消印ヲ為スヘシ

〔規則〕 一七

附則 （大正十五年法律第二十号）

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前骨牌製造ノ免許ヲ受ケタル者ノ大正十五年分以前ノ免許料ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

本法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販売ヲ為ス者ノ所持ニ係ル骨牌ニハ製造又ハ販売ヲ為ス者ニ於テ第四條ノ改正規定ニ依リ相当印紙ヲ貼用シ又ハ不足印紙ヲ増貼スヘシ

附則 （昭和十五年法律第四十六号）

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販売ヲ為ス者ノ所持ニ係ル骨牌ニハ製造又ハ販売ヲ為ス者ニ於テ第四條ノ改正規定ニ依リ相当印紙ヲ貼用シ又ハ不足印紙ヲ増貼スヘシ

附則 （昭和十六年法律第八十八号酒稅等ノ増徴等ニ関スル法律）

第一條 本法ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十條 本法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販売ヲ為ス者ノ所持ニ係ル骨牌ニハ製造又ハ販売ヲ為ス者ニ於テ骨牌税法第四條ノ改正規定ニ依ル稅額ト従前ノ規定ニ依ル稅額トノ差額ニ相当スル印紙ヲ増貼スヘシ

附則 （昭和十九年法律第七号所得稅法外二十九法律中改正法律）

骨牌税 骨牌税法

第三十一條(抄) 第二十一條ノ規定(註骨牌税法中改正規定以下同ジ)施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十九年勅令第八十一号ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行)

第四十二條 第二十一條ノ規定施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販売ヲ為ス者ノ所持ニ係ル骨牌ニハ製造又ハ販売ヲ為ス者ニ於テ改正後ノ骨牌税法第四條第一項ノ規定ニ依ル税額ト従前ノ規定ニ依ル税額トノ差額ニ相当スル印紙ヲ増貼スヘシ

附則 (昭和二十年法律第十六号所得税法外十六法律中改正法律)
第十八條(抄) 本法ハ昭和二十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二十一年法律第十四号所得税法の一部を改正する等の法律)
第二十九條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。(昭和二十一年勅令第四百号をもつて、同年九月一日から施行)

施行期日

経過規定、
品課税
手持

第四十七條 第十九條の規定施行前に課した又は課すべきであつた骨牌税については、なお従前の例による。
② 第十九條の規定施行の際、骨牌の製造又は販売をなす者の所持する骨牌については、製造又は販売をなす者が、改正後の骨牌税法第四條の規定による税額と従前の規定による税額との差額に相当する金額を税額として、骨牌税を納めなければならない。

附則 (昭和二十二年法律第二十九号特別法人税の一部を改正する等の法律)
第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第八條 第十二條の規定施行前に課した又は課すべきであつた骨牌税については、なお従前の例による。

② 第十二條の規定施行の際、骨牌の製造又は販売をなす者の所持する骨牌については、製造又は販売をなす者が、改正後の骨牌税法第四條の規定による税額と従前の規定による税額との差額に相当する金額を税額と

して、骨牌税を納めなければならない。

附則 (抄) (昭和二十二年法律第四百十二号所得税法の一部を改正する等の法律)

第一條 この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

第八條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた骨牌税については、なお従前の例による。

② この法律施行の際、骨牌の製造又は販売をなす者の所持する骨牌については、製造又は販売をなす者が、改正後の骨牌税法第四條の規定による税額と従前の規定による税額との差額に相当する金額を税額として、骨牌税を納めなければならない。

第十五條 この法律による他の法律の改正前になした行為に関する適用については、なお従前の例による。

附則 (抄) (昭和二十三年法律第七号所得税法の一部を改正する等の法律)

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十三年七月七日公布)

第四十九條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた骨牌税については、なお従前の例による。

② この法律施行の際、現に改正前の骨牌税法第一條の規定により骨牌の製造又は販売の免許を受けている者は、この法律施行の日において改正後の骨牌税法第七條ノ二の規定により申告をなしたものとみなす。

③ この法律施行の際、骨牌の製造又は販売をなす者の所持する骨牌については、製造又は販売をなす者が、改正後の骨牌税法第四條の規定による税額と改正前の同條の規定による税額との差額に相当する金額を税額として骨牌税を納めなければならない。

第六十條 この法律の廃止又は改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

○骨牌税法施行規則

(明治三十五年五月二十三日勅令第百五十四号)

改正 大正七年勅令三五九号、同一五年勅令三六号、昭和一九年勅令一八二号、同一〇年勅令一八三号、同一三年政令一四八号

- 第一條 骨牌ヲ製造セムトスル者ハ製造所及製造スヘキ骨牌ノ種類ヲ定メ其住所及氏名又ハ名称ヲ記載シタル申告書ヲ製造所所轄稅務署ニ提出スヘシ(昭和二十三年政令第四百四十八号改正)
- ② 骨牌ヲ販売セムトスル者ハ販売及販売スヘキ骨牌ノ種類ヲ定メ其ノ住所及氏名又ハ名称ヲ記載シタル申告書ヲ販売所所轄稅務署ニ提出スヘシ
- 第一條ノ二 前條ニ依リ申告シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度所轄稅務署ニ申告スヘシ(昭和二十三年政令第四百四十八号改正)
- 第二條 骨牌製造業又ハ販売業ヲ営ム者ニ付相續ノ開始アリタルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ(昭和二十三年政令第四百四十八号改正)
- ② 骨牌製造業又ハ販売業ヲ讓受ケタル者ハ讓渡人ト連署シテ所轄稅務署ニ申告スヘシ
- ③ 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人カ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ骨牌製造業又ハ販売業ヲ承継シタルトキハ合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ
- 第三條 骨牌製造者又ハ販売者其ノ製造又ハ販売ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ(昭和二十三年政令第四百四十八号改正)
- 第四條 骨牌製造者又ハ販売者其ノ製造所又ハ販売所ヲ移轉セムトスルトキハ移轉ノ專與ヲ具シ第一條及前條

ニ準シ申告ヲ為スヘシ(昭和二十三年政令第四百四十八号改正)

第四條ノ二 骨牌税法第四條第二項ノ骨牌ハ大藏大臣之ヲ指定ス(昭和十九年勅令第八十二号追加)

第五條 骨牌ノ包裹ニ貼用スヘキ印紙ハ收入印紙トス(大正七年勅令第三百五十九号追加、同十五年勅令第三十六号條名改正)

第五條ノ二 骨牌税法第五條但書ノ規定ニ依リ納稅證印ノ捺捺ヲ受ケントスル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シテ承認ヲ受ケ骨牌稅額ニ相当スル現金ヲ納付スヘシ(昭和二十年勅令第八十三号追加)

第六條 骨牌ニ包裹ヲ施シタルトキハ製造者ハ之ニ其ノ氏名又ハ名称及製造所所在地輸入者ハ之ニ其ノ氏名又ハ名称及住所ヲ記載ス

第七條 骨牌製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ(昭和二十年勅令第八十三号追加)

- 一 原料ノ種類、數量及其ノ受入ノ日
- 二 使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日
- 三 製造シタル骨牌ノ種類、組數及其ノ製造ノ日
- 四 貼用シタル印紙ノ金額又ハ現金ニテ納付シタル稅額
- 五 他ニ引渡シタル骨牌ノ種類、組數、価額、引渡ノ日及其ノ引渡先

② 小売ノ場合ニ於テハ前項第五号引渡先ノ記載ヲ要セス

第八條 骨牌販売者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ(昭和二十年勅令第八十三号改正)

- 一 引取リタル骨牌ノ種類、組數、価額、引取ノ日及引取先
- 二 貼用シタル印紙ノ金額又ハ現金ニテ納付シタル稅額
- 三 販売シタル骨牌ノ種類、組數、価額、販売ノ日及売渡先

骨牌税 骨牌税法施行規則

骨牌税 骨牌税法施行規則

三五〇

- ② 小売ノ場合ニ於テハ前項第三号売渡先ノ記載ヲ要セス
- 第九條 骨牌ヲ外国ニ輸出シ骨牌税ノ免除ヲ得ムトスル者ハ製造所ヨリ之ヲ引取ル都度所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ(昭和二十三年政令第四百十八号改正)
- ② 前項ノ骨牌ヲ運搬セムトスルトキハ運搬線路及運搬先又ハ輸出渡ヲ定メ所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ(同上)
- ③ 前二項ノ場合ニ於テ收稅官吏必要ト認ムルトキ其ノ骨牌ニ封印ヲ施スコトヲ得(同上)
- 第九條ノ二 骨牌税法第十二條第一項ノ適用ヲ受ケテ引取リタル骨牌ニ付輸出ノ証明ヲ為サムトスルトキハ引取後六月以内ニ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ書類ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ(昭和二十三年政令第四百十八号追加)
- ② 前項ノ場合ニ於テ所轄稅務署必要アリト認ムルトキハ外国ニ陸揚シタルコトヲ証スヘキ書類ヲ提出セシムルコトヲ得
- 第十條 外国輸出ノ承認ヲ得タル骨牌ニシテ承認後六箇月以内ニ於テ輸出セサルトキ又ハ輸出ノ目的ヲ廢止シタルトキハ骨牌ノ所持者ハ直ニ包裝ヲ施シ之ニ印紙ヲ貼用シ當該承認ヲ為シタル稅務署ニ申請シ其ノ承認ヲ受クヘシ(昭和二十三年政令第四百十八号改正)
- ② 前項ノ場合ニ於テ骨牌カ同項ノ稅務署ノ管轄外ニ在ルトキハ同項ノ申請ハ其ノ骨牌ノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ為スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ骨牌所在地所轄稅務署ヨリ承認書ノ交付ヲ受ケ之ヲ同項ノ稅務署ニ提出スルコトヲ要ス(昭和二十三年政令第四百十八号追加)
- ③ 第一項ニ依リ骨牌ニ包裝ヲ施シタルトキハ所持者ハ之ニ其ノ氏名又ハ名称及住所ヲ記載スヘシ(昭和二十三年政令第四百十八号改正)

第十條ノ二 外国輸出ノ承認ヲ得タル骨牌ニシテ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルトキハ骨牌ノ所持者ハ其ノ事實ヲ當該承認ヲ為シタル稅務署ニ申告シテ其ノ承認ヲ受クヘシ(昭和二十三年政令第四百十八号追加)

② 前項ノ場合ニ於テ亡失シタル場所カ同項ノ稅務署ノ管轄外ナルトキハ最寄稅務署ニ亡失ノ事實ヲ申告シテ証明書ノ下付ヲ受ケ同項ノ申告ノ際之ヲ提出スヘシ

第十一條 見本ニ供スヘキ骨牌ハ所轄稅務署ニ申出見本ナルコトヲ明ニスヘキ印章ノ押捺ヲ受クヘシ(昭和二十三年政令第四百十八号改正)

第十一條ノ二 骨牌税法第十四條第一項但書ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ事由ヲ具シ同法第十二條第一項ノ承認ヲ為シタル稅務署ニ申請スヘシ(昭和二十三年政令第四百十八号追加)

② 第十條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第十二條 骨牌税法第二十一條ニ依リ政府ノ認許ヲ得ムトスル者ハ骨牌ノ雛形及用法ヲ添へ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第十三條 骨牌製造者製造所所在地ニ現住セサルトキハ骨牌税ニ関スル事務ヲ処理セシムル為管理人ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十四條 收稅官吏ハ骨牌ノ製造者及販賣者ノ營業ニ関シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第十四條ノ二 販賣所ヲ有セスシテ骨牌ノ販賣業ヲ営ム者ニ在リテハ其ノ住所、住所ナキトキハ居所ヲ以テ販賣所ト看做ス(昭和二十三年政令第四百十八号追加)

第十四條ノ三 本令中稅務署ニ屬スル事務ハ保稅地域ヨリ引取ラルル骨牌ニ関シテハ税関之ヲ行フ(昭和二十三年政令第四百十八号追加)

骨牌税 骨牌税法施行規則

三五二

附則

第十五條 本令ハ明治三十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 骨牌税法第二十四條第一項ニ依リ政府ニ申告セムトスル者ハ第一條ニ準シテ申告書ヲ提出スヘシ

第十七條 前條ノ申告ヲ為シタル者骨牌税法施行ノ際同法第二十五條ニ依リ骨牌ニ包裹ヲ施シタルトキハ之ニ

第六條ノ記載ヲ為スヘシ

第十八條 骨牌税法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販売ヲ為ス者ノ所持ニ係ル骨牌ヲ外国ニ輸出シ骨牌税ノ免除ヲ得

ムトスル者ニ付テハ第九條及第十條ヲ準用ス

第十九條 明治三十五年ニ限り免許料ハ七月中ニ之ヲ納ムヘシ

②第五條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

附則 (大正七年勅令第三百五十九号)

本令ハ大正七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十五年勅令第五百五十五号(註骨牌ニ貼用スヘキ印紙ニ関スル件)ハ之ヲ廃止ス但シ当分ノ内收入印紙ニ代

附則 (大正十五年勅令第三十六号)

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十九年勅令第八十二号所得税法施行規則外二十勅令中改正勅令)

第二十二條 本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二十年勅令第八十三号所得税法施行規則外ノ勅令中改正勅令)

第十二條 本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二十三年政令第四百四十八号所得税法施行規則の一部を改正する等の政令)
第二十一條 この政令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十三年七月七日公布)

○骨牌税法施行規則第四條ノ二ノ規定ニ依ル骨牌指定ノ件

(昭和十九年三月三十一日大藏省告示第三百三十五号)

骨牌税法施行規則第四條ノ二ノ規定ニ依リ左ノ骨牌ヲ指定シ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

- 一 四色牌
- 二 白牌
- 三 紙製下ミノ

物品税

○物品税法

(昭和十五年三月二十九日法律第四十号)

改正 昭和一六年法律八八号、同一七年法律五七号、同一八年法律一号、同一九年法律七号、同一二年法律一四号、同一二年法律二九号、同年法律一四二号、同一三年法律一〇七号、同年法律二六二号、同一四年法律四三三号、同年法律二八六号

第一條 左ニ掲グル物品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニハ本法ニ依リ物品税ヲ課ス

第一種 甲類

- 一 ゴルフ用具、同部分品及附属品
- 二 娯楽用ノモーターボート、スカール及ヨット
- 三 撞球用具
- 四 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品(昭和二十一年法律第十四号改正)
- 五 真珠又ハ真珠ヲ用ヒタル製品(昭和二十一年法律第十四号改正)
- 六 貴金屬製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品(昭和二十一年法律第十四号改正)
- 七 髓甲製品(昭和二十一年法律第十四号改正)
- 八 珊瑚製品、琥珀製品、象牙製品及七宝製品(昭和二十一年法律第十四号改正)
- 九 毛皮又ハ毛皮製品但シ第四十一号ニ掲グルモノヲ除ク(昭和十九年法律第七号、同一十一年法律第

十四号、同一十三年法律第七号、同一二十四年法律第四十三号、同年法律第二百八十六号改正)

乙類

- 十 写真機、写真引伸機、映写機、同部分品及附属品並ニ現像焼付用器具(昭和十八年法律第一号、同一十三年法律第七号改正)
- 十一 蓄音器及同部分品(昭和二十三年法律第七号改正)
- 十二 双眼鏡、隻眼鏡及同ケース(昭和十八年法律第一号、同一十三年法律第七号改正)
- 十三 銃及同部分品(昭和二十三年法律第七号改正)
- 十四 薬莢及彈丸(昭和二十三年法律第七号改正)
- 十五 ネオン管及同変圧器(昭和二十三年法律第七号改正)
- 十六 羽毛、羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品(昭和十八年法律第一号、同一十二年法律第十四号、同一十三年法律第七号改正)

丙類

- 十七 楽器、同部分品及附属品(昭和二十二年法律第二十九号、同一十三年法律第七号、同一二十四年法律第二百八十六号改正)
- 十八 喫煙用ライター及電気マッチ(昭和十九年法律第七号、同一十二年法律第二十九号、同一二十四年法律第二百八十六号改正)
- 十九 化粧品但シ第三十五條ニ掲グルモノヲ除ク(昭和二十二年法律第二十九号、同一十三年法律第七号、同一二十四年法律第二百八十六号改正)
- 二十 写真用ノ乾板、フィルム及感光紙(昭和二十二年法律第二十九号、同一十三年法律第七号改正)

物品税 物品税法

三五六

- 二十一 蓄音器用ノレコード及針(昭和二十二年法律第二十九号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第四十三号改正)
- 二十二 扇風機及同部分品
- 二十三 暖房用ノ電気、瓦斯又ハ液体燃料ストーブ(昭和二十四年法律第四十三号改正)
- 二十四 冷蔵庫及同部分品
- 二十五 電気器具、瓦斯器具及液体燃料器具(昭和十九年法律第七号、同二十四年法律第四十三号改正)
- 二十六 煙火類但シ第四十五号ニ掲グルモノヲ除ク(昭和十六年法律第八十八号追加、同二十四年法律第四十三号、同年法律第二百八十六号改正)
- 二十七 薫物及線香類(昭和十六年法律第八十八号追加、同二十四年法律第四十三号改正)
- 二十八 グルタミン酸ソーダヲ主成分トスル調味料(昭和十六年法律第八十八号追加、同十八年法律第一号、同十九年法律第七号、同二十四年法律第四十三号改正)
- 二十九 室内裝飾用品(昭和二十一年法律第十四号、同二十四年法律第四十三号改正)
- 三十 囲碁及将棋用具(昭和二十一年法律第十四号、同二十四年法律第四十三号改正)
- 三十一 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ(昭和二十一年法律第十四号、同二十四年法律第四十三号改正)
- 三十二 釣燈籠並ニ茶道、香道及華道用具(昭和十六年法律第八十八号追加、同十八年法律第一号、同二十一年法律第十四号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第四十三号改正)
- 三十三 釣用具類(昭和十六年法律第八十八号追加、同二十一年法律第十四号、同二十四年法律第四十三号改正)

丁類

- 三十四 乗用自動車但シ第六十号ニ掲グルモノヲ除ク(昭和二十四年法律第四十三号、同年法律第二百八十六号改正)
- 三十五 化粧クリーム、頭髪用ノ油及煉油並ニ染毛料(昭和二十三年法律第七号、同二十四年法律第二百八十六号改正)
- 三十六 金庫(昭和二十四年法律第二百八十六号改正)
- 三十七 大理石、大理石ニ類スル裝飾用石材及之ヲ原料トスル擬石並ニ陶磁器製タイル(昭和十六年法律第八十八号追加、同十八年法律第一号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第四十三号、同年法律第二百八十六号改正)
- 三十八 喫煙用具(昭和十九年法律第七号、同二十四年法律第四十三号、同年法律第二百八十六号改正)
- 三十九 紅茶、烏龍茶、包種茶、コーヒ、ココア及其ノ代用物並ニ碾茶(昭和十六年法律第八十八号、同十九年法律第七号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第四十三号、同年法律第二百八十六号改正)
- 四十 嗜好飲料但シ第二種第五号ニ掲グルモノ及酒税ヲ課セラルルモノヲ除ク(昭和二十三年法律第七号、同二十四年法律第四十三号、同年法律第二百八十六号改正)
- 四十一 犬毛皮、猫毛皮、兔毛皮、羊毛皮、ムササビ毛皮、牛毛皮及同製品(昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第四十三号、同年法律第二百八十六号改正)
- 四十二 皮革製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ(昭和二十一年法律第十四号、同二十四年法律第四十三号、

物品税 物品税法

三五七

物品税 物品税法

三五八

- 同年法律第二百八十六号改正)
- 四十三 照明器具(昭和十九年法律第七号、同二十四年法律第四十三号改正)
- 四十四 靴及トランク類(昭和十六年法律第八十八号、同十九年法律第七号、同二十四年法律第四十三号、同年法律第二百八十六号改正)
- 四十五 飾物、玩具及搖籃並ニ遊戯具、乳母車類、同部分品及附屬品(昭和十六年法律第八十八号、同十九年法律第七号、同二十四年法律第四十三号改正)
- 四十六 時計及同部分品(昭和十九年法律第七号、同二十三年法律第七号改正)
- 四十七 鉄瓶並ニ漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ(昭和十九年法律第七号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第二百八十六号改正)
- 四十八 文房具但シ第六十六号ニ掲グルモノヲ除ク(昭和十九年法律第七号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第二百八十六号改正)
- 四十九 身辺用細貨類及化粧用具(昭和十九年法律第七号、同二十三年法律第七号改正)
- 五十 幻燈機、実物投影機及同ケース(昭和十八年法律第一号追加)
- 五十一 絵葉書、観賞用ノ写真及印刷物類(昭和十九年法律第七号追加、同二十四年法律第二百八十六号改正)
- 五十二 帽子、杖及鞭(昭和二十一年法律第十四号、同二十四年法律第二百八十六号改正)
- 五十三 家具(昭和二十一年法律第十四号改正)
- 五十四 旗、幟類、袂紗及化粧廻並ニ裝飾用及調度用纖維製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ(昭和二十四年法律第二百八十六号追加)

戊類

- 五十五 運動具(昭和十九年法律第七号、同二十四年法律第四十三号、同年法律第二百八十六号改正)
- 五十六 ラジオ聴取機及同部分品(昭和十九年法律第七号、同二十四年法律第二百八十六号改正)
- 五十七 受信用真空管、マイクホン、拡声用増幅器及拡声器(昭和十六年法律第八十八号、同十九年法律第七号、同二十四年法律第二百八十六号改正)
- 五十八 鹽法瓶及同部分品(昭和十六年法律第八十八号追加、同二十四年法律第二百八十六号改正)
- 五十九 電球類(昭和十六年法律第八十八号追加、同十九年法律第七号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第二百八十六号改正)
- 六十 小型乗用自動車、乗用自動三輪車及自動自転車(昭和二十四年法律第四十三号追加)
- 六十一 食品加工科(昭和十九年法律第七号追加、同二十三年法律第七号改正)
- 六十二 敷物類(昭和十九年法律第七号追加)

己類

- 六十三 扇子、団扇及カレンダー(昭和十九年法律第八十八号追加、同十九年法律第七号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第二百八十六号改正)
- 六十四 簾及提灯類(昭和十六年法律第八十八号追加、同二十一年法律第十四号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第二百八十六号改正)
- 六十五 携行用及自転車用ノ電灯並ニ同ケース、電池及発電器(昭和十九年法律第八十八号追加、同二十四年法律第二百八十六号改正)
- 六十六 万年筆、万年筆用ペン先、万年筆軸、シャープペンシル、万年筆入及シース(昭和二十四年法律第二百八十六号改正)

物品税 物品税法

三五九

物品税 物品税法

- 律第二百八十六号改正)
 - 六十七 ミシン及同部分品並ニアイロン及裁縫用鋸(昭和十六年法律第八十八号、同十八年法律第一号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第二百八十六号改正)
 - 六十八 安全剃刃(昭和十八年法律第一号追加、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第四十三号、同年法律第二百八十六号改正)
 - 六十九 板硝子(昭和十六年法律第八十八号追加、同十八年法律第一号、同二十四年法律第二百八十六号改正)
 - 七十 紙及セロファン(昭和十六年法律第八十八号追加、同十八年法律第一号、同二十四年法律第二百八十六号改正)
 - 七十一 滋養強壯剤及口中剤(昭和十八年法律第二号追加、同二十四年法律第二百八十六号改正)
 - 七十二 書画及骨董(昭和二十一年法律第十四号、同二十四年法律第二百八十六号改正)
- 第二種
- 一 燐寸
 - 二 飴、葡萄糖及麦芽糖
 - 三 サツカリン及ツルチン(昭和十六年法律第八十八号追加、同二十一年法律第十四号改正)
 - 四 蜂蜜(昭和十八年法律第一号追加)
 - 五 清涼飲料(昭和二十四年法律第二百八十六号追加)
- ②甲類ニ該当スル物品ニシテ乙類、丙類、丁類、戊類又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ甲類トシ乙類ニ該当スル物品ニシテ丙類、丁類、戊類又ハ己類ニ該当スルモノハ之ヲ乙類トシ丙類ニ該当スル物品ニシテ丁類、戊類又ハ己類ニ該当スルモノハ之ヲ丙類トシ丁類ニ該当スル物品ニシテ戊類又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ丁類トシ戊類ニ該当スル物品ニシテ己類ニ該当スルモノハ之ヲ戊類トス(昭和十八年法律第一号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同二十四年法律第二百八十六号改正)

税率

第二條 物品税ノ税率左ノ如シ(昭和十六年法律第八十八号、同十八年法律第一号、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第四十三号、同年法律第二百八十六号改正)

- 第一種
- 甲類 物品ノ価格ノ百分ノ七十
 - 乙類 物品ノ価格ノ百分ノ六十
 - 丙類 物品ノ価格ノ百分ノ五十
 - 丁類 物品ノ価格ノ百分ノ三十
 - 戊類 物品ノ価格ノ百分ノ二十
 - 己類 物品ノ価格ノ百分ノ十
- 第二種

- 一 燐寸 千本ニ付 二 円
- 二 飴、葡萄糖及麦芽糖 百斤ニ付 千五百円
- 三 サツカリン及ツルチン 一疋ニ付 三千円
- 四 蜂蜜 百斤ニ付 千五百円

物品税 物品税法

五 清涼飲料

- イ 玉ラムネ壘詰ノモノ 一石ニ付 三千円
- ロ 其ノ他ノ壘詰ノモノ 一石ニ付 五千円
- ハ 壘詰以外ノモノ 炭酸瓦斯使用量一疋ニ付 千五百円

課税標準

第三條 前條ノ價格ハ製造場ヨリ移出スル時ノ物品ノ價格トス但シ第一種第七十二号ニ掲グル物品ニ付テハ小売業者ノ販売價格トシ保稅地域ヨリ引取ラルル物品ニシテ引取人ヨリ税金ヲ徵收スルモノニ付テハ引取ノ際ニ於ケル價格トス(昭和二十一年法律第十四号、同二十四年法律第二百八十六号改正)

②前項ノ價格及樽寸ノ本数ノ計算ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔規則〕 一一、一二、一三

納税義務者

第四條 物品税ハ製造場ヨリ移出セラレタル物品ノ價格又ハ数量(第二種第五号ニ掲グル壘詰以外ノ清涼飲料ニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル清涼飲料ニ使用セラレタル炭酸瓦斯ノ量)ニ応ジ製造者ヨリ之ヲ徵收ス但シ第一種第七十二号ニ掲グル物品ニ付テハ販売セラレタル物品ノ價格ニ応ジ小売業者ヨリ之ヲ徵收シ保稅地域ヨリ引取ラルル物品ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取ラレタル物品ノ價格又ハ数量ニ応ジ引取人ヨリ之ヲ徵收ス(昭和二十一年法律第十四号、同二十四年法律第二百八十六号改正)

〔規則〕 一四、一五

書画骨董ニ対スル課税

第五條 第一種第七十二号ニ掲グル物品ガ入札其ノ他競争ノ方法ニ依リ売買セララルル場合(強制競売又ハ之ニ準ズベキ場合ヲ除ク)ハ其ノ札元又ハ之ニ準ズベキ者ガ小売業者トシテ当該物品ヲ販売スルモノト看做ス(昭和十六年法律第八十八号、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十四年法律第二百八十六号改正)

看做製造

第六條 製造場以外ノ場所ニ於テ販売ノ為化粧品其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ容器ニ充填シ又ハ改裝スルトキハ之ヲ其ノ物品ノ製造ト看做ス(昭和十六年法律第八十八号、同十八年法律第一号、同十九年法律第七号改正)

②天然ニ湧出スル液体ニシテ炭酸瓦斯ヲ含有スルモノヲ飲用ニ供シ又ハ清涼飲料トスル目的ヲ以テ之ヲ加工シ若ハ容器ニ充填スルトキハ之ヲ第二種第五号ニ掲グル玉ラムネ壘詰以外ノ壘詰ノ清涼飲料ノ製造ト看做ス(昭和二十四年法律第二百八十六号追加)

③第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク)ノ販売ヲ業トスル者ニシテ原料、勞務、資金等ヲ供給シテ第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク)ノ製造ヲ委託スルモノハ之ヲ受託者ノ製造シタル物品ノ製造者ト看做シ当該物品ハ之ヲ委託者ノ製造シタルモノト看做ス(昭和二十四年法律第四十三号追加、同年法律第二百八十六号改正)

〔規則〕 一五ノ二

看做移出

第七條 第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク)ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ之ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做ス(昭和十八年法律第一号、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十四年法律第四十三号、同年法律第二百八十六号改正)

- 一 製造場内ニ於テ使用又ハ消費セラレタルトキ但シ蜂蜜ガ蜂ノ飼育用ニ供セラレタルトキヲ除ク
- 二 製造場内ニ現存スルモノ公売セラレタルトキ
- 三 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造ヲ廢止シタル場合ニ於テ製造場内ニ現存スルトキ

課税標準ノ申告及決定

第八條 第一種第七十二号ニ掲グル物品ノ小売業者ハ毎月其ノ販売シタル物品ニ付数量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ、第一種ノ物品(第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク)ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付

物品税 物品税法

其ノ品名毎ニ数量及価格ヲ記載シタル申告書ヲ、第二種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ数量(第二種第五号ニ掲グル場話以外ノ清涼飲料ニ付テハ炭酸瓦斯使用量)ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ但シ前條第二号又ハ第三号ニ該当スル場合ニ於テハ其ノ移出シタル同條ノ規定ニ依リ移出シタルモノト看做サレタル第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク)ニ付直ニ申告書ヲ提出スベシ(昭和二十一年法律第十四号、同二十四年法律第二百八十六号改正)

②第一種又ハ第二種ノ物品ヲ保税地域ヨリ引取ル者ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取ノ際其ノ物品ニ付前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ(昭和二十一年法律第十四号改正)

③申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相当ト認メタルトキハ政府ハ其ノ課税標準額ヲ決定ス

〔規則〕 一四、一五、一六、三九

返還又ハ戻入物品

第九條 小売業者ガ其ノ販売シタル第一種第七十二号ニ掲グル物品ノ返還ヲ受ケタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ返還ヲ受ケタル月分以降ノ税額ヨリ其ノ物品ニ課セラレタル物品税ニ相当スル金額ヲ控除ス製造場ヨリ移出シタル第一種又ハ第二種ノ物品(第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク)ヲ同一製造場内ニ戻入シタル場合亦同ジ(昭和二十一年法律第十四号、同二十四年法律第四十三号、同年法律第二百八十六号改正)

②第一種第七十二号ニ掲グル物品ノ小売業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク)ノ製造者ニ付其ノ小売業又ハ製造ノ廢止其ノ他ノ事由ニ因リ返還ヲ受ケ又ハ戻入シタル月分以降ニ納付スベキ税額無キ場合又ハ其ノ事由ニ因リ前項ノ規定ニ依リ控除ヲ受クルコト困難ナル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ返還ヲ受ケ又ハ戻入シタル物品ニ課セラレタル物品税ニ相当スル金額ヲ還付スルコトヲ得(昭和二十一年法律第十四号、同二十四年法律第四十三号、同年法律第二百八十六号改正)

〔規則〕 一七、一八

納

期

第十條 物品税ハ毎月分ヲ翌翌月末日迄ニ納付スベシ但シ保税地域ヨリ引取ラルル物品ニ付テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ(昭和二十一年法律第十四号、同年法律第二百八十六号改正)

②第八條第一項但書ノ場合ニ於テハ前項本文ノ規定ニ拘ラズ直ニ其ノ物品税ヲ徴收ス(昭和二十四年法律第二百八十六号追加)

③前項ノ場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク)ニ付物品税額ニ相当スル担保ヲ提供シタルトキハ一月以内物品税ノ徴收ヲ猶予スルコトヲ得(昭和二十一年法律第十四号、同二十四年法律第二百八十六号改正)

④関税法第三十四條但書ノ規定ニ依リ保税地域ヨリ引取ル物品ニ付テハ第一項但書ノ規定ニ拘ラズ輸入免許ヲ受ケタル際物品税ヲ納付スベシ此ノ場合ニ於テハ引取ノ際其ノ税金ノ担保ヲ提供スルコトヲ要ス

〔規則〕 一九、二〇

未納税移
出又ハ引

第十一條 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ他ノ製造場又ハ蔵置場ニ移入スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ル第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク)ニ付テハ第四條ノ規定ヲ適用セズ(昭和二十一年法律第十四号、同二十四年法律第二百八十六号改正)

②前項ノ場合ニ於テハ移出先又ハ引取先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス

③第一項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ移出先又ハ引取先ニ移入セラレタルコトノ証明ナキモノニ付テハ製造者又ハ引取人ヨリ直ニ其ノ物品税ヲ徴收ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ滅失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ物品税ヲ免除ス

〔規則〕 二一、二二、二九、三〇、三一、三九

物品税 物品税法

原料免税

第十二條

命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ル物品ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノニ付テハ物品税ヲ免除ス（昭和十八年法律第一号、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同年法律第二百八十六号改正）

一 第一種又ハ第二種ノ物品（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）ノ製造ノ用ニ供スル第一種又ハ第二種ノ物品（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）但シ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク（昭和二十四年法律第二百八十六号改正）

二 輸出スル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ノ製造ノ用ニ供スル糖、葡萄糖又ハ麦芽糖

②前條第三項ノ規定ハ前項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ移出先若ハ引取先ニ移入セラレタルコトノ証明ナキモノ又ハ移出先若ハ引取先ニ移入前其ノ用途ヲ変更セラレタルモノニ付之ヲ準用ス

③第一項ノ物品ヲ移出先又ハ引取先ニ移入後其ノ用途ヲ変更シタル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場ト看做シ移出先又ハ引取先ノ業者者ヲ以テ製造者ト看做ス

④第一項第二号ノ規定ニ依リ物品税ヲ免除ヲ受ケタル糖、葡萄糖又ハ麦芽糖ヲ使用シテ菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ製造シタル者ガ之ヲ政府ノ指定シタル期間内ニ輸出シタルコトヲ証明セザル場合ニ於テハ製造者ヨリ直ニ其ノ物品税ヲ徴收ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ滅失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

〔規則〕 二二ノ二、二三、二四、二五、二八、二九、三〇、三一、三九

第十三條 左ニ掲グル物品ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品税ヲ免除ス

一 輸出スルモノ

二 學術研究用ニ供スルモノ

輸出及特殊用途免稅

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スルモノ

②第十一條第三項ノ規定ハ前項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ輸出シ又ハ其ノ用途ニ供セラレタルモノノ証明ナキモノニ付之ヲ準用ス

〔規則〕 二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三九、四四

第十四條 物品税ヲ課セラレタル糖、葡萄糖又ハ麦芽糖ヲ原料トシテ製造シタル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ輸出シタルトキハ輸出者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ原料トシテ使用シタル糖、葡萄糖又ハ麦芽糖ニ付課セラレタル物品税ニ相当スル金額以下ノ交付金ヲ交付スルコトヲ得

〔規則〕 三二、三三、三四、三五

第十五條 第一種第七十二号ニ掲グル物品ノ小売業ヲ営マントスル者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）ヲ製造セントスル者（第六條ニ規定スル物品ノ製造ヲ委託セントスル者ヲ含ム）ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ申告スベシ其ノ小売業又ハ製造ヲ廃止セントスルトキ亦同ジ（昭和二十一年法律第十四号、同二十四年法律第四十三号、同年法律第二百八十六号改正）

〔規則〕 三、四、九、三八

第十六條 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ帳簿ヲ備ヘ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造、貯蔵又ハ販売ニ関スル事項ヲ帳簿ニ記載スベシ（昭和二十一年法律第十四号、同二十四年法律第四十三号改正）

②第一種第七十二号ニ掲グル物品ノ小売業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）ノ製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造又ハ販売ニ関シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ（昭和二十一年法律第十四号、同二十四年法律第二百八十六号改正）

〔規則〕 五、六、七、八、一〇、二六、三七、三七ノ四

物品税 物品税法

記帳及必要事項申告義務

輸出菓子類ノ原料タル糖、葡萄糖又ハ麦芽糖ノ交付金營業開廢申告

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スルモノ
②第十一條第三項ノ規定ハ前項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ輸出シ又ハ其ノ用途ニ供セラレタルモノノ証明ナキモノニ付之ヲ準用ス
〔規則〕 二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三九、四四
第十四條 物品税ヲ課セラレタル糖、葡萄糖又ハ麦芽糖ヲ原料トシテ製造シタル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ輸出シタルトキハ輸出者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ原料トシテ使用シタル糖、葡萄糖又ハ麦芽糖ニ付課セラレタル物品税ニ相当スル金額以下ノ交付金ヲ交付スルコトヲ得
〔規則〕 三二、三三、三四、三五
第十五條 第一種第七十二号ニ掲グル物品ノ小売業ヲ営マントスル者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）ヲ製造セントスル者（第六條ニ規定スル物品ノ製造ヲ委託セントスル者ヲ含ム）ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ申告スベシ其ノ小売業又ハ製造ヲ廃止セントスルトキ亦同ジ（昭和二十一年法律第十四号、同二十四年法律第四十三号、同年法律第二百八十六号改正）
〔規則〕 三、四、九、三八
第十六條 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ帳簿ヲ備ヘ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造、貯蔵又ハ販売ニ関スル事項ヲ帳簿ニ記載スベシ（昭和二十一年法律第十四号、同二十四年法律第四十三号改正）
②第一種第七十二号ニ掲グル物品ノ小売業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品（第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク）ノ製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造又ハ販売ニ関シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ（昭和二十一年法律第十四号、同二十四年法律第二百八十六号改正）
〔規則〕 五、六、七、八、一〇、二六、三七、三七ノ四

物品税 物品税法

受取書ノ発行

第十六條ノ二 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一種第七十二号ニ掲グル物品ノ小売業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク)ノ製造者ニ対シ受取書ノ発行其ノ他取締上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得(昭和十九年法律第七号追加、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同二十三年法律第四十二号、同二十四年法律第二百八十六号改正)

〔規則〕 三七ノ二、三七ノ三、三七ノ四

收税官吏ノ権限

第十七條 收税官吏ハ第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ニ対シ質問ヲ為シ又ハ左ニ掲グル物件ニ付検査ヲ為シ若ハ監督上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得(昭和二十一年法律第十四号改正)

一 第一種又ハ第二種ノ物品ニシテ製造者又ハ販売者ノ所持スルモノ

二 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造、貯蔵又ハ販売ニ関スル一切ノ帳簿書類

三 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造、貯蔵又ハ販売上必要ナル建築物、機械、器具、材料其ノ他ノ物件

団体ニ対スル検査ノ権限

第十七條ノ二 收税官吏ハ物品税ノ徵收上必要アリト認ムルトキハ第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ノ組織スル団体(其ノ組織スル団体ヲ含ム)ニ対シ其ノ団員ノ為ス第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造若ハ販売ニ関シ質問ヲ為シ又ハ其ノ団体ノ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得(昭和二十二年法律第四百十

二号追加)

脱税犯

第十八條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス(昭和十九年法律第七号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第二百八十六号改正)

一 政府ニ申告セズシテ第一種第七十二号ニ掲グル物品ノ小売業ヲ営ミ又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ除ク)ヲ製造シタル者

二 詐偽其ノ他不正ノ行為ヲ以テ物品税ヲ遁脱シ又ハ其ノ遁脱ヲ図リタル者

②前項ノ犯罪ニ係ル物品ニ対スル物品税相当額ノ十倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ当該相当額ノ十倍以下ト為スコトヲ得

③第一項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ物品税ヲ徵收ス

秩序犯

第十九條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ十万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス(昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同二十三年法律第四百十二号、同二十三年法律第七号改正)

一 第八條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

二 第十六條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第二十條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス(昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第四百十二号、同二十三年法律第七号、同二十三年法律第二百八十六号改正)

一 第十六條第一項ノ規定ニ依ル帳簿ヲ備ヘズ、其ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者

二 第十六條第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

三 第十七條又ハ第十八條ノ二ノ規定ニ依ル收税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

刑法除外

第二十一條 第十八條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ(昭和十九年法律第七号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第二百八十六号改正)

第二十二條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ第十八條乃至第二十條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本條ノ

責任罰及罰行為者処

物品税 物品税法

物品税 物品税法

〔規則〕 四二、四三

施行期日

營業申告
經過規定

第一條 本法ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

施行期日

營業申告
經過規定

第七條 本法施行前ヨリ引続キ物品税法第一條ノ改正規定ニ依リ物品税ヲ課スルコトト為リタル第一種ノ物品ノ小売業ヲ営ム者又ハ同條第二種ノ物品若ハサッカリンノ製造ヲ為ス者本法施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ物品税法第十五條ノ規定ニ依リ申告シタルモノト看做ス

手持物品
ノ課税

第八條 改正後ノ物品税法第一條ニ掲グル第二種ノ物品又ハ飴、葡萄酒、麦芽糖若ハサッカリンノ製造者又ハ販売者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スル物品ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ之ニ物品税ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品税ヲ徵收ス但シ従前ノ規定ニ依リ物品税ヲ課セラレタル物品ニ付テハ其ノ課セラレタル税額ニ相当スル金額ヲ控除シタル金額ヲ以テ其ノ税額トス

- 一 改正後ノ物品税法第一條ニ掲グル第二種ノ物品ニシテ同條各号ニ掲グル品名毎ニ價格二千円以上ノモノ
- 二 飴、葡萄酒又ハ麦芽糖ニシテ合計一万斤以上ノモノ
- 三 三十疋以上ノサッカリン

②前項ノ製造者又ハ販売者ハ同項第一号ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量、價格及貯藏ノ場所、第二号ノ物品又ハサッカリンニ付テハ其ノ品名毎ニ數量及貯藏ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

附 則 (昭和十七年法律第五十七号)

施行期日

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十七年勅令第九十五号ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行)

手持物品
ノ課税

隣寸ノ製造者又ハ販売者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ百万本以上ノ隣寸ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ之ニ物品税ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ隣寸ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ千本ニ付五錢ノ割合ニ依リ算出シタル金額ヲ其ノ税額トシ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徵收ス

附 則 (昭和十八年法律第一号)

施行期日
營業申告
經過規定

本法ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十八年勅令第九十四号ヲ以テ同年三月一日ヨリ施行)

本法施行前ヨリ引続キ物品税法第一條ノ改正規定ニ依リ物品税ヲ課スルコトト為リタル第一種ノ物品ノ小売業ヲ営ム者又ハ同條第二種ノ物品若ハ蜂蜜ノ製造ヲ為ス者本法施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ物品税法第十五條ノ規定ニ依リ申告シタルモノト看做ス

- 改正後ノ物品税法第一條ニ掲グル第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スル物品ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ之ニ物品税ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品税ヲ徵收ス但シ従前ノ規定ニ依リ物品税ヲ課セラレタル物品ニ付テハ其ノ課セラレタル税額ニ相当スル金額ヲ控除シタル金額ヲ以テ其ノ税額トス
- 一 改正後ノ物品税法第一條ニ掲グル第二種ノ物品ニシテ同條各号ニ掲グル品名毎ニ價格千円以上ノモノ
- 二 百万本以上ノ隣寸
- 三 飴、葡萄酒又ハ麦芽糖ニシテ合計三千斤以上ノモノ
- 四 十疋以上ノサッカリン

物品税 物品税法

物品税 物品税法

五 三千斤以上ノ蜂蜜

前項第一号ノ物品中命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ当該物品ノ貯蔵ノ場所ヨリ移出シタルトキ其ノ物品税ヲ徴收スルコトヲ得

附則第三項ノ製造者又ハ販売者ハ同項第一号ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ数量、価格及貯蔵ノ場所ヲ、第二号乃至第五号ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ数量及貯蔵ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

附則 (昭和十九年法律第七号所得税法外二十九法律中改正法律)

第三十一條 第十六條ノ規定(本法改正法律)施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十九年勅令第七十八号ヲ以テ同年二月十六日ヨリ施行)

第三十八條

改正前ノ物品税法第一條第一種各号ニ掲グル物品ニシテ改正後ノ同條第二種各号ニ掲グルモノニ對シ従前ノ規定ニ依リ賦課シ又ハ賦課スベカリシ物品税ニ関シテハ仍従前ノ例ニ依ル

②第十六條ノ規定施行前ヨリ引続キ物品税法第一條ノ改正規定ニ依リ物品税ヲ課スルコトト為リタル第一種ノ物品ノ小売業ヲ営ム者又ハ同第二種ノ物品ノ製造ヲ為ス者第十六條ノ規定施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ同條ノ規定施行ノ日ニ於テ同法第十五條ノ規定ニ依リ申告シタルモノト看做ス

③改正後ノ物品税法第一條ニ掲グル第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造者若ハ販売者又ハ命令ヲ以テ定ムル者ガ第十六條ノ規定施行ノ際製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スル物品ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ之ニ物品税ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ同條ノ規定施行ノ日ニ於テ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品税ヲ徴收ス但シ従前ノ規定ニ依リ物品税ヲ課セラレタル物品ニ付テハ其ノ課セラレタル税額ニ相当スル金額ヲ控除シタル金額ヲ以テ其ノ税額トス

一 改正後ノ物品税法第一條ニ掲グル第二種ノ物品ニシテ總価格五百円以上ノモノ

二 三十万本以上ノ樽寸

三 飴、葡萄酒又ハ麦芽糖ニシテ合計五百斤以上ノモノ

四 一疋以上ノサッカリン

五 五百斤以上ノ蜂蜜

④前項ノ物品中改正後ノ物品税法第十二條第一項第一号若ハ第二号又ハ同法第十三條第一項ノ規定ニ該当スルモノニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品税ヲ徴收セザルコトヲ得

⑤第三項ノ物品中命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ同項中ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ当該物品ヲ其ノ貯蔵ノ場所ヨリ移出シタル時其ノ物品税ヲ徴收スルコトヲ得

⑥第三項ノ製造者若ハ販売者又ハ命令ヲ以テ定ムル者ハ同項第一号ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ数量、価格及貯蔵ノ場所ヲ、第二号乃至第五号ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ数量及貯蔵ノ場所ヲ第十六條ノ規定施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

⑦第三項ノ場合ニ於テハ改正前ノ物品税法第一條第一種各号ニ掲グル物品ノ販売者ニシテ同項ノ販売者ニ該当スルモノハ改正後ノ同法第二十五條ノ二乃至第二十五條ノ七ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同法第二十五條ノ二ニ規定スル第一種ノ物品ノ小売業ト看做ス

附則 (昭和二十一年法律第十四号所得税法の一部を改正する等の法律)

第二十九條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。(昭和二十一年勅令第四百号をもつて、同年九月一日から施行)

第四十五條 第十六條の規定施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

物品税 物品税法

- ② 第十六條の規定施行後一箇月以内に輸出した菓子、糖果その他の命令で定める物品に対する物品税法第十四條の規定による交付金については、なお従前の例による。
- ③ 第十六條の規定施行前から、引き続き、従前の物品税法第一條に掲げる第一種の物品で、改正後の同條に掲げるもの(第九十一号に掲げる物品を除く。)又はツルチンを製造する者が、第十六條の規定施行後一箇月以内に、その旨を政府に申告するときは、同條の規定施行の日に同法第十五條の規定により、申告したものとみなす。
- ④ 第十六條の規定施行の際、製造場又は保税地域以外の場所で、改正後の物品税法第一條に掲げる第一種若しくは第二種の物品(第一種第九十一号に掲げる物品を除く。)の製造者若しくは販売者又は命令で定める者が、次の各号の一に該当する物品を所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とするものとし、物品税を課する。この場合においては、同條の規定施行の日に、その物品を、製造場外に移出したもれた物品については、その課せられた税額に相当する金額を控除した金額をその税額とする。
 - 一 改正後の物品税法第一條に掲げる第一種の物品(従前の同法第一條に掲げる第二種の物品を除く。)で、総価格一万円以上のもの
 - 二 飴、葡萄糖又は麦芽糖で、合計五百斤以上のもの
 - 三 サッカリン又はツルチンで、合計二疋以上のもの
 - 四 三百斤以上の蜂蜜
- ⑤ 前項の物品中、改正後の物品税法第十二條第一項の規定又は第十三條第一項の規定に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、その物品税を徴收しないことができる。

- ⑥ 第四項の物品中、命令で定めるものについては、同項の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、その物品を、貯蔵の場所から移出する時に、その物品税を徴收することができる。
- ⑦ 第四項の製造者若しくは販売者又は命令で定める者は、同項第一号の物品については、その品名ごとに数量、価格及び貯蔵の場所を、同項第二号乃至第四号の物品については、その品名ごとに数量及び貯蔵の場所を、第十六條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。
- ⑧ 従前の物品税法第一條に掲げる第一種の物品(第九十一号に掲げる物品を除く。)の小売業者から、第四項の規定により物品税を徴收する場合においては、その物品に小売業者の組織する団体(その組織する団体を含む。)について、従前の同法第二十五條ノ二乃至第二十五條ノ七の規定を準用する。

附 則(抄) (昭和二十二年法律第二十九号特別法人税法の一部を改正する等の法律)

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第二條及び第十一條の規定は、政令で定める日から、第一條中特別法人税法第十四條乃至第十六條の改正規定、第三條中登録税法第十九條第四号の二乃至第六号及び第十九條ノ七乃至第十九條ノ十三の改正規定、第八條中織物消費税法第九條第三項乃至第六項の改正規定、第十六條中国税徴收法第三章ノ二の改正規定、第十七條中納税施設法第一章、第二章、第四章及び第五章の改正規定並びに第十八條乃至第二十一條の規定は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

第七條 第九條の規定施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

② 第九條の規定施行後一箇月以内に輸出した菓子、糖果その他命令で定める物品に対する物品税法第十四條の規定による交付金については、なお従前の例による。

③ 第九條の規定施行の際、製造場又は保税地域以外の場所で、改正後の物品税法第一條に掲げる第二種の物

品の製造者若しくは販売者又は命令で定める者が左の各号の一に該当する物品を所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、物品税を課する。この場合においては、同條の規定施行の日に、その物品を製造場外に移出したものとみなし、改正後の物品税法第二條の税率により算出した金額と従前の同條の税率により算出した金額との差額を其の税額として、命令の定めるところにより徴収する。

- 一 三十万本以上の燐寸
- 二 飴、葡萄糖又は麦芽糖で、合計三百斤以上のもの
- 三 サッカリン又はヅルチンで、合計一疋以上のもの
- 四 二百斤以上の蜂蜜

④ 前項の製造者若しくは販売者又は命令で定める者は、その所持する物品の品名ごとに数量及び貯蔵の場所を、第九條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

附 則(抄)

第一條 (昭和二十二年法律第四百四十二号所得税法の一部を改正する等の法律)

第七條 この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

② この法律施行後一箇月以内に輸出した菓子、糖果その他命令で定める物品に対する物品税法第十四條の規定による交付金については、なお従前の例による。

③ この法律施行前から、引續いて、印材類を製造する者が、この法律施行後一箇月以内に、その旨を政府に申告するときは、この法律施行の日に、物品税法第十五條の規定により、申告したものとみなす。

④ この法律施行の際、製造場又は保税地域以外の場所で、改正後の物品税法第一條に掲げる印材類若しくは

第二種の物品の製造者若しくは販売者又は命令で定める者が左の各号の一に該当する物品を所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、物品税を課する。この場合においては、この法律施行の日に、その物品を製造場外に移出したとみなし、命令の定めるところにより、その物品税を徴収する。但し、従前の規定により物品税を課せられた物品については、その課せられた税額に相当する金額を控除した金額を、その税額とする。

- 一 価格一万円以上の印材類
- 二 三十万本以上の燐寸
- 三 飴、葡萄糖又は麦芽糖で、合計二百斤以上のもの
- 四 サッカリン又はヅルチンで、合計一疋以上のもの
- 五 二百斤以上の蜂蜜

⑤ 前項の製造者若しくは販売者又は命令で定める者は、同項第一号の物品については、数量、価格及び貯蔵の場所を、同項第二号乃至第五号の物品については、品名ごとに数量及び貯蔵の場所を、この法律施行後一箇月以内に政府に申告しなければならない。

第十三條 この法律施行前に、改正前の酒税法第五十九條第二項及び第五十九條ノ二第二項、織物消費税法第二十二條第二項、物品税法第二十五條ノ二第二項並びに入場税法第十九條第二項の規定により交付すべきであつた交付金については、なお従前の例による。

第十五條 この法律による他の法律の改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(抄) (昭和二十三年法律第七号所得税法の一部を改正する等の法律)

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十三年七月七日公布)

第四十八條

この法律施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

② この法律施行後一月以内に輸出した菓子、糖果又は果実みつ及びこれに類する物品に対する物品税法第四條の規定による交付金については、なお従前の例による。

③ この法律施行の際、製造場又は保税地域の場所で、マッチ又はあめ、ぶどう糖若しくは麦芽糖の製造者若しくは販売者又はこれらの物品を使用する物品の製造者若しくは販売者が五十万本以上のマッチ又は合計二百斤以上のあめ、ぶどう糖若しくは麦芽糖を所持する場においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、物品税を課する。この場合においては、この法律施行の日に、その物品を製造場外に移出したものとみなし、改正後の物品税法第二條第一項の税率により算出した金額と改正前の同項の税率により算出した金額との差額をその税額として、その税額が五千円以下のときは、昭和二十三年八月三十一日限り、五千円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分し、その月末日限り徴収する。

税額五千円をこえるとき

昭和二十三年八月及び九月

税額一万円をこえるとき

同年八月から十月まで

税額五万円をこえるとき

同年八月から十一月まで

税額十万円をこえるとき

同年八月から十二月まで

④ 前項の製造者若しくは販売者又はこれらの物品を使用する物品の製造者若しくは販売者は、その所持する物品の品名ごとに数量及び貯蔵の場所を、この法律施行後一月以内に、政府に申告しなければならない。

第六十條 この法律による他の法律の廃止又は改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(抄)

(昭和二十四年法律第四十三号酒税法等の一部を改正する法律)

① この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。但し、第一條の規定は、公布の日から一月以内で政令で定める日から施行する。(第一條の規定は昭和二十四年五月六日施行)

② この法律施行前に課した、又は課すべきであつた酒税、清涼飲料税、物品税及び砂糖消費税については、なお従前の例による。

③ この法律施行前から引き続き物品税法第一條の改正規定により物品税を課することとなつた第一種の物品を製造する者又は同法第六條の改正規定により第一種若しくは第二種(第一種第九十一号に掲げる物品を除く。第四項において以下同じ。)の物品の製造者とみなされる者は、この法律施行後一月以内にその旨を所轄税務署に申告しなければならない。

④ 前項の規定により所轄税務署に申告する者は、その製造場及び製造している物品の品名並びにその住所及び氏名又は名称を記載した申告書に、この法律施行前から引き続き物品税法第一條の改正規定により物品税を課することとなつた第一種の物品を製造する事実又は第一種若しくは第二種の物品の製造の委託をする事実をあわせ記載して提出しなければならない。

⑤ 第三項の規定により申告した者は、この法律施行の日において物品税法第十五條の規定により申告した者とみなす。

⑥ この法律施行の際、製造場又は保税地域以外の場所で、物品税法第一條の改正規定により物品税を課することとなつた第一種の物品の製造者又は販売者が、同條の改正規定により物品税を課することとなつた第一種の物品で総価格十万円以上のものを所持する場においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなし、物品税を課する。この場合においては、この法律施行の日にその物品を製造場外に移出したものと

みなし、物品税法第二條第一項の税率により算出した金額をその税額として、その税額が二万円以下るときは、昭和二十四年六月三十日限り、二万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末日限り、徴収する。

税額二万円をこえるとき 昭和二十四年六月及び七月

税額五万円をこえるとき 同年六月から八月まで

税額十万円をこえるとき 同年六月から九月まで

⑦ 前項の製造者又は販売者は、その所持する同項に規定する物品の品名ごとに数量、価格及び貯蔵の場所を、この法律施行後一月以内に所轄税務署に申告しなければならない。

⑧ 第六項に規定する物品を物品税法第十二條第一項又は同法第十三條第一項に規定する用に供するため所持する場合において所轄税務署長の承認を受けたときは、第六項の規定にかかわらず、当該物品はその承認を受けたときにおいて同法第十二條第一項又は同法第十三條の規定による承認を受けて移出したものとみなす。

⑨ 前項の承認を受けようとする者は、その法律施行後一月以内にその旨並びにその所持する第六項に規定する物品の品名ごとに数量、価格及び貯蔵の場所を記載した申請書を所轄税務署に提出しなければならない。

附 則 (昭和二十四年法律第二百八十六号物品税法の一部を改正する法律)

① この法律中物品税法第十條第一項の改正規定は、昭和二十五年四月一日から、その他の規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。

② この法律施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

③ この法律施行前から引き続き物品税法第一條の改正規定により新たに物品税を課することとなつた第一

種の物品を製造する者は、この法律施行後一月以内にその旨を所轄税務署に申告しなければならない。

④ 前項の規定により所轄税務署に申告する者は、その製造場及び製造している物品の品名並びにその住所及び氏名又は名称を記載した申告書に、この法律施行前から引き続き物品税法第一條の改正規定により新たに物品税を課することとなつた第一種の物品を製造する事実をあわせ記載して、これを提出しなければならない。

⑤ 前二項の規定により申告した者は、この法律施行の日において物品税法第十五條の規定により申告した者とみなす。

⑥ 清涼飲料税法(大正十五年法律第十六号)第十條ノ二の規定により申告した者でこの法律施行の際清涼飲料を製造するものは、この法律施行の日において物品税法第十五條の規定により申告した者とみなす。

⑦ この法律施行前に製造場に戻入し、又は製造場外から移入した清涼飲料をこの法律施行後に製造場から移出した場合においては、物品税法第四條の規定にかかわらず、物品税を徴収しない。

⑧ この法律の施行前にした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

○物品税法施行規則

(昭和十五年三月三十一日勅令第百五十号)

改正

昭和一六年勅令二九三号、同一六年勅令一〇三一号、同一八年勅令九五号、同一九年勅令七九号、同一〇一年七一九号、同一二年勅令七一七号、同年勅令一一九号、同年勅令四一四号、同一二年勅令一一二二号、同一二年政令二四六号、同一三年政令一四八号、同年政令二九〇号、同一四年政令八三三号、同年政令一四九号、同年政令第四〇七号

第一條

物品税法第一條ノ規定ニ依リ物品税ヲ課スベキ物品ハ別表ニ定ムル所ニ依ル(昭和十六年勅令第三十号、同十八年勅令第九十五号、同十九年勅令第七十九号、同二十一年勅令第百十九号、同年勅令第四百十四号改正)

②別表ニ於テ貴金屬トハ金、銀、白金及此等ヲ主タル材料トスル合金ヲ謂フ
③別表ニ於テ清涼飲料トハ炭酸瓦斯ヲ含有スル飲料ヲ謂フ但シ全重量ノ百分ノ五以下ノ炭酸瓦斯ヲ含有スルモノ及全容量ノ百分ノ一以上ノ純酒精(攝氏十五度ノ時ニ於テ〇・七九四七ノ比重ヲ有スル酒精ヲ謂フ)ヲ含有スルモノハ此ノ限ニ在ラズ(昭和二十四年政令第四百七号追加)

第二條 削除(昭和二十一年勅令第四百十四号、同二十四年政令第八十三号改正)

第三條 書画及骨董ノ小売業ヲ営ムントスル者ハ販売スベキ物品ヲ定メ其ノ住所及氏名又ハ名称ヲ記載シタル申告書ヲ販売場所轄稅務署ニ提出スベシ(昭和二十一年勅令第四百七号削除)

第四條 物品税法第一條ニ掲グル第一種又ハ第二種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)ヲ製造セントスル者ハ製造場及

製造スベキ物品ヲ定メ其ノ住所及氏名又ハ名称ヲ記載シタル申告書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スベシ(昭和二十一年勅令第四百十四号改正)

②物品税法第六條第二項ニ規定スル製造ノ委託ヲ為サントスル者ハ前項ニ規定スル事項ノ外受託者及其ノ製造場ヲ定メ其ノ住所及氏名又ハ名称ヲ併セ記載スベシ(昭和二十四年政令第八十三号追加)

第五條 書画及骨董ノ小売業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)ノ製造者一月以上販売又ハ製造ヲ休止セントスルトキハ其ノ時期ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スベシ(昭和二十一年勅令第四百十四号改正)併
第六條 稅務署長ハ必要ト認ムルトキハ第一種又ハ第二種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)ノ製造者ニ製造場ノ図面、製造用ノ機械器具ノ目錄及製造方法書ヲ提出セシムルコトヲ得(昭和二十一年勅令第四百十四号、同二十四年政令第四百七号改正)

第七條 第三條乃至第五條ノ規定ニ依リ申告シタル事項又ハ前條ノ規定ニ依リ提出シタル図面若ハ目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ都度所轄稅務署ニ申告スベシ前條ノ規定ニ依リ提出シタル製造方法書ニ記載シタル製造方法ヲ變更シタル場合亦同ジ(昭和二十四年政令第四百七号改正)

第八條 書画及骨董ノ小売業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)ノ製造業ヲ営ム者ニ付相續ノ開始アリタルトキハ相續人ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ(昭和二十一年勅令第四百十四号、同二十三年政令第四百十八号改正)

②書画及骨董ノ小売業又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)ノ製造業ヲ讓受ケタル者ハ讓渡人ト連署シテ所轄稅務署ニ申告スベシ(昭和二十一年勅令第四百十四号改正)

③合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ書画及骨董ノ小売業又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)ノ製造業ヲ承継シタトキハ合併後存続スル法人又ハ合併

ニ因リテ設立シタル法人ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ(昭和二十一年勅令第四百十四号改正)

第九條 書画及骨董ノ小売業又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)ノ製造ヲ廃止セントストキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ(昭和二十一年勅令第四百十四号改正)

第十條 書画及骨董ノ小売業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)ノ製造者販賣場又ハ製造場ヲ移転セントストキハ移転ノ事実ヲ具シ第三條又ハ第四條及前條ノ規定ニ準ジ申告ヲ為スベシ(昭和二十一年勅令第四百十四号改正)

第十一條 物品税法第三條第一項本文ニ規定スル物品ノ價格ハ当該物品及其ノ容器又ハ包装ノ價格ニ荷造費、運送費、保險料其ノ他ノ費用ヲ加ヘタル金額ニ依ル但シ製造者ガ引取人ノ為ニ立替支拂シタルコトノ明白ナル費用ハ之ヲ控除ス(昭和二十一年勅令第四百十四号、同二十四年政令第八十三号改正)

第十二條 保稅地域ヨリ引取ラルル第一種ノ物品ニシテ引取人ヨリ税金ヲ徵收スルモノノ價格ハ輸入ノ際ニ於ケル到着價格ニ当該物品ニ課セラルベキ関稅ニ相当スル金額ヲ加ヘタル金額ニ依ル(昭和二十一年勅令第四百十四号改正)

第十三條 燐寸ノ本數ハ軸木ノ本數ニ依ル但シ二個以上ノ点火裝置ヲ附シタルモノニ付テハ其ノ点火裝置ノ個數ニ依ル(昭和二十一年勅令第四百十四号改正)

第十四條 書画及骨董ノ販賣者ガ書画及骨董ヲ保稅地域ヨリ引取ル場合ニ於テハ物品税ハ之ヲ徵收セズ(昭和二十一年勅令第四百十四号改正)

- ②前項ノ場合ニ於テハ販賣場ノ所轄稅務署ヨリ交付ヲ受ケタル販賣者タルコトヲ証明スベキ書類ヲ所轄稅關ニ提出スベシ(昭和十九年勅令第七十九号、同二十一年勅令第四百十四号、同二十四年政令第四百七号改正)
- ③第一項ノ場合ニ於テハ物品税法第八條第二項ノ規定ニ依ル申告書ノ提出ヲ要セズ

第十五條 物品税ノ免除ヲ受ケズシテ輸出シタル物品ヲ再輸入シ之ヲ保稅地域ヨリ引取ル場合ニ於テハ物品税ヲ徵收セズ前條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ二 物品税法第六條ノ物品ハ化粧品ノ外薰物類、線香類、グルタミン酸ソーダヲ主成分トスル調味料、紅茶、コーヒー、同代用物、ココア、同代用物、嗜好飲料(固型、粉末及煉狀ノモノヲ含ム)、食品加工料、滋養強壯剤及口中剤トス(昭和十九年勅令第七十九号追加、同二十二年勅令第一百十二号、同二十四年政令第四百七号改正)

第十五條ノ三 削除(昭和十九年勅令第七十九号追加、同二十一年勅令第四百十四号、同二十二年政令第二百四十六号改正、同二十四年政令第四百七号削除)

第十六條 物品税法第八條第一項ノ規定ニ依ル申告書ハ所轄稅務署ニ之ヲ提出スベシ

②前項ノ申告書ノ提出ナキトキ又ハ稅務署長其ノ申告ヲ不相当ト認メタルトキハ稅務署長ハ其ノ課稅標準額ヲ決定スベシ

③前二項ノ規定ハ物品税法第八條第二項ノ規定ニ依ル申告ニ付之ヲ準用ス

第十七條 書画及骨董ノ小売業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)ノ製造者返還ヲ受ケ又ハ戻入シタル物品ニ付物品税法第九條第一項ノ規定ニ依リ控除ヲ受ケントストキハ当該物品ニ付物品税ヲ納付シ又ハ其ノ徵收ノ猶予ヲ受ケタルコトヲ証明スベキ書類及返還又ハ戻入ノ事實ヲ証明スベキ書類ヲ呈示シテ当該物品ノ品名、數量、價格及稅額ニ付所轄稅務署ノ承認ヲ受クベシ(昭和二十一年勅令第四百十四号、同二十四年政令第八十三号改正)

第十八條 書画及骨董ノ小売業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)ノ製造者返還ヲ受ケ又ハ戻入シタル物品ニ付物品税法第九條第二項ノ規定ニ依リ物品税ニ相当スル金額ノ還付ヲ受ケントストキハ当

物品税 物品税法施行規則

三八八

該物品ニ付物品税ヲ納付シ又ハ其ノ徵收ノ猶予ヲ受ケタルコトヲ証明スベキ書類及返還又ハ戻入ノ事實ヲ証明スベキ書類並ニ返還ヲ受ケ若ハ戻入シタル月分以降ニ納付スベキ税額無キ旨又ハ其ノ他同條第一項ノ規定ニ依ル控除ヲ受クルコト困難ナル事由ヲ記載シタル書類ヲ呈示シテ當該物品ノ品名、數量、価格及税額ニ付所轄稅務署ノ承認ヲ受クベシ(昭和二十一年勅令第四百十四号、同二十四年政令第八十三号改正)

第十九條 担保物ノ種類ハ金錢又ハ國債ニ限ル

②担保トシテ金錢又ハ無記名國債証券ヲ提供スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領証ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

③担保トシテ登録國債ヲ提供スルトキハ担保ノ登録ヲ受ケ其ノ登録簿通知書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ乙種國債登録簿ニ登録シタルモノニ在リテハ尙記名國債証券ヲ供託シ其ノ供託受領証ヲ提出スベシ

④担保トシテ提供シタル國債ノ償還ヲ受クルニ至リタルトキハ稅務署長ハ担保提供者ヲシテ之ニ代ルベキ担保ヲ提供セシムベシ

第二十條 物品税法第十條第二項ノ規定ニ依リ担保ヲ提供シタル者期限内ニ税金ヲ納付セザルトキハ担保ヲ以テ之ニ充ツ但シ担保物國債ナルトキハ之ヲ公売ニ付シ税金及公売ノ費用ニ充テ不足金アルトキハ之ヲ追徴シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

②前項ノ規定ハ物品税法第十條第三項ノ規定ニ依リ提供シタル担保ニ付之ヲ準用ス

第二十一條 物品税法第十一條第一項ノ規定ニ依リ第一種又ハ第二種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)ヲ製造場ヨリ移出セントスル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ(昭和二十一年勅令第四百十四号改正)

第二十二條 前條ノ承認ヲ受ケ製造場ヨリ移出シタル第一種又ハ第二種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)ヲ移出先タル製造場又ハ藏置場ニ移入シタルトキハ移出先ノ營業者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ(昭和二十一年

勅令第四百十四号改正)

第二十二條ノ二 物品税法第十二條第一項第一号但書ノ物品ヲ定ムルコト左ノ如シ(昭和十九年勅令第七十九号追加、同二十一年勅令第四百十四号、同二十二年政令第二百四十六号、同二十四年政令八十三号改正)

- 一 第一種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)ノ製造ノ用ニ供スル感光紙、板硝子及紙但シ板硝子(波型硝子ヲ含ム)及紙ノ製造ノ用ニ供スルモノヲ除ク
- 二 嗜好飲料(固型、粉末及煉狀ノモノヲ含ム)及清涼飲料ノ製造ノ用ニ供スルグルタミン酸ソーダヲ主成分トスル調味料、食品加工料、飴、葡萄糖、麦芽糖、サッカリン、ヅルチン及蜂蜜(昭和二十四年政令第四百七号改正)

第二十三條 物品税法第十二條第二号ノ物品ハ輸出スル菓子及糖果ノ外輸出スル果実蜜及之ニ類スルモノトス(昭和十八年勅令第九十五号改正)

第二十四條 物品税法第十二條第一項ノ規定ニ依リ第一種又ハ第二種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)ヲ製造場ヨリ移出セントスル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ(昭和十八年勅令第九十五号、同二十一年勅令第四百十四号改正)

② 第二十二條ノ規定ハ前項ノ物品ヲ其ノ移出先ニ移入シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第二十五條 物品税法第十二條第一項ノ規定ニ依リ物品税ノ免除ヲ受ケタル物品ニ付其ノ用途ヲ變更セントスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

第二十六條 物品税法第十三條第一項第三号ノ規定ニ依リ物品税ヲ免除スル物品ヲ定ムルコト左ノ如シ(昭和十六年勅令第二百九十三号、同十六年勅令第千三十一号、同十八年勅令第九十五号、同十九年勅令第七十九号、同二十年勅令第七百九十号、同二十一年勅令第七十一号、同年勅令第四百十四号、同二十二年政令第二

物品税 物品税法施行規則

三九〇

百四十六号、同二十三年政令第四百十八号、同二十四年政令第八十三号改正)

- 一 医療用ニ供スルモノ
- 二 機械用又ハ工業用ニ供スルモノ但シ燐寸並ニ食料品ノ製造ノ用ニ供スルグルタミン酸ソーダヲ主成分トスル調味料、ココア、同代用物、嗜好飲料(固型、粉末及煉状ノモノヲ含ム)、食品加工料、飴、葡萄糖、麦芽糖、サッカリン、ヅルチン及蜂蜜ヲ除ク(昭和二十四年政令第四百七号改正)
- 三 削除
- 四 教育用ニ供スルモノ但シ左ノ各号ニ掲グル物品ニ限ル(昭和二十四年政令第四百七号改正)
 - イ 学校教育法第一條ニ掲グル学校ガ其ノ学校ニ於テ使用スル為購入スル運動具
 - ロ 小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校若ハ養護学校ガ其ノ学校ニ於テ使用スル為又ハ教員養成ヲ目的トシ音楽ヲ必修科目トスル学部ヲ置ク大学ガ其ノ学部ニ於テ使用スル為購入スルピアノ、オルガン、アコーディオン、ハーモニカ、ヴァイオリン、ヴィオラ、セロ、コントラバス、マンドリン、ギター、フルート、ピッコロ、クラリネット、ホルネット、トランペット、トロンボーン、アルト、バリトン、チェーバ、サクソフォーン、木琴、鉄琴、箏、三絃、ドラム類、タンポリン、シンバル、カステネット、トライアングル、絃楽器用ノ絃、弓及撥、弱音器並ニ楽器用ケース
 - ハ 小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又ハ養護学校ガ其ノ学校ニ於テ使用スル為購入スル写真機、映写機、写真用フィルム、蓄音器、蓄音器用レコード、幻燈機、実物投影機、ラジオ聴取機、マイククロホン、拡声用増幅器及拡声器
 - ニ 幼稚園ガ其ノ幼稚園ニ於テ使用スル為購入スル蓄音器、蓄音器用レコード、ピアノ及オルガン
- 五 通信用ニ供スルモノ但シ電線電信又ハ無線電話(放送無線電話ヲ除ク)ノ用ニ供スルラジオ聴取機及受信

用真空管ニ限ル(同上)

- 六 削除(昭和二十四年政令第四百七号削除)
- 七 教科用図書ニシテ文部省ニ於テ著作権ヲ有シ又ハ検定ヲ為シタルモノノ用ニ供スル紙
- 八 其ノ他大蔵大臣ノ指定スルモノ
- 第二十七條 書画及骨董ノ小売業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)ノ製造者物品税法第十三條及前條ノ規定ニ依リ物品税ノ免除ヲ受ケントスルトキハ書画及骨董ヲ引渡シ又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)ヲ製造場ヨリ移出スル際其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ(昭和二十一年勅令第四百十四号改正)
- 第二十八條 物品税法第十二條第一項第二号ノ規定ニ依リ物品税ヲ免除セラレタル飴、葡萄糖若ハ麦芽糖ヲ原料トシテ製造シタル菓子、糖果若ハ果実蜜及之ニ類スルモノ又ハ同法第十三條第一項第一号ノ物品ニ付輸出ノ証明ヲ為サントスルトキハ輸出免状又ハ之ニ代ルベキ書類ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ(昭和十八年勅令第九十五号改正)
- ②前項ノ場合ニ於テ所轄稅務署必要アリト認ムルトキハ外国ニ陸揚シタルコトヲ証スベキ書類ヲ提出セシムルコトヲ得
- 第二十九條 物品税法第十一條第三項、第十二條第二項及第四項並ニ第十三條第二項ノ期間ハ稅務署長之ヲ指定ス
- 第三十條 物品税法第十一條第三項但書、第十二條第二項及第四項但書並ニ第十三條第二項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケントスル者ハ事由ヲ具シ第二十一條、第二十四條第一項又ハ第二十七條ノ稅務署ニ申請スベシ
- ②前項ノ場合ニ於テ減失シタル場所ガ前項ノ稅務署ノ管轄外ナルトキハ最寄稅務署ニ減失ノ事實ヲ申告シテ証明ス

物品税 物品税法施行規則

三九一

物品税 物品税法施行規則

三九二

明書ノ下付ヲ受ケ前項ノ申請ノ際之ヲ提出スベシ

第三十一條 第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十五條及第二十七條乃至前條ノ規定ハ物品税法第十條乃至第十三條ノ規定ノ適用ヲ受ケ保税地域ヨリ引取ラルル第一種又ハ第二種ノ物品ニ付之ヲ準用ス(昭和二十一年勅令第四百十四号改正)

第三十二條 物品税法第十四條ノ規定ニ依ル交付金ハ菓子、糖果又ハ果実蜜及之ニ類スルモノノ中ニ含有スル飴、葡萄酒又ハ麦芽糖百斤ニ付千五百円トス但シ飴、葡萄酒又ハ麦芽糖ノ製造場ヨリ直接引取リタル飴、葡萄酒又ハ麦芽糖ヲ原料トシテ保税工場ニ於テ製造シタル菓子、糖果又ハ果実蜜及之ニ類スルモノニ付テハ其第九十五号、同十九年勅令第七十九号、同二十一年勅令第四百十四号、昭和十六年勅令第三十一号、同十八年勅令二年政令第二百四十六号、同二十三年政令第四百十八号、同二十四年政令第四十七号改正)

第三十三條 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ物品税法第十四條ノ規定ニ依ル交付金ヲ交付セズ
一 菓子、糖果又ハ果実蜜及之ニ類スルモノノ輸出後一年以内ニ交付金ノ交付ヲ申請セザルトキ
二 菓子、糖果又ハ果実蜜及之ニ類スルモノノ一回ノ輸出数量ガ三百斤ニ滿タザルトキ

第三十四條 物品税法第十四條ノ規定ニ依ル交付金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ輸出ノ際関税法施行規則第三十條第一項ノ規定ニ依ル申告ノ外菓子、糖果又ハ果実蜜及之ニ類スルモノノ種類、毎種類ノ数量、使用原料ノ種類、製造者ノ氏名又ハ名称及製造ノ場所ヲ税関ニ申告シ飴、葡萄酒又ハ麦芽糖ノ含有量ニ付檢定ヲ受ケベシ但シ第三十二條但書ノ規定ニ依ル交付金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ此ノ限ニ在ラズ(昭和十九年勅令第七十九号、同二十一年勅令第四百十四号改正)

第三十五條 物品税法第十四條ノ規定ニ依ル交付金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ輸出免状又ハ之ニ代ル

ベキ税関ノ証明書ヲ添附シテ輸出港税関ニ提出スベシ(昭和十九年勅令第七十九号、同二十一年勅令第四百十四号改正)

②第三十二條但書ノ規定ニ依ル交付金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ前項ノ書類ノ外飴、葡萄酒又ハ麦芽糖製造場所轄務署ノ物品税納税済証明書及保税工場所轄税関ノ製造証明書ヲ提出スベシ(昭和十九年勅令第七十九号、同二十一年勅令第四百十四号改正)

③第二十八條第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第三十六條 第一種又ハ第二種ノ物品ノ販売者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ(昭和二十一年勅令第四百十四号改正)

- 一 受入レタル物品ノ品名、数量、価格及受入ノ日並ニ其ノ引渡人ノ住所及氏名又ハ名称
- 二 販売シタル物品ノ品名、数量、価格及販売ノ日並ニ其ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名称

②小売ノ場合ニ於テハ前項第二号ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名称ノ記載ヲ要セズ但シ所轄務署監督上必要アリト認め其ノ記載ヲ命ジタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十七條 第一種又ハ第二種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)ノ製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ(昭和二十一年勅令第四百十四号改正)

- 一 受入レタル材料ノ種類、数量及受入ノ日並ニ其ノ引渡人ノ住所及氏名又ハ名称
- 二 使用シタル材料ノ種類、数量及使用ノ日
- 三 製造シタル物品ノ品名、数量及製造ノ日
- 四 移出シタル物品ノ品名、数量、価格及移出ノ日並ニ其ノ引取人ノ住所及氏名又ハ名称

②前條第二項ノ規定ハ前項第四号ニ掲グル事項ノ記載ニ付之ヲ準用ス

物品税 物品税法施行規則

三九三

物品税 物品税法施行規則

第三十七條ノ二

国税庁長官、国税局長又ハ稅務署長ハ必要アリト認ムルトキハ書画及骨董ノ小売業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)ノ製造者ニ對シ其ノ販売又ハ移出シタル物品ノ代価ヲ受取リタルトキハ受取書ヲ支拂者ニ交付スベキコトヲ命ズルコトヲ得(昭和十九年勅令第七十九号追加、同二十一年勅令第四百十四号、同二十二年政令第二百四十六号、同二十四年政令第四百十九号改正)

②前項ノ規定ニ依リ受取書ヲ支拂者ニ交付シタルトキハ其ノ写ヲ保存スベシ但シ稅務署長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
③第一項ノ規定ニ依リ受取書ノ交付ヲ命ゼラレタル者ハ其ノ受取書ノ書式ニ関シ稅務署長ノ承認ヲ受ケベシ
第三十七條ノ三 前條第一項ノ規定ニ依リ受取書ノ交付ヲ命ゼラレタル者ハ其ノ調整シタル受取書用紙及交付シタル受取書ノ枚数並ニ調整及交付ノ日ヲ帳簿ニ記載スベシ(昭和十九年勅令第七十九号追加、同二十二年政令第二百四十六号改正)

第三十七條ノ四 稅務署長ハ書画及骨董ノ小売業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)ノ製造者ニ對シ其ノ業務ニ関スル帳簿書類ノ作成若ハ保存又ハ其ノ物品ノ販売若ハ移出ニ付取縮上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得(昭和十九年勅令第七十九号追加、同二十一年勅令第四百十四号、同二十二年政令第二百四十六号改正)

第三十七條ノ五 第四條、第五條、第八條乃至第十條、第三十六條、第三十七條及前條ノ規定ハ販売ノ目的ヲ以テ炭酸瓦斯ヲ製造スル者又ハ炭酸瓦斯ヲ販売スル者ニ付之ヲ準用ス(昭和二十四年政令第四百七号追加)
第三十八條 販売場ヲ有セズシテ書画及骨董ノ小売業ヲ営ム者ニ在リテハ其ノ住所、住所ナキトキハ居所ヲ以テ販売所ト看做ス(昭和二十一年勅令第四百十四号改正)
第三十九條 本令中稅務署ニ屬スル事務ハ保税地域ヨリ引取ラレル物品ニ関シテハ稅関之ヲ行フ(昭和十九年

勅令第七十九号、同二十一年勅令第四百十四号改正)

附則

第四十條 本令ハ物品税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十二條乃至第三十五條ノ規定ハ昭和十五年四月三十日以前ノ輸出ニ係ル菓子、糖果又ハ果実蜜及之ニ類スルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第四十一條 物品税法第三十一條ノ規定ニ依リ政府ニ申告セントスル者ハ第三條ノ規定ニ準ジテ作成シタル申告書ニ同法施行前ヨリ引續キ琥珀製品、象牙製品、七宝製品、菓子、盆栽盆石及鉢植類並ニ愛玩用動物及同用品ノ小売業ヲ営ムコトノ事實ヲ併セ記載シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

第四十二條 物品税法第三十一條第一項ノ規定ニ依リ課スベキ物品税ハ其ノ稅額百円以下ナルトキハ昭和十五年五月三十一日限、稅額百円ヲ超ユルトキハ左ノ区分ニ依リ各月ニ等分シ其ノ月末日限之ヲ徵收ス

稅額百円ヲ超ユルトキ	昭和十五年五月及六月
稅額千円ヲ超ユルトキ	同年五月乃至七月
稅額二千円ヲ超ユルトキ	同年五月乃至八月
稅額五千円ヲ超ユルトキ	同年五月乃至九月

第四十三條 物品税法第三十一條第二項ノ規定ニ依ル申告ハ第二種ノ物品又ハ飴、葡萄糖若ハ麦芽糖ノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ為スベシ

第四十四條 宗教団体法第三十條第一項ノ仏堂ニ於テ式典用又ハ禮拜用ニ供スル物品(第三種ノ物品ヲ除ク)ハ物品税法第十三條第一項第三号ノ規定ニ依リ物品税ヲ免除ス

附則 (昭和十六年勅令第二百九十三号)

本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

物品税 物品税法施行規則

物品税 物品税法施行規則

附 則 (昭和十六年勅令第千三十一号)

本令ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十六年十二月三十一日以前ノ輸出ニ係ル菓子、糖果又ハ果実蜜及之ニ類スルモノノ交付金ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

昭和十六年法律第八十八号附則第七條ノ規定ニ依リ政府ニ申告セントスル者ハ物品税法施行規則第三條又ハ第四條ノ規定ニ準ジテ作成シタル申告書ニ昭和十六年十一月三十日以前ヨリ引続キ物品税法第一條ノ改正規定ニ依リ物品税ヲ課スルコトト為リタル第一種ノ物品ノ小売業ヲ営ミ又ハ同第二種ノ物品若ハサツカリンヲ製造スルコトノ事実ヲ併セ記載シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

昭和十六年法律第八十八号附則第八條第一項ノ規定ニ依リ課スベキ物品税ハ其ノ税額百円以下ナルトキハ昭和十七年一月三十一日限、税額百円ヲ超ユルトキハ左ノ区分ニ依リ各月ニ等分シ其ノ月末日限之ヲ徴收ス

税額百円ヲ超ユルトキ 昭和十七年一月及二月

税額千円ヲ超ユルトキ 同年一月乃至三月

税額二千円ヲ超ユルトキ 同年一月乃至四月

税額五千円ヲ超ユルトキ 同年一月乃至五月

昭和十六年法律第八十八号附則第八條第二項ノ規定ニ依ル申告ハ第二種ノ物品又ハ飴、葡萄糖、麦芽糖若ハサツカリンノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ為スベシ

附 則 (昭和十八年勅令第九十五号)

本令ハ昭和十八年法律第一号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十八年三月三十一日以前ノ輸出ニ係ル菓子、糖果又ハ果実蜜及之ニ類スルモノノ交付ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

昭和十八年法律第一号附則第二項ノ規定ニ依リ政府ニ申告セントスル者ハ物品税法施行規則第三條又ハ第四條

ノ規定ニ準ジテ作成シタル申告書ニ昭和十八年法律第一号施行前ヨリ引続キ物品税法第一條ノ改正規定ニ依リ物品税ヲ課スルコトト為リタル第一種ノ物品ノ小売業ヲ営ミ又ハ同第二種ノ物品若ハ蜂蜜ヲ製造スルコトノ事実ヲ併セ記載シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

昭和十八年法律第一号附則第三項ノ規定ニ依リ課スベキ物品税ハ其ノ税額百円以下ナルトキハ昭和十八年四月三十日限、税額百円ヲ超ユルトキハ左ノ区分ニ依リ各月ニ等分シ其ノ月末日限之ヲ徴收ス

税額百円ヲ超ユルトキ 昭和十八年四月及五月

税額千円ヲ超ユルトキ 同年四月乃至六月

税額二千円ヲ超ユルトキ 同年四月乃至七月

税額五千円ヲ超ユルトキ 同年四月乃至八月

昭和十八年法律第一号附則第三項第一号ニ掲グル物品ニシテ大藏大臣ノ指定スル法令ニ依リ販売ヲ禁止セラレ又ハ販売ニ当リ行政官庁ノ許可ヲ要スルモノニ付テハ同第四項ノ規定ニ依リ当該物品ノ貯藏ノ場所ヨリ移出シタルトキ其ノ物品税ヲ徴收スルコトヲ得

前項ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ハ昭和十八年法律第一号附則第五項ノ規定ニ依ル申告ト同時ニ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

前項ノ承認ヲ受ケタル物品ノ所持者当該物品ヲ貯藏ノ場所ヨリ移出セントスルトキハ其ノ品名毎ニ数量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

昭和十八年法律第一号附則第五項ノ規定ニ依ル申告ハ第二種又ハ第三種ノ物品ノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ為スベシ

附 則 (昭和十九年勅令第七十九号物品税法施行規則外四勅令中改正ノ件)

物品税 物品税法施行規則

物品税 物品税法施行規則

第六條 本例ハ昭和十九年二月十六日ヨリ之ヲ施行ス
第七條 昭和十九年三月十五日以前ノ輸出ニ係ル菓子、糖果又ハ果実蜜及之ニ類スルモノノ交付金ニ付テハ仍
従前ノ例ニ依ル

② 改正前ノ物品税法第一條第一種各号ニ掲グル物品ニシテ改正後ノ同條第二種各号ニ掲グルモノニ對シ従前
ノ規定ニ依リ賦課シ又ハ賦課スベカリシ物品税ニ関シテハ仍従前ノ例ニ依ル

③ 昭和十九年法律第七号第三十八條第二項ノ規定ニ依リ政府ニ申告セントスル者ハ物品税法施行規則第三條
又ハ第四條ノ規定ニ準ジテ作成シタル申告書ニ昭和十九年二月十六日前ヨリ引續キ物品税法第一條ノ改正規
定ニ依リ物品税ヲ課スルコトト為リタル第一種ノ物品ノ小売業ヲ営ミ又ハ同第二種ノ物品ヲ製造スルコトノ
事実ヲ併セ記載シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

④ 改正後ノ物品税法第一條ニ掲グル第二種ノ物品ヲ使用スル仕事ノ請負ヲ為ス業ヲ営ム者又ハ同第二種若ハ
第三種ノ物品ヲ使用スル物品ノ製造若ハ販売ヲ為ス業ヲ営ム者昭和十九年法律第七号第三十八條第三項各号
ノ物品ヲ所持スルトキハ同項ノ規定ニ依リ之ニ物品税ヲ課ス

⑤ 昭和十九年法律第七号第三十八條第三項ノ規定ニ依リ課スベキ物品税ハ其ノ税額百円以下ナルトキハ昭和
十九年四月三十日限、税額百円ヲ超ユルトキハ左ノ区分ニ依リ各月ニ等分シ其ノ月末日限之ヲ徵收ス

税額百円ヲ超ユルトキ	昭和十九年四月及五月
税額五百円ヲ超ユルトキ	同年四月乃至六月
税額千円ヲ超ユルトキ	同年四月乃至七月
税額二千円ヲ超ユルトキ	同年四月乃至八月
税額五千円ヲ超ユルトキ	同年四月乃至九月

ものについては、その貯蔵の場所から移出する際、その旨を所轄稅務署に申請して承認を受けたときは、そ
の物品税を徵收しない。

⑦ 昭和二十一年法律第十四号第四十五條第四項第一号に掲げる物品で、販売に当り、行政官庁の許可を必要
とするもの又は特別の事由に因り所轄稅務署の承認を受けたものについては、同條第六項の規定により、そ
の物品を、その貯蔵の場所から移出する時に、その物品税を徵收することができる。

⑧ 前項の規定の適用を受けようとする者は、昭和二十一年法律第十四号第四十五條第七項の規定による申告
と同時に、その旨を所轄稅務署に申請して、承認を受けなければならない。

⑨ 前項の承認を受けた物品の所持者が、その物品を、貯蔵の場所から移出するときは、その品名ごとに、数
量及び価格を記載した申告書を、所轄稅務署に提出しなければならない。

⑩ 昭和二十一年法律第十四号第四十五條第七項の規定による申告は、同條第四項各号の物品の所在地所轄稅
務署に、これをしなければならない。

附 則 (昭和二十二年勅令第四百二十二号特別法人税法施行規則の一部を改正する等の勅令)

第一條 この勅令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第十二條中間接國稅犯則者処分法

施行規則第八條の改正規定は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

第八條 第八條の規定施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。
② 昭和二十二年法律第二十九号附則第七條第二項の物品は、菓子及び糖果の外、果実蜜及びこれに類する物
とする。

③ 昭和二十二年法律第二十九号附則第七條第三項の者は、改正後の物品税法第一條に掲げる第二種の物品の
製造者及び販売者の外、改正後の同條に掲げる第二種の物品を使用する物品の製造者及び販売者とする。

物品税 物品税法施行規則

物品税 物品税法施行規則

四〇〇

④ 昭和二十二年法律第二十九号附則第七條第三項の規定により課する物品税は、その税額が二千元以下のときは、昭和二十二年五月三十一日限り、二千元を超えるときは、左の区分によりその税額を各月に等分してその月末日限り徴収する。

税額二千元を超えるとき

昭和二十二年五月及び六月

税額五千円を超えるとき

同年五月乃至七月

税額一万円を超えるとき

同年五月乃至八月

税額五万円を超えるとき

同年五月乃至九月

⑤ 昭和二十二年法律第二十九号附則第七條第四項の規定による申告は、同條第三項各号の物品の所在地所轄税務署に、これをしなければならぬ。

附則

(昭和二十二年政令第二百四十六号所得税法施行規則の一部を改正する等の政令)

第一條 この政令は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

第八條 この政令施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

② 昭和二十二年法律第四百二十二号附則第七條第二項の物品は、菓子及び糖果の外、果実蜜及びこれに類する物とする。

③ 昭和二十二年法律第四百二十二号附則第七條第三項の規定により政府に申告する者は、物品税法施行規則第四條の規定に準じて作成した申告書に、昭和二十二年十二月一日前から引き続き、印材類を製造する事実を併せ記載して、これを所轄税務署に提出しなければならない。

④ 昭和二十二年法律第四百二十二号附則第七條第四項の者は、改正後の物品税法第一條に掲げる印材類又は第二種の商品の製造者及び販売者の外、改正後の同條に掲げる第二種の商品を使用する商品の製造者及び販売

⑥ 昭和十九年法律第七号第三十八條第三項各号ノ物品中改正後ノ物品税法第十二條第一項第一号若ハ第二号又ハ同法第十三條第一項ノ規定ニ該当シ昭和十九年法律第七号第三十八條第三項ノ規定ニ依ル物品税納付前ノモノニ付テハ其ノ貯蔵ノ場所ヨリ移出スル際其ノ旨ヲ所轄税務署ニ申請シ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ物品税ヲ徴收セズ

⑦ 昭和十九年法律第七号第三十八條第三項第一号ニ掲グル物品ニシテ大蔵大臣ノ指定スル法令ニ依リ販売ヲ禁止セラレ若ハ販売ニ当リ行政官庁ノ許可ヲ要スルモノ又ハ特別ノ事由ニ因リ所轄税務署ノ承認ヲ受ケタルモノニ付テハ同條第五項ノ規定ニ依リ当該物品ヲ其ノ貯蔵場所ヨリ移出シタルトキ其ノ物品税ヲ徴收スルコトヲ得

⑧ 前項ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ハ昭和十九年法律第七号第三十八條第六項ノ規定ニ依ル申告ト同時ニ其ノ旨ヲ所轄税務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

⑨ 前項ノ承認ヲ受ケタル物品ノ所持者当該物品ヲ貯蔵ノ場所ヨリ移出セントスルトキハ其ノ品名毎ニ数量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ所轄税務署ニ提出スベシ

⑩ 昭和十九年法律第七号第三十八條第六項ノ規定ニ依ル申告ハ第二種又ハ第三種ノ物品ノ所在地所轄税務署ニ之ヲ為スベシ

附則 (昭和二十一年勅令第百十九号物品税法施行規則中改正ノ件)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和二十一年三月三日公布)

附則 (昭和二十一年勅令第四百十四号所得税法施行規則の一部を改正する等の勅令)

第二十一條 この勅令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十一年九月一日公布)

第二十二條 第十三條の規定施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

物品税 物品税法施行規則

四〇一

物品税 物品税法施行規則

四〇二

- ② 昭和二十一年法律第十四号第四十五條第二項の物品は、菓子及び糖菓の外、果実蜜及びこれに類する物とする。
- ③ 昭和二十一年法律第十四号第四十五條第三項の規定により、政府に申告する者は、物品税法施行規則第四條の規定に準じて作成した申告書に、昭和二十一年九月一日前から、引き続き、従前の物品税法第一條に掲げる第一種の物品で、改正後の同條に掲げるもの(書画及び骨董を除く。)又はツルチンを製造する事実を併せ記載して、これを所轄税務署に提出しなければならない。
- ④ 昭和二十一年法律第十四号第四十五條第四項の者は、改正後の物品税法第一條に掲げる第一種又は第二種の物品(書画及び骨董を除く。)の製造者及び販売者の外、改正後の同條に掲げる第二種の物品を使用する物者以外の者で配給するための物品を所持するものとする。
- ⑤ 昭和二十一年法律第十四号第四十五條第四項の規定により課する物品税は、その税額が、二千円以下のときは、昭和二十一年十月三十一日限り、二千円を超えるときは、次の区分により、その税額を各月に等分して、その月末日限り徴収する。
- | | |
|-------------|----------------|
| 税額二千円を超えるとき | 昭和二十一年十月及び十一月 |
| 税額五千円を超えるとき | 同年十月乃至十二月 |
| 税額一万円を超えるとき | 同年十月乃至昭和二十二年一月 |
| 税額十万円を超えるとき | 同年十月乃至昭和二十二年二月 |
- ⑥ 昭和二十一年法律第十四号第四十五條第四項各号の物品中、改正後の物品税法第十二條第一項の規定又は第十三條第一項の規定に該当し、昭和二十一年法律第十四号第四十五條第四項の規定により物品税納付前の

者とする。

- ⑤ 昭和二十二年法律第四百四十二号附則第七條第四項の規定により課する物品税は、その税額が五千円以下のときは、昭和二十三年一月三十一日限り、五千円を超えるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末日限り徴収する。

税額五千円を超えるとき	昭和二十三年一月及び二月
税額一万円を超えるとき	同年一月乃至三月
税額五万円を超えるとき	同年一月乃至四月
税額十万円を超えるとき	同年一月乃至五月

- ⑥ 昭和二十二年法律第四百四十二号附則第七條第五項の規定による申告は、同條第四項各号の物品の所在地所轄税務署に、これをしなければならぬ。

附 則 (昭和二十三年政令第四百四十八号所得税法施行規則の一部を改正する等の政令)

- 第二十一條 この政令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十三年七月七日公布)
- 第二十五條 昭和二十三年法律第七号附則第四十八條第四項の規定による申告は、マッチ、あめ、ぶどう糖又は麦芽糖の所在地の所轄税務署に、これをしなければならぬ。

- 第三十條 この政令施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和二十三年政令第二百九十号物品税法施行規則の一部を改正する政令)

この政令は、昭和二十三年九月十六日から施行する。

この政令施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

附 則(抄) (昭和二十四年政令第八十三号酒税法施行規則等の一部を改正する政令)

物品税 物品税法施行規則

四〇三

物品税 物品税法施行規則

四〇四

- ① この政令は、昭和二十四年五月一日から施行する。但し、第一條の規定は、酒税法等の一部を改正する法律(以下法という。)附則第一項但書の規定による政令で定める日から施行する。(政令で定める日昭和二十四年五月六日)
- ② この政令施行前に課した、若しくは課すべきであつた物品税又は納付すべきであつた取引高税についてはなお従前の例による。
- ③ 法附則第七項の規定による申告は、法附則第六項に規定する物品の所在地の所轄税務署にしなければならない。

附則 (昭和二十四年五月三十一日政令第四百四十九号大蔵省設置法等の施行に伴う政令等の整理に関する政令)

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則 (昭和二十四年十二月二十七日政令第四百七号)

- ① この政令は、昭和二十五年一月一日から施行する。
- ② この政令施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。
- ③ 物品税法の一部を改正する法律附則第三項の規定による申告は、同項に規定する物品の製造場所轄税務署にしなければならない。

(別表)

課税物品表 (昭和十六年勅令第千三十一号、同十八年勅令第九十五号、同十九年勅令第七十九号、同二十一年勅令第百十九号、同年勅令第四百十四号、同二十二年勅令第百十二号、同年政令第二百四十六号、同二十三年政令第百四十八号、同年政令第二百九十号、同二十四年政令

第八十三号、同年政令第四百七号改正)

第一種

甲類

- 一 ゴルフ用具、同部分品及附属品
 - イ ゴルフクラブ及ゴルフボール
 - ロ ゴルフクラブノヘッド及シャフト
 - ハ ゴルフクラブ用ノバッグ、ケース及ヘッドカバー
- 二 娯楽用ノモーターボート、スカール及ヨット
- 三 撞球用具
 - 撞球台、キュー、タツプ、球及チヨーク
- 四 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品但シ理化学用ノモノヲ除ク
 - イ 貴石、半貴石
 - ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリツペリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリン、ペリール、トールマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、翡翠、水晶、瑪瑙、猫眼石、虎眼石、孔雀石、土耳其玉、月長石、青金石、クンツァイト、ブラッドストーン及ヘマタイト
 - ロ 貴石又ハ半貴石ヲ用ヒタル製品
 - 五 真珠又ハ真珠ヲ用ヒタル製品
 - 六 貴金属製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ理化学用ノモノ又ハ医療用ノモノヲ除ク

物品税 物品税法施行規則

四〇五

物品税 物品税法施行規則

四〇六

- イ 貴金屬製品但シ金ペンヲ除ク
- ロ 金側又ハ白金側ノ時計但シ金ヲ鍍シ又ハ張リタルモノヲ除ク
- ハ 金屏風及衝立
- ニ 其ノ他金又ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ金箔、金糸、金粉又ハ金液ヲ用ヒタルモノ及金ヲ鍍シ又ハ張リタルモノヲ除ク
- 七 龍甲製品
- 八 珊瑚製品、琥珀製品、象牙製品及七宝製品
- イ 珊瑚製品
- ロ 琥珀製品但シ電気絶縁用ノモノヲ除ク
- ハ 象牙製品但シ骨牌税ヲ課セラルル骨牌ヲ除ク
- ニ 七宝製品
- 九 毛皮又ハ毛皮製品但シ第四十一号ニ掲グルモノヲ除ク
- イ 毛皮
- ロ 毛皮製品
- 帽子、襟巻類、襟、マフ、被服類及敷物
- 乙類
- 十 写真機、写真引伸機、映写機、同部分品及附屬品並ニ現像焼付用器具
- イ 写真機但シ顯微鏡用ノモノヲ除ク
- ロ 写真引伸機

- ハ 映写機
- ニ 写真機部分品及附屬品
- レンズ(シャッター付ノモノヲ含ム)、暗函(蛇腹ノ有無ヲ別タズ)、アタッチメント、シャッター、フィルムパックホルダー、マガジン、取枠、ファインダー、三脚台、フィルムター、レンズフード、セルフタイマー、露出計、レリーズ、距離計、自動焦点装置、雲台、閃光器、反射器及写真機用又ハ三脚台用ケース
- ホ 写真引伸機部分品
- 暗函、コンデンサー、レンズ及支持台
- ハ 映写機部分品及附屬品
- コンデンサー、レンズ、フィルムリール、ランプハウス、映写機用ランプ、ヘッドマシン、映写機用モーター、発声装置、フィルム巻取機、カライスクリーン、映写機用スタンド及映写機用ケース
- ト 現像焼付用器具
- 現像タンク、現像バット、修整台、焼付器、艶出器及暗室ランプ
- 十一 蓄音器及同部分品
- イ 蓄音器(ラジオ聴取装置ヲ附シタルモノ及レコードプレーヤーヲ含ム)
- ロ 蓄音器部分品
- 蓄音器匣、サウンドボックス、移動腕金、ピックアップ、蓄音器用モーター、回転盤及動力用ゼンマイ
- マイ
- 十二 双眼鏡、隻眼鏡及同ケース

物品税 物品税法施行規則

四〇七

物品税 物品税法施行規則

十三 銃及同部分品

イ 銃

獵銃及空氣銃

ロ 銃部分品

銃身及銃床

十四 葉莢(裝薬シタルモノヲ含ム)及彈丸但シ獵銃又ハ空氣銃用ノモノニ限ル

十五 ネオン管及同変圧器

十六 羽毛、羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品

イ 羽毛

ロ 羽毛製品

ハ 羽毛ヲ用ヒタル製品

(一) 蒲団及座蒲団

(二) クッション、枕及被服類

丙類

十七 樂器、同部分品及附屬品

イ 樂器

ピアノ、オルガン(ハモンドオルガンヲ含ム)、アコーディオン、バンドニオン、ハーモニカ、ヴァイオリン、ヴィオラ、セロ、コントラバス、マンドリン、マンドラ、マンドリラ、マンドセロ、マンドローネ、ギター(電気ギターヲ含ム)、ギターローネ、バラライカ、ウクレレ、バンジョー、フ

リュート、ピッコロ、クラリネット、オーボエ、バズーン、ホルネット、トランペット、トロンボーン、アルト、バリトン、チューバ、サクソフォーン、スザフォーン、ホルン、バイブラフォーン、喇叭、木琴、鉄琴、チューブフォーン、ハープ、リラ、箏、三絃、琵琶、明笛、尺八、鼓、ドラム類、タンポリン、シンバル、カスターネット及トライアングル

ロ 樂器部分品及附屬品

絃樂器用ノ絃、弓及撥並ニ調子笛、弱音器及樂器用ケース

十八 喫煙用ライター及電気マツチ

十九 化粧品但シ第三十五号ニ掲グルモノヲ除ク

香水、香紙、香袋、白粉、紅、化粧墨、化粧下、化粧水、化粧粉、頭髮用ノ香水、整髮料、養毛

料、美爪料、脱毛料及脂取料

二十 写真用ノ乾板、フィルム及感光紙但シエックス線用ノモノヲ除ク

二十一 蓄音器用ノレコード(フィルムレコードヲ含ム)及針但シ六吋以下ノ紙製レコードヲ除ク

二十二 扇風機及同部分品

イ 扇風機

ロ 扇風機部分品

扇風機用ノ羽根及モーター

二十三 暖房用ノ電気、瓦斯又ハ液体燃料ストーブ

二十四 冷蔵庫及同部分品

イ 冷蔵庫

ロ 冷蔵庫部分品

物品税 物品税法施行規則

物品税 物品税法施行規則

冷蔵庫用冷凍機

二十五 電気器具、瓦斯器具及液体燃料器具

湯沸器（コーヒー沸器及牛乳沸器ヲ含ム）、タオル蒸器、調理用器具（七輪、竈及炊飯器ヲ除ク）、

頭髪用鏡、同鏡燒器、毛髮乾燥器、炬燵、行火、火鉢（電気炭ヲ含ム）、足温器及蒲団類、パーマネ

ントウノーヴ機及同附屬ドライヤー、洗濯機、掃除機、暖房用ラジエーター、ルームクーラー、温水

槽並ニ調理台

二十六 煙火類但シ第四十五号ニ掲グルモノヲ除ク

二十七 薫物及線香類但シ価格四匁ニ付四円ニ滿タザルモノヲ除ク

二十八 グルタミン酸ソーダヲ主成分トスル調味料

二十九 室内裝飾用品

置物、置物台、花器、花器台、香器、香器台、風鎖、額縁及柱掛其ノ他ノ壁面裝飾用品

三十 囲碁及将棋用具

碁盤、碁石、碁筒、将棋盤（チエス盤ヲ含ム）、将棋駒（チエス駒ヲ含ム）、駒箱、駒台及盤覆

三十一 貴金属ヲ鍍シ又ハ張リタル製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

三十二 釣燈籠並ニ茶道、香道及華道用具

三十三 釣用具類但シ漁業用ノモノヲ除ク

イ 釣用具但シ価格一個ニ付二十円ニ滿タザル釣竿ヲ除ク

ロ 釣用具入

丁類
三十四 乗用自動車（普通乗用自動車ニ限ル）但シ第六十号ニ掲グルモノヲ除ク

三十五 化粧クリーム、頭髪用ノ油及煉油並ニ染毛料

三十六 金庫（手提金庫ヲ含ム）

三十七 大理石、大理石ニ類スル裝飾用石材及之ヲ原料トスル擬石並ニ陶磁器製タイル

イ 大理石及之ニ類スル裝飾用石材但シ建築用ノモノニ限ル

ロ 大理石又ハ之ニ類スルモノヲ原料トスル擬石

ハ 硬質陶器製タイル、磁器製タイル及モザイクタイル

ニ ハニ掲グルモノ以外ノ施釉タイル

三十八 喫煙用具

イ 煙草入、煙草セット、煙草盆、煙草ケース、パイプケース及燐寸ケース（紙製及軽木製ノモノヲ

除ク）

ロ 煙管及パイプ類但シ価格一個ニ付三十円ニ滿タザルモノヲ除ク

ハ 灰皿但シ価格一個ニ付五十円ニ滿タザルモノヲ除ク

三十九 紅茶、烏龍茶、包種茶、コーヒー、ココア及其ノ代用物並ニ碾茶

紅茶、烏龍茶、包種茶、マーテ、コーヒー、チコリー、ココア及其ノ代用物並ニ碾茶

四十 嗜好飲料（固形、粉末及煉状ノモノヲ含ム）但シ第二種第五号ニ掲グルモノ及酒税ヲ課セラルルモ

ノヲ除ク

イ 牛乳又ハ乳製品ヲ原料トスル酸性飲料

ロ 果実汁、果実蜜、コーヒーシロップ、紅茶シロップ及此等ニ類スルモノ

ハ 甘酒、固形ラムネ及此等ニ類スルモノ

物品税 物品税法施行規則

物品税 物品税法施行規則

- 四十一 犬毛皮、猫毛皮、兎毛皮、羊毛皮、ムササビ毛皮、牛毛皮及同製品
 - イ 犬毛皮、猫毛皮、兎毛皮、羊毛皮、ムササビ毛皮及牛毛皮
 - ロ イニ掲グル毛皮製品
- 帽子、襟巻類、襟、マフ、被服類及敷物
- 四十二 皮革製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
 - 手袋、座蒲団、クッション及被服類
- 四十三 照明器具
 - スタンド、シャンデリヤ、ペンダント、ブラケット、バルベット、シーリングライト、ポーター
 - イト、グローブ、シエード及此等ニ類スルモノ但シ価格一個ニ付五十円ニ滿タザルシエードヲ除ク
- 四十四 鞆及トランク類
 - 鞆、トランク、信玄袋、リュックサック及バスケット類但シ価格一個ニ付千円ニ滿タザルモノ及ラ
 - ンドセルヲ除ク
- 四十五 飾物、玩具及搖籃並ニ遊戯具、乳母車類、同部分品及附屬品
 - イ 飾物、玩具(玩具花火ヲ除ク)及搖籃
 - 人形、人形ケース、羽子板、節句飾物其ノ他ノ飾物、玩具及搖籃但シ価格一個又ハ一組ニ付八十円
 - ニ滿タザルモノヲ除ク
 - ロ 玩具花火
 - ハ 遊戯具及乳母車類但シ価格一個ニ付千五百円ニ滿タザル乳母車類ヲ除ク
 - ニ 遊戯具部分品

車体及車輪但シ兒童用ノ自転車、三輪車及自動車ニ使用スルモノニ限ル
 ホ 乳母車類部分品及附屬品
 籠、箱(折疊式ノモノヲ含ム)、ハンモック、車体、車輪及幌

- 四十六 時計及同部分品
 - イ 懐中時計、腕時計、置時計、掛時計、電気時計、ストップウォッチ及ウォッチマンズクロック
 - ロ 時計部分品
 - 時計側、ムーヴメント、文字板、時計用硝子、同代用物及指針
- 四十七 鉄瓶並ニ漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ但シ理化学用ノモノ、医療用ノモノ、電気ノ絶縁用又ハ配線用ノモノ、土木建築用ノモノ、農業用ノモノ及漁業用ノモノヲ除ク
 - イ 鉄瓶但シ価格一個ニ付三百五十円ニ滿タザルモノヲ除ク
 - ロ 茶器、酒器、菓子器、食器其ノ他ノ食卓用品但シ価格一個ニ付七十円(漆器ニ在リテハ一個ニ付百円)ニ滿タザルモノヲ除ク
 - ハ 其ノ他ノモノ但シ価格一個ニ付二十円ニ滿タザルモノ並ニ七輪、竈、炊飲器、浴槽、水甕、紅鉢、摺鉢、衛生陶器及運搬専用容器ヲ除ク
- 四十八 文房具但シ第六十六号ニ掲グルモノヲ除ク
 - 手箱、文箱、料紙箱、色紙箱、短冊箱、スケッチ箱、画架、インキ入、インキスタンド、ペーパー
 - ナイフ、文鎖、色紙、短冊、アルバム、集印帖、画帖及芳名簿但シ価格一個ニ付百二十円ニ滿タザル
 - インキ入及インキスタンドヲ除ク
- 四十九 身辺用細貨類及化粧用具

物品税 物品税法施行規則

物品税 物品税法施行規則

イ 身辺用細貨類

- (一) 指環、腕環、耳飾、首飾、ペンダント(ロケットヲ含ム)、筭、簪、ハットピン、結ビリボン、飾花、ネクタイピン、ネクタイ止、襟止(ブローチヲ含ム)、帶止、バックル、鎖、カフス釦、カラ止、根付、腰提、メダル、メダルバンド、腕時計用バンド、時計下ゲ紐、鏡入、携帶用揚枝入、小道具入、印籠、懷中薬入、撥入、懷中用書状入、筥迫及衣服用刷子
- (二) ハンドバッグ、手提袋及手提籠但シ価格一個ニ付五百円ニ滿タザルモノヲ除ク
- (三) 財布及名刺入但シ価格一個ニ付百円ニ滿タザルモノヲ除ク

ロ 化粧用具

- (一) 化粧用刷子(頭髮用ノモノヲ含ム)、コンパクト、パフ、香水噴、剃刀、毛抜、爪切、頭髮用鏡、懷中鏡、鬘、髻、白粉入其ノ他ノ化粧品ノ容器、化粧具匣(折疊式ノモノヲ含ム)及其ノ他ノ化粧用具セット

(二) 手鏡、立鏡及掛鏡但シ価格一個ニ付百五十円ニ滿タザルモノヲ除ク

五十 幻燈機、実物投影機及同ケース

五十一 絵葉書、観賞用ノ写真及印刷物類

イ 絵葉書、絵カード及枝折類

ロ ブロマイド其ノ他ノ観賞用ノ写真

ハ 印刷シタル額絵、画集、法帖其ノ他ノ観賞用印刷物類但シ版画及拓本ヲ除ク

五十二 帽子、杖及鞭

イ 帽子但シ価格一個ニ付千二百円ニ滿タザルモノ及鉸山作業帽子ヲ除ク

ロ 杖及鞭

五十三 家具

イ 幅又ハ高サ九十五種以上ノ箆筒但シ価格一個又ハ一組ニ付五千円ニ滿タザルモノヲ除ク

ロ イニ掲グルモノ以外ノ箆筒、茶箆筒、食器棚及鏡台類但シ価格一個又ハ一組ニ付三千円ニ滿タザルモノヲ除ク

ハ ロニ掲グルモノ以外ノ棚類、机及卓子類、箱類、台類(ミシン台、タイプライター台机及手術台ヲ除ク)並ニ寝台但シ価格一個又ハ一組ニ付二千五百円ニ滿タザルモノヲ除ク

ニ 椅子及腰掛類(座椅子ヲ含ミ診療椅子及理髮椅子ヲ除ク)、鏡、火鉢、屏風、衝立、几帳、衣桁、帽子掛並ニ傘立但シ価格一箇又ハ一組ニ付二千二百円ニ滿タザルモノヲ除ク

ホ 盆類、衣裳籃、脇息、手拭掛及茶櫃但シ価格一個又ハ一組ニ付三百五十円ニ滿タザルモノヲ除ク

五十四 旗、幟類、袂紗及化粧廻並ニ裝飾用及調度用纖維製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

イ 旗(国旗ヲ除ク)、幟類、袂紗及化粧廻

ロ 緞帳、揚幕、引幕及此等ニ類スルモノ

ハ 窓掛、間仕切布、卓子掛(センターピースヲ含ム)、皿敷、花瓶敷、置物敷、楽器覆、鏡台掛、椅子掛(椅子カバーヲ含ム)、寝台掛及油箆類但シ価格一平方米ニ付二百円ニ滿タザル窓掛ヲ除ク

ニ 絨緞、フックドラッグ及此等ニ類スルモノ

ホ 造花及補玉

戊類

五十五 運動具

物品税 物品税法施行規則

物品税 物品税法施行規則

四一六

- イ ボール(軟式野球用及軟式庭球用ノゴムボールヲ除ク)、チューブ、外皮、バック及シャツルコック
- ロ ネット、ネット張具、ネット縮金具及センターストラップ
- ハ ベース、グローブ、ミット、マスク、胸当、脛当、甲当、肱当、円盤、砲丸、槍、鉄槌及フェンシング用劍
- ニ バット、ラケット、ラケットプレス、ラケットフレーム、ガット及ホッケー用又ハデッキゴルフ用スチック
- ホ 卓球台及卓球支柱
- ヘ 浮輪、スキー、スキープレス、スキーエッジ、スキーストック、シール、スキー用ノ縮具、金具及修繕具、パラ並ニスケート
- ト 弓、矢、的、フープ及エキスパンダー
- チ 登山用ノテント、スリーピングバッグ、ピッケル、コッヘル、アイゼン及ランタン
- リ 野球、庭球、ホッケー其ノ他ノ球技用、陸上競技用、拳闘用、重量挙用、レスリング用、馬術用、スキー用、スケート用及登山用ノ皮革製運動靴
- 五十六 ラジオ聴取機及同部分品
- イ ラジオ聴取機但シ真空管ヲ使用セザルモノヲ除ク
- ロ ラジオ聴取機部分品
- ラジオ聴取機匣、トランスフォーマー、チョークコイル、コンデンサー、抵抗器、ダイヤル及ジャジー

- 五十七 受信用真空管、マイクロホン、拡声用増幅器及拡声器
- 五十八 魔法瓶及同部分品
- 魔法瓶(ケースヲ附シタルモノヲ含ム)及同ケース

- 五十九 電球類但シ漁業用、鉱山安全燈用、測光用、航海燈用、信号用、電話用、医療用、紫外線用及赤外線用電球並ニ豆電球以外ノ集光型纖維電球ヲ除ク
- イ 普通電球但シ六〇ワット以下ノモノヲ除ク

- ロ 其ノ他ノ電球類
- 六十 小型乗用自動車、乗用自動三輪車及自動自転車
- イ 小型乗用自動車(普通乗用自動車ニシテ輪距百二十吋以下ノモノヲ謂フ)
- ロ 乗用自動三輪車
- ハ 自動自転車(モータースクーターヲ含ム)但シ側車附自動自転車ニ付テハ乗用ノモノニ限ル
- 六十一 食品加工料
- 果実エッセンス及之ニ類スルモノ

- 六十二 敷物類
- リノリウム、リノタイル、リンラバー、籐製敷物、花蓆及此等ニ類スルモノ

己類

- 六十三 扇子、団扇及カレンダー(台ヲ含ム)但シ価格一個ニ付十円ニ滿タザル団扇ヲ除ク
- 六十四 簾及提灯類
- 簾、提灯(油引ノモノ及白張提灯ヲ除ク)及行燈類但シ価格一坪ニ付二百五十円ニ滿タザル簾ヲ除

物品税 物品税法施行規則

四一七

ク

六十五 携行用及自転車用ノ電灯並ニ同ケース、電池及発電器

六十六 万年筆、万年筆用ペン先、万年筆軸、シャープペンシル、万年筆入及シース

イ 万年筆但シ価格一個ニ付百円ニ滿タザルモノヲ除ク

ロ 万年筆用ペン先但シ価格一個ニ付三十円ニ滿タザルモノヲ除ク

ハ 万年筆軸但シ価格一個ニ付六十円ニ滿タザルモノヲ除ク

ニ シャープペンシル但シ価格一個ニ付五十円ニ滿タザルモノヲ除ク

ホ 万年筆入及シース

六十七 ミシン(工業ミシンヲ除ク)及同部分品並ニアイロン及裁縫用鋲

イ ミシン

ロ ミシン部分品

頭部、脚部及台

ハ 電気又ハ瓦斯ヲ熱源トスルアイロン及裁縫用鋲

六十八 安全剃刃

六十九 板硝子(波型硝子ヲ含ム)但シ普通板硝子ニシテ厚サ二・五耗以下ノモノヲ除ク

七十 紙及セロファン但シ紙幣、銀行券、国債証券、郵便切手、郵便葉書又ハ印紙用ノモノ及政府ニ於テ製造シ政府ノ用ニ供スルモノ並ニ煙草用巻紙及新聞用巻取紙ヲ除ク

イ 紙但シ手漉和紙及価格一貫ニ付三百五十円ニ滿タザル塵紙ヲ除ク

ロ セロファン

七十一 滋養強壯剤及口中剤但シ酒税ヲ課セラルルモノ及専ラ医師ノ使用スルモノヲ除ク

イ ホルモン剤、人蔘製剤其ノ他類似ノ滋養強壯剤

ロ 口中剤

七十二 書画及骨董

第二種

一 燐寸

二 飴、葡萄糖及麦芽糖

三 サツカリン及ツルチン

四 蜂蜜

五 清涼飲料

○昭和十七年法律第五十七号物品税法中改正法律附則第二一項及第三項ノ規定施行ニ関スル件

(昭和十七年三月二十三日勅令第九十六号)

昭和十七年法律第五十七号附則第二号ノ規定ニ依リ課スベキ物品税ハ其ノ税額百円以下ナルトキハ昭和十七年五月三十一日限、税額百円ヲ超ユルトキハ左ノ区分ニ依リ各月ニ等分シ其ノ月末日限之ヲ徴收ス

税額百円ヲ超ユルトキ 昭和十七年五月及六月

税額千円ヲ超ユルトキ 同年五月乃至七月

物品税 昭和十七年法律第五十七号物品税法中改正法律附則第二項及第三項ノ規定施行ニ関スル件

物品税 物品税法施行規則第二十六條第八号の規定による物品指定の告示

四二〇

税額二千円ヲ超ユルトキ

同年五月乃至八月

税額五千円ヲ超ユルトキ

同年五月乃至九月

昭和十七年法律第五十七号第三項ノ規定ニ依ル申告ハ隣寸ノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ為スベシ

附則

本令ハ昭和十七年法律第五十七号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○物品税法施行規則第二十六條第八号の規定による物品指定の告示

(昭和十八年二月二十八日太藏省告示第六十七号)

改正

昭和一九年告示四八三号、同二一年告示五九三号、同年告示六七五号、同二二年告示六三号、同年告示二九五号、同二三年告示四五五号、同二四年告示一〇四二号

物品税法施行規則第二十六條第八号ノ規定ニ依リ左ノ物品ヲ指定シ昭和十八年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 時事映画用ノフィルム

二 文部省ノ選定ニ係ル小学校児童用又ハ中学校生徒用(盲学校、聾学校又ハ養護学校ノ小学部ノ児童用又ハ中学部ノ生徒用ヲ含ム)学習帳ノ用ニ供スル紙

揮 発 油 税

○揮発油税法

(昭和二十四年四月三十日法律第四十四号)

改正

昭和二五年法律第一三六号

課税物件

第一條 揮発油には、この法律により揮発油税を課する。

定義 第二條 この法律において「揮発油」とは、攝氏十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する炭化水素油をいう。

課税標準

② この法律において「保税地域」とは、関税法(明治三十二年法律第六十一号)に定める保税地域をいう。

第三條 揮発油税の課税標準は、製造場又は保税地域から引き取る揮発油の数量から、消費者に販売するまでに貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相当する数量で政令で定める数量を控除した数量に対して小売業者販売価格を乗じて得た金額とする。

② 前項の小売業者販売価格に関し必要な事項は、政令で定める。

〔規則〕 一、二

税率

第四條 揮発油税の税率は、前條第一項に規定する金額の百分の百とする。

徴収 第五條 揮発油税は、製造場又は保税地域から揮発油を引き取るとき、引取人から徴収する。但し、政令の定めるところにより揮発油税額に相当する担保を提供したときは、三月以内その徴収を猶予することができる。

② 前項但書の規定により担保を提供した者が、期限までに税金を納付しなかつたときは、担保物たる金銭を

揮発油税 揮発油税法

四二一

揮発油税 揮発油税法

もつて直ちに税金に充て、若しくは金銭以外の担保物を公売して税金及び公売の費用に充て又は保証人をし
て税金を納付せしめる。(昭和二五年法律第一三六号改正)

〔規則〕 三、四、五、六、七

滞納処分

第五條の二 前條第二項の場合において担保物の価額が徴收すべき税金及び公売の費用に充てなお不足がある

ときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行う。(昭和二五年法律第一三六号追加)

② 前條第二項の場合において保証人が税金を完納しないときは、まず納税義務者の財産について滞納処分を
行い、その財産の価額が徴收すべき税金、督促手数料及び滞納処分費に充てなお不足額があるときは、保証
人の財産について滞納処分を行う。(同上)

③ 前項の保証人は、国税徴收法(明治三十年法律第二十一号)第三十二條の規定の適用については、これを納
税者とみなす。(同上)

引取の申
告及び査
定

第六條 製造場又は保税地域から揮発油を引き取ろうとする者は、引取の日時、場所及び数量を政府に申告し
なければならぬ。

② 前項の申告があつたときは、政府は、引取の数量を査定する。

〔規則〕 一六

未納税引
取

第七條 政令の定めるところにより政府の承認を受けて、他の製造場又は蔵置場に移入する目的をもつて、製
造場又は保税地域から引き取る揮発油については、第五條第一項本文及び前條の規定は、適用しない。(昭
和二五年法律第一三六号改正)

② 前項の場合においては、引取先を製造場とみなし、引取先の營業者を製造者とみなす。

③ 第一項に規定する揮発油で政府の指定した期間内に引取先に移入されたことの証明がないものについて

は、引取人から直ちにその揮発油税を徴收する。但し、災害その他やむを得ない事由により亡失したもの
で、政令の定めるところにより政府の承認を受けたものについては、その揮発油税を免除する。

〔規則〕 八、一〇

輸出品の
免除

第八條 政令の定めるところにより政府の承認を受けて、輸出する目的をもつて、製造場から引き取る揮発油
については、揮発油税を免除する。この場合においては、第六條の規定は、適用しない。

② 前條第三項の規定は、前項の揮発油で政府の指定した期間内に輸出されたことの証明がないものについて
準用する。

〔規則〕 九、一〇

輸出品の
処分禁止

第九條 前條第一項に規定する揮発油は、この法律の施行地において、消費し、又は消費する目的をもつて譲
渡してはならない。但し、政令の定めるところにより政府の承認を受けたときは、この限りでない。

② 前項但書の規定により承認を受けた揮発油については、引取人から直ちにその揮発油税を徴收する。

〔規則〕 一一

担保の提
供

第十條 政府は、第七條第一項又は第八條第一項に規定する揮発油について必要があるときは、政令
の定めるところにより、引取人による揮発油税額に相当する担保を提供させることができる。

② 第五條第二項及び第五條の二の規定は、前項の担保について準用する。(昭和二五年法律第一三六号改正)

〔規則〕 三、七

燈油の免
税

第十一條 攝氏十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する燈油で、政令の定めるところにより政府
の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られるものについては、揮発油税を免除する。この場合にお
いては、第六條の規定は、適用しない。

揮発油税 揮発油税法

揮発油税 揮発油税法

戻移入品の不課税

② 前項に規定する燈油の規格については、政令で定める。
〔規則〕 一一二
第十二條 揮発油税を課せられた揮発油を製造場に戻入し、又は移入した場合において、その数量について政府の承認を受けたときは、その揮発油を製造場から引き取つた場合にも更に揮発油税を徴収しない。
〔規則〕 一一三

未納税品の引取及び引渡の禁止
未納税品の消費禁止

第十三條 第五條第一項但書、第七條第一項、第八條第一項又は第十一條第一項に該当する場合を除く外、揮発油税を納付する前に、製造場又は保税地域から揮発油を引き取り、又は引き渡してはならない。
第十四條 製造場又は保税地域においては、揮発油税を納付しなければ揮発油を消費してはならない。
② 前項の揮発油税の納付については、揮発油の消費をもつて、製造場又は保税地域からの揮発油の引取とみなす。

揮発油とみなす場合

第十五條 第五條第一項但書の場合を除き、揮発油税を納付する前に揮発油に炭化水素油以外の物を混和したときは、第二條第一項の規定にかかわらず、その混和により生じた物を揮発油とみなす。

製造者及び引取人の引取義務の記帳義務

第十六條 揮発油の製造者又は揮発油を製造場若しくは保税地域から引き取つた者（第十二條に規定する揮発油を引き取つた者を除く。）は、政令の定めるところにより、揮発油の製造、貯蔵、販売又は購入に関する事実を帳簿に記載しなければならない。
〔規則〕 一四、一五

收税官吏の質問検査権

第十七條 收税官吏は、揮発油の製造者又は揮発油を製造場若しくは保税地域から引き取つた者（以下本條において引取人という。）に対して質問し、又はこれらの者につき左に掲げる物件を検査することができる。
一 製造者又は引取人の所持する揮発油

罰則

第十八條 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第九條第一項の規定に違反して揮発油を消費し、又は譲渡した者
二 第十三條の規定に違反して揮発油を引き取り、又は引き渡した者
三 第十四條第一項の規定に違反して揮発油を消費した者
四 詐偽その他不正の行為により揮発油税を免れた者

② 前項の犯罪に係る揮発油に対する揮発油税に相当する金額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該揮発油税に相当する金額の十倍以下とすることができる。
③ 第一項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。
④ 第一項の場合においては、直ちにその税金を徴収する。この場合における揮発油税の課税標準は、第三條第一項の規定にかかわらず、当該犯罪に係る揮発油の数量に対して小売業者販売価格を乗じて得た金額とする。

第十九條 左の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十六條に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載し、又は帳簿を隠匿した者
二 第十七條の規定による收税官吏の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十條 第十八條第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十号）第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。

揮発油税 揮発油税法

い。但し、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第二十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第十八條第一項又は第十九條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するの外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

附則

- ① この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。(昭和二十四年五月十日施行)
- ② この法律施行の際、製造場又は保税地域以外の場所で、揮発油の製造者又は販売業者が、一人一キロリットル以上の揮発油を所持する場合においては、その者が、この法律施行の日に、これを製造場から引き取つたものとみなして、揮発油税を課する。この場合において、その税額が二万円以下のときは、昭和二十四年六月三十日限り、二万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分してその月末日限り、徴収する。

税額二万円をこえるとき	昭和二十四年六月及び七月
税額五万円をこえるとき	同年六月から八月まで
税額十万円をこえるとき	同年六月から九月まで
- ③ 前項に規定する揮発油税の課税標準は、第三條第一項の規定にかかわらず、当該揮発油の数量に対して小売業者販売価格を乗じて得た金額とする。
- ④ 第二項に規定する揮発油の所持者は、その数量及び貯蔵の場所を、この法律施行の日以後一月以内に、政府に申告しなければならない。

〔規則〕 一七

⑤ 砂糖消費税、織物消費税等の徴収に関する法律(明治四十四年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二條及び第三條中「織物消費税法、」の下に「揮発油税法、」を加える。

附則 (抄) (昭和二十五年法律第三十六号)

① この法律は、公布の日から施行する。但し、租税特別措置法第四條から第六條までの改正規定及び附則第五項の施行期日は政令で定める。(昭和二十五年五月二日公布、揮発油税法改正規定は五月二日から施行)

○揮発油税法施行規則

(昭和二十四年四月三十日政令第八十四号)

改正

昭和二十四年政令九一号、同二十五年政令一八号、同二十五年政令一一六号

控除数量

小売業者
販売価格

担保物の
種類及び
価格

- 第一條 揮発油税法(以下法という。)第三條第一項の規定により製造場又は保税地域から引き取る揮発油の数量から控除する数量は、当該引取数量の百分の三・七に相当する数量とする。
- 第二條 法第三條第一項に規定する小売業者販売価格は、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第四條の規定により物価庁長官が指定する揮発油の統制額のうちから、大蔵大臣が指定するものによる。
- 第三條 法第五條第一項但書及び法第十條第一項の規定による担保の種類は、左に掲げるものに限る。(昭和二十五年政令第十八号改正)
 - 一 金銭
 - 二 国債
 - 三 税務署長において確実と認める社債
 - 四 工場財団及び鉱業財団
 - 五 税務署長において確実と認める保証人の保証

担保の提
供

- ① 前項の担保物のうち、国債の価額は、額面金額により、社債、工場財団及び鉱業財団の価額は、税務署長の定めるところによる。(昭和二十五年政令第十八号、同年政令第百六十号改正)
- ② 担保として金銭、無記名国債証券又は社債を提供するときは、これを供託して、その供託受領証を所轄税務署に提出しなければならない。(昭和二十五年政令第十八号改正)
- ③ 担保として登録国債又は社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)により登録した社債を提供するときは、

担保の登録を受けて、その登録済通知書又は登録済証を所轄税務署に提出しなければならない。乙種国債登録簿に登録したものについては、なお記名国債証券を供託して、その供託受領証を提出しなければならない。(同上)

増担保等
の提供

- ④ 保証人の保証をもつて担保に充てようとするときは、当該保証人の保証を証する書面を所轄税務署に提出しなければならない。(昭和二十五年政令第百十六号本項追加)
- 第五條 税務署長は、担保物の価額が減少し、又は保証人の資力が担保する税額の納付に堪えないこととなるに至つたと認めるときは、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更を命ずることができる。(昭和二十五年政令第百十六号改正)
- ② 担保として提供した国債又は社債が、償還期に至つたときは、税務署長は当該国債又は社債を返還し、担保提供者をして直ちにこれに代るべき担保を提供させなければならない。(昭和二十五年政令第十八号改正)
- ③ 前二項の規定により担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更を命ぜられた者が、これを提供せず、又は変更しなかつた場合において、当該担保が法第五條第一項但書に規定するものであるときは、税務署長は、直ちにその担保の価額が徴收猶予税額に満たなくなつた部分の金額に相当する税額の揮発油税を徴收しなければならない。但し、当該担保が保証人の保証であるときは、徴收猶予税額に相当する揮発油税を一時に徴收しなければならない。(昭和二十五年政令第百十六号本文改正但書追加)

担保の変
更

第六條 担保を提供した者は、税務署長の承認を受けた場合に限り、担保物又は保証人を変更することができる。(昭和二十五年政令第百十六号改正)

揮発油税 揮発油税法施行規則

四三〇

担保の解、第七條 法第五條第一項但書又は法第十條第一項の規定により担保を提供させた場合において、揮発油税が納

付済となつたとき、揮発油税の免除が確定したとき、又は法第七條第三項に規定する引取先に移入されたこと
の証明があつたときは、税務署長は、直ちに担保解除の手續をしなければならない。(昭和二十五年政令
第百十六号改正)

未納税引

第八條 法第七條第一項に規定する揮発油の引取の承認を受けようとする者は、その事由、引取の日時、場所
及び数量並びに引取先を記載した申請書を所轄税務署に提出しなければならない。

② 法第七條第一項に規定する承認を受けて引き取つた揮発油を引取先に移入したときは、引取先の営業者
は、直ちに移入の日時、場所及び数量並びに当該揮発油を引き取つた製造場又は保税地域の場所を所轄税務
署に申告しなければならない。

輸出免除

③ 前項の申告があつた場合には、税務署は、当該申告に係る事実を確認し、第一項に規定する引取人の請求
があつたときは、の者に対し揮発油の移入証明書を交付しなければならない。

第九條 法第八條第一項に規定する揮発油税の免除の承認を受けようとする者は、引取の日時、場所及び数量
並びに輸出の日日、輸出港及び輸出先を記載した申請書を所轄税務署に提出しなければならない。

② 法第八條第二項に規定する輸出証明は、税関の交付する輸出免状又は税関の船積証明をもつてしなければ
ならない。

亡失免税

第十條 法第七條第三項但書(法第八條第二項において準用する場合を含む。)に規定する揮発油税の免除の承
認を受けようとする者は、亡失事由及び亡失した揮発油の数量並びに引取の日時及び場所を記載した申請書
を第八條第一項又は前條第一項に規定する税務署に提出しなければならない。

② 前項の場合において亡失した場所が前項の税務署の管轄区域外であるときは、もよりの税務署に亡失の事

輸出目的
の変更

実を申告して証明書の交付を受け、これを前項の申請書に添附して提出しなければならない。

第十一條 法第九條第一項但書に規定する承認を受けようとする者は、その事由及び消費し、又は譲渡しよう
とする揮発油の数量を記載した申請書を当該揮発油の所在地の所轄税務署に提出しなければならない。

② 税務署長は、前項の申請の承認をしたときは、法第九條第二項の規定により直ちに揮発油税を徴収しな
ければならない。

③ 前項の場合において揮発油税を徴収した税務署が第九條第一項に規定する税務署と異なるときは、前項の税
務署長は、第九條第一項に規定する税務署に対し、揮発油税を徴収した旨の通知をしなければならない。

燈油の免

第十二條 法第十一條第一項に規定する揮発油税の免除の承認を受けようとする者は、引き取るうとする燈油
の規格並びに引取の日時、場所及び数量を記載した申請書を所轄税務署に提出しなければならない。

② 法第十一條第一項に規定する燈油は、臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)第一條の規定に
基く石油製品配給規則(昭和二十四年総理庁令、大蔵省令、法務庁令、文部省令、厚生省令、農林省令、商
工省令、運輸省令、逓信省令、労働省令、建設省令第一号)の規定により燈油として配給されるもので別表
に定める規格を有するものとする。

戻移入品
の不課税

第十三條 法第十二條に規定する承認を受けようとする者は、製造場に揮発油を戻入し、又は移入しようとする
るときに、その数量、品質、戻入又は移入の事由及び製造場又は保税地域から引き取つた日並びに引取人の
住所及び氏名又は名称を記載した申請書を所轄税務署に提出しなければならない。

② 前項の場合において、当該税務署が揮発油税を徴収した税務署と異なるときは、揮発油税を徴収した税務
署から交付を受けた納税済の証明書を、前項の申請書に添附しなければならない。

③ 法第十二條の規定により揮発油税を徴収しない揮発油の数量は、製造場に戻入し、又は移入した揮発油の

揮発油税 揮発油税法施行規則

四三一

揮発油税 揮発油税法施行規則

製造者の
記帳義務

数量から当該揮発油を引き取るまでに製造場内において減少した揮発油の数量を控除した数量とする。
 第十四條 揮発油の製造者は、製造場ごとに、少くとも左に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。
 一 製造した揮発油の数量及び攝氏十五度における比重並びに製造の日
 二 貯蔵している揮発油の数量
 三 引き取られた揮発油の数量及び攝氏十五度における比重、引取の日並びに引取人の住所及び氏名又は名称

引取人の
記帳義務

第十五條 揮発油を製造場又は保税地域から引き取つた者（法第十二條に規定する揮発油を引き取つた者を除く。）は、販売場ごとに、少くとも引き取つた揮発油の数量及び引取の日並びにその引渡人の住所及び氏名又は名称を帳簿に記載しなければならない。

第十六條 この政令中「税務署又は税務署長に属する事務は、保税地域から引き取られる揮発油については、税関又は税関長が行う。」

第十七條 法附則第四項中「政府とあるのは、同項に規定する貯蔵の場所の所轄税務署長とする。」
 第十八條 この政令において「特別の定をしたものを除く外、法の規定中政府とあるのは、製造場又は保税地域の所在地の所轄税務署長又は税関長とする。」

附則

- ① この政令は、法施行の日から施行する。（昭和二十四年五月十日）
- ② 砂糖消費税、織物消費税等の徴収に関する勅令（明治四十四年勅令第百八十六号）の一部を次のように改正する。
- ③ 第三條中「織物、」の下に「揮発油、」を、「織物ノ価格」の下に、「揮発油ノ数量及価格」を加える。

別表

名称	項目試験		品質	備考
	引火点	初りゆう温度		
燈油	攝氏三〇度以上	攝氏一五〇度以上	燈火用又は溶剤用に適するもの	旧式の簡単な製造装置によつて製造されたものについては、初りゆう温度が攝氏一五〇度未満の場合があつても、そのりゆう出量が微量であれば、この規格に合致したものとす

附則 (昭和二十五年政令第十八号)

この政令は、公布の日(昭和二十五年二月二十日)から施行する。

附則 (昭和二十五年政令第百十六号)

この政令は、公布の日(昭和二十五年五月二日)から施行する。

○揮発油税法施行規則第二條の規定による価格指定の告示

(昭和二十四年五月十日大蔵省告示第二百六十七号)

改正 昭和二十四年大蔵省告示三四一号

揮発油税法施行規則(昭和二十四年政令第八十四号)第二條の規定により、揮発油の小売業者販売価格を一千ロリットルにつき一万六千八百九十円と指定する。

揮発油税 揮発油税法第二條の規定による価格指定の告示

揮発油税 揮発油税法第二條の規定による価格指定の告示

四三四

○物価統制令(抄録) (昭和二十一年三月三日勅令第百十八号)

第一條 本令ハ終戦後ノ事態ニ対処シ物価ノ安定ヲ確保シ以テ社会経済秩序ヲ維持シ国民生活ノ安定ヲ図ルヲ目的トス

第四條 物価庁長官ハ第七條ニ規定スル場合ヲ除クノ外閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコト

○臨時物資需給調整法(抄録) (昭和二十一年十月一日法律第三十二号)

主務大臣
の命令權

第一條 主務大臣ハ、産業の回復及び振興に關シ、経済安定本部總裁が定める基本的な政策及び計画の實施を確保するために、左に掲げる事項に關して、必要な命令をなすことができる。

一 経済安定本部總裁が定める方策に基く物資の割当又は配給

二 経済安定本部總裁が定める方策に基く供給の特に不足する物資の使用の制限又は禁止

三 経済安定本部總裁が定める方策に基く供給の特に不足する物資の生産(加工及び修理を含む。以下同じ)、出荷若しくは輸送若しくは工事の施行又は物資の生産、出荷若しくは輸送若しくは工事の施行の制限若しくは禁止

四 経済安定本部總裁が定める方策に基く供給の特に不足する物資又は遊休設備の譲渡、引渡又は貸與

② 政府は、勅令の定めるところにより、前項第三号に掲げる物資の生産、出荷若しくは輸送若しくは工事の施行又は第四号に掲げる事項に關する命令により生じた損失を補償する。

③ 第一項の規定による命令をなす場合における担保権の処理その他必要な事項は、命令でこれを定める。

④ 第一項の命令は、経済安定本部總裁の同意を得てこれをなすものとし、且つ同様の條件の下にある者は、差別なく適用されるものとする。

○石油製品配給規則

(昭和二十四年三月三十一日共同省令第一号)

改正 昭和二十四年共同省令第二号、同年共同省令第一号

定 義

第一條 この命令で「石油製品」とは、別表第一に掲げるものをいう。

② この命令で「需給者」とは、自己の使用に供するため石油製品を需給する者(国の機関及び地方公共団体を含む。)をいい、「生産業者」とは、石油製品の生産を業とする者(石油製品の加工及び廃油再生を業とする者を含む。)をいい、「元売業者」とは、自己の名及び自己の計算において、石油製品を主として販売業者に販売することを業とする者で、第二條の規定により登録を受けた者をいい、「販売業者」とは、自己の名及び自己の計算において、石油製品を主として需要者に販売することを業とする者で、第三條の規定により登録を受けた者をいう。

③ この命令で「主務官庁」とは、石油製品の配給に關シ経済安定本部總裁の定める需要部門別に、当該部門を主管とする行政官庁及びそれらの行政官庁の委任を受けた地方庁をいう。

④ この命令で「物資の所管官庁」とは、石油製品の生産を所管する行政官庁をいう。

第二條 石油製品の元売業者にならうとする者は、次に掲げる各号の要件の一を備える旨を明かにして通商産業大臣に登録の申請をしなければならない。

- 一 石油製品の輸入基地を運営し、且つ配給能力を有すること
- 二 生産業者で、且つ配給能力を有すること
- 三 前各号に掲げる要件の一を備える者から直接石油製品を譲り受けることができ、且つ配給能力を有すること

揮発油税 石油製品配給規則

四三五

揮発油税 石油製品配給規則

四三六

② 通商産業大臣は、前項の規定により申請をした者の設備、配給能力等を審査した上で、前各号の要件の一を備えると認める場合は、これを一般石油製品(加工石油製品及び廃油再製品を除く。)、加工石油製品及び廃油再製品の種類別に登録する。但し、申請をした者が、臨時物資需給調整法又は同法に基く命令その他経済の統制に関する法令の規定に違反した行為があつたため、元売業者として適当でないと認められた場合は、この限りでない。

③ 前項の登録は、次に掲げる事項を明示して行う。

- 一 登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 本店又は主たる営業所の所在地
- 四 設備の状態
- 五 取扱製品名
- 六 その他必要な事項

販売業者の登録

第三條 石油製品の販売業者にならうとする者は、次に掲げる事項を明らかにして、所轄通商産業局長に登録の申請をしなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 営業所の所在地
- 三 設備の状態(所在地、構造、型式、規模及び能力並びに現況)
- 四 従業員数
- 五 営業の経歴(経年数、取扱製品及び数量並びに販売地域)

六 元売業者との間に常時相当量の石油製品を譲り受ける旨の協定があることの証明

② 通商産業局長は、前項の規定により申請をした者が次に掲げる要件を備えると認める場合には、これを登録する。この場合においては、前條第二項但書の規定を準用する。

- 一 石油製品の販売に必要な設備を使用することができ、且つ十分な経験を有すること
- 二 販売を行うとする地域内に営業所を有すること
- 三 元売業者との間に常時相当量の石油製品を譲り受ける旨の協定のあること
- ③ 前項の登録は、次に掲げる事項を明示して行う。

- 一 登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 営業所の所在地
- 四 設備の状態
- 五 その他必要な事項

④ 販売業者は、その登録を受けた旨を店頭その他見易い場所に表示しなければならない。

第四條 通商産業大臣は、経済安定本部總裁の定める方策に基き、元売業者の設備、能力等を基礎とし、且つ当該当期の石油製品の配給割当量を勘案して、元売業者に対して配給許可数量の割当を行う。

② 前項の元売業者に対する配給許可数量の割当は、割り当てる石油製品の品種、数量、割当期等の条件を附して行う。

第五條 配給割当公文書の種類は、次の通りとする。

- 一 需要者に対して主務官庁から交付される登録証、購入通帳、割当証明書等であつて切取式又は流通式で揮発油税 石油製品配給規則

四三七

揮発油税 石油製品配給規則

二 生産業者、元売業者及び販売業者が、業務遂行の目的をもつて、その保有する石油製品を自己の使用に供する(以下自家使用という。)ために、これらの者に対して物資の所管官庁から交付される自家使用承認書

需要者に対する割当等

第六條 石油製品の需要者に対する割当、需要者割当申請書の提出及び需要者割当証明書の交付(以下割当等と総称する。)については、指定生産資材割当規則(昭和二十三年総理庁令、法務庁令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、労働省令第一号)第二條第一項、第三條及び第四條第一項の規定を準用する。但し、需要者割当申請書及び需要者割当証明書の様式は、それぞれ別表第二及び別表第三で定める。

② 主務官庁は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、石油製品の割当等について別に命令で定めることができる。

設備、機械等の登録

第七條 主務官庁が、石油製品の配給及び消費の規則を図るため、経済安定本部総裁の定める方策に基づき、特定の設備、機械等につき登録制の実施その他必要な措置を行う場合は、何人もその定めるところに従うてなければ、当該設備、機械等に石油製品を使用してはならない。

第八條 主務官庁は、需要者に対する石油製品の割当の結果を公表しなければならない。

割当結果の公表
自家使用のための割当

第九條 自家使用のための石油製品の割当については、割り当てる石油製品を使用する事業の種類、使用場所、用途等の条件を附して、物資の所管官庁が行う。

② 自家使用承認申請書の提出及び自家使用承認書の交付については、指定生産資材割当規則第三條及び第四條第一項の規定を準用する。但し、自家使用承認申請書及び自家使用承認書の様式は、それぞれ別表第四及び

自家使用の制限

石油製品の譲渡

び別表第五で定める。

第十條 生産業者、元売業者又は販売業者は、その保有する石油製品を、自家使用承認書に記載された数量を超えて自己の使用に供してはならない。

第十一條 石油製品は、次に掲げる場合を除くの外、何人もこれを譲り渡してはならない。

- 一 国の機関が、元売業者に譲り渡す場合
- 二 生産業者が、元売業者に譲り渡す場合
- 三 元売業者が、他の元売業者又は販売業者に譲り渡す場合
- 四 販売業者が、元売業者の同意を得て、他の販売業者に譲り渡す場合
- 五 元売業者又は販売業者が、配給割当公文書の記載するところに従い、且つこれと引換えに(通帳の場合)は提出する。以下同じ。)需要者に譲り渡す場合
- 六 需要者又は販売業者が、その譲り受けた石油製品を元売業者又は販売業者に返還するため譲り渡す場合
- 七 需要者が、経済安定本部総裁の定める方策に基づく主務官庁の許可を受けて譲り渡す場合
- 八 臨時物資需給調整法若しくはこの命令その他同法に基づく命令の規定により、又はこれらの法令に基づく主務官庁の命令若しくは物資の所管官庁の命令若しくは許可を受けて譲り渡す場合
- 第十二條 石油製品は、次に掲げる場合を除くの外、何人もこれを譲り受けてはならない。
 - 一 元売業者が、国の機関から譲り受ける場合
 - 二 元売業者が、生産業者又は他の元売業者から譲り受ける場合
 - 三 販売業者が、元売業者又は前條第四号の規定により元売業者の同意を得た他の販売業者から譲り受ける場合

揮発油税 石油製品配給規則

揮発油税 石油製品配給規則

四 需要者が、配給割当公文書の記載するところに従い、且つこれと引換に元売業者又は販売業者から譲り受ける場合

四四〇

五 元売業者又は販売業者が、前條第六号の規定により、需要者又は販売業者から譲り受ける場合

六 需要者が、前條第七号の規定により、主務官庁の許可を受けた者から譲り受ける場合

七 臨時物資需給調整法若しくはこの命令その他同法に基く命令の規定により、又はこれらの法令に基く主務官庁若しくは物資の所管官庁の命令若しくは許可を受けて譲り受ける場合

販売強制

第十三條 元売業者又は販売業者は、配給割当公文書と引換に、且つ当該石油製品の統制額をもつて石油製品

の譲受けの申込があつたときは、当該石油製品を所持しない場合その他正当の事由があるのでなければ、この数量については、この限りでない。

② 前項の規定により石油製品の譲受けを申し込んだ者が、正当な理由なくしてその申込を拒まれたとするときは、その者は物資の所管官庁に対して、その旨を申し出て公正な解決を求めることができる。

統制額の表示

第十四條 元売業者及び販売業者は、前條の統制額を、需要者が容易に了知し得る方法で表示しなければなら

用途の制限

第十五條 配給割当公文書を引換に譲り受けた石油製品は、配給割当公文書に記載するところに従うのでなければ使用してはならない。但し、経済安定本部總裁の定める方策に基いて、主務官庁が行う許可を受けた場合は、この限りでない。

元売業者及び販売業者の帳簿記載の義務

第十六條 元売業者及び販売業者は、帳簿を備えて、次に掲げる事項を真実に記載しなければならない。

簿記載の義務

一 譲り受けた石油製品の品種別及び譲受け先別の数量、価格及び譲渡しの年月日並びに譲渡し先の氏名又は名称及び住所

二 配給割当公文書の発行庁、割当期、割当番号及び割当数量(品種規格別)

三 毎日の石油製品の品種別在庫数量

元売業者及び販売業者の報告の義務

第十七條 元売業者及び販売業者は、毎月末日をもつて、前條の帳簿記入を締め切り、整理集計の上翌月十日までに、次に掲げる事項を、元売業者にあつては通商産業大臣に、販売業者にあつては通商産業局長に、報告しなければならない。

一 前月中における品種別及び譲受け先別の譲受け数量

二 前月中における需要部門別、品種別及び譲渡し先別の譲渡し数量

三 前月末日における品種別在庫数量

第十八條 生産業者は、帳簿を備えて、毎月の石油製品の品種別の生産数量、出荷先別出荷数量、自家使用数量及び月末在庫数量を真実に記載し、翌月十日までに、通商産業大臣に報告しなければならない。

第十九條 物資の所管官庁は、必要があると認めるときは、生産業者、元売業者又は販売業者に対して、それらの者が、第十八條又は前條の規定により帳簿に記載すべき事項に関して、前二條に定めるものの外、所要の報告を命ずることができる。

② 前項の命令を受けた生産業者、元売業者又は販売業者は、これらに従わなければならない。

揮発油税 石油製品配給規則

四四一

揮発油税 石油製品配給規則

需要者に
対する報
告の命令

第二十條 主務官庁は、必要があると認めるときは需要者に対して次に掲げる事項に関して、所要の報告を命ずることができる。

一 譲り受けた石油製品の品別及び譲り受け先別の数量、価格及び譲受けの年月日並びに譲受け先の氏名又は名称及び住所

二 石油製品の使用状況及び石油製品を使用して生産した生産品の種類別の生産数量

三 配給制当公文書の発行庁、制当期、制当番号及び制当数量(品別)

② 前項の命令を受けた需要者は、これに従わなければならない。

配給制当
公文書の
還流

第二十一條 元売業者及び販売業者は、毎月十日までに、前月中に石油製品と引換に受けた配給制当公文書を、元売業者にあつては通商産業大臣に、販売業者にあつては通商産業局長に提出しなければならない。

制当の停
止又は削
減

第二十二條 主務官庁又は物資の所管官庁は、生産業者、販売業者又は需要者が臨時物資需給調整法又は同法による命令その他経済の統制に関する法律の規定に違反する事実があると認めるときは、当該生産業者、元売業者、販売業者又は需要者に対する当該期又は次期以後の制当期間における制当を停止し又は削減することができる。

第二十三條 通商産業大臣は、元売業者の登録を通商産業局長は販売業者の登録を、次に掲げる場合には取り消すことができる。

元売業者
又は販売
業者の登
録の取消

一 元売業者又は販売業者が、臨時物資需給調整法又は同法に基く命令その他経済の統制に関する法令の規程に違反する事実があると認められた場合

二 元売業者又は販売業者が、その登録の資格を喪失したと認められた場合

三 元売業者又は販売業者が、廃業を申し出た場合

制当の停
止若しくは
削減又は
登録の取
消しの手
続の不服
の申出

第二十四條 第二十二條の規定による制当の停止若しくは削減又は前條第一号若しくは第二号の規定による登録の取消に関しては、指定生産資材制当規則第二十五條の二及び第二十五條の三の規定を準用する。

第二十五條 次に掲げる場合において、不服がある者は、登録を拒まれたこと、自己が制当を受け若しくは受けなかつたこと又は自己が処分を受けたことを知つた日から二十日以内に、不服の理由を明らかにした文書をもつて、経済安定本部総裁に申し出ることができる。

一 元売業者又は販売業者の登録を申請した者が、正当の理由なくして登録されなかつたとする場合

二 生産業者、元売業者、販売業者又は需要者が、制当を受けなかつた場合又は自己に対する制当について不服のある場合

三 生産業者、元売業者、販売業者又は需要者が、正当な理由なくして制当を停止され又は削減されたとする場合

四 元売業者又は販売業者が、正当な理由なくして登録されたとする場合

② 前項の規定により不服を申し出た者は、その文書の写を前項第一号の場合には、元売業者の登録を申請した者にあつては通商産業大臣に、販売業者の登録を申請した者にあつては当該登録について権限ある通商産業局長に、前項第二号の場合には、当該石油製品について制当の権限ある主務官庁に、前項第三号の場合には、当該処分を行った主務官庁又は物資の所管官庁に、前項第四号の場合には、元売業者にあつては通商産業大臣に販売業者にあつては通商産業局長に、提出しなければならない。

③ 経済安定本部総裁が、第一項の申出を受けたときは、その申出を受けた日から五十日以内にその申出を審査決定し、その結果を公表するものとする。

④ 第一項第三号又は第四号に掲げる不服の申出に関しては、前各項に規定するものの外、指定生産資材制当揮発油税 石油製品配給規則

揮発油税 石油製品配給規則

規則第二十五條の四の規定を準用する。

指定生産資材配給規則の準用

第二十六條 指定生産資材配給規則第六條、第十四條から第十七條まで及び第二十一條の規定は、石油製品の配給に關して準用する。但し、同規則第六條、第十四條、第十六條、第十七條及び第二十一條中「指定生産資材」とあるのは「石油製品」と同規則第六條及び第十六條中「需要者又は販売業者」とあるのは「需要者」と、同規則第十七條中「生産業者又は販売業者」とあるのは「生産業者、元売業者又は販売業者」と、同規則第二十一條中「生産業者」とあるのは「元売業者」と、同規則第六條中「需要者割当証明書」並びに同規則第十五條及び第二十一條中「需要者割当証明書又は販売業者割当証明書」とあるのは「配給割当公文書」と、同規則第二十一條中「第十八條第一項又は第十九條第一項」とあるのは「石油製品配給規則第十六條」と読み替えるものとする。

附則

- ① この命令は、昭和二十四年四月一日から施行する。
- ② 石油製品配給規則（昭和二十二年総理庁令、内務省令、大藏省令、司法省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、労働省令第一号、以下旧規則という。）石油類売渡規則（昭和二十二年商工省令第十七号）及び昭和二十三年商工省令第七号（以下旧令と総称する）は、廃止する。
- ③ 旧規則第十條の規定による石油配給公団總裁の指定を受けた販売業者は昭和二十四年六月十五日までは、この命令による販売業者とみなす。
- ④ 廃油再生業者が、石油配給公団からこの命令施行前に譲り受けた廃油より再生した石油製品を、元売業者以外のものに譲り渡す場合は、これらの廃油再生業者を、昭和二十四年四月三十日までは、この命令による元売業者とみなす。

- ⑤ この命令施行前になされた行為に対する罰則の適用については、旧令はこの命令施行後もなおその効力を有する。
- ⑥ この命令施行前に、旧令に基いてなした命令、処分その他の措置は、この命令に基いてなされたものとみなす。
- ⑦ この命令施行前に、旧規則により交付した配給割当公文書は、この命令により交付したものとみなす。
- ⑧ この命令施行前に、旧規則により提出された石油製品の割当に關する申請書は、この命令により提出されたものとみなす。
- ⑨ 第六條に規定する石油製品の割当等については、同條の規定にかかわらず昭和二十四年九月三十日まで、なお従前の例によることができる。
- ⑩ 自家使用承認申請書及び自家使用承認書の様式については、それぞれ別表第四及び別表第五の規定にかかわらず昭和二十四年九月三十日まで、なお従前の例によることができる。
- ⑪ この命令施行前に、アスファルト、石油ピッチ及びパラフィンに關して指定生産資材割当規則により提出された指定生産資材割当申請書及び同規則により交付された需要者割当証明書は、それぞれこの命令により提出し及び交付されたものとみなす。
- ⑫ 指定生産資材割当規則附表第一中「五石油イ原油ロ石油製品1アスファルト2石油ピッチ3パラフィン」を「五原油」に、同規則附表第五中「五石油」を「五原油」に改める。
- ⑬ 物資の割当に關する手数料等徴收規則（昭和二十三年総理庁令、法務庁令、大藏省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、労働省令、建設省令第一号）第一條第一項中「石油製品配給規則（昭和二十二年総理庁令、内務省令、司法省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、揮発油税 石油製品配給規則

揮発油税 石油製品配給規則

令、逓信省令、労働省令第一号)以下配給規則という。』を「石油製品配給規則(昭和二十四年総理庁令、大蔵省令、法務庁令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、労働省令、建設省令第一号)以下配給規則という。』に改める。

⑭ 過剰物資等在庫活用規則(昭和二十三年総理庁令、法務庁令、外務省令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、労働省令第二号)第十四條中「石油類売渡規則第一條及び第三條」を削る。

別表第一

一 第一條第二項の石油製品は、次に掲げるものをいう。

- イ 揮発油
- ロ 燈油
- ハ 軽油
- ニ 重油
- ホ 潤滑油
- ヘ グリース
- ト アスファルト
- チ 石油ピッチ
- リ パラフィン

二 通商産業大臣が別に告示で定める品目の石油製品については、第五條、第六條、第九條、第十一條及び第十二條の規定は適用しない。

揮発油税 石油製品配給規則

別表第二

石油製品需要割当申請書

1. 申請者の住所氏名又は名称	日 附 昭 和 年 月 日		
2. 主務官庁名	割当期 昭 和 年 第 四 半 期		
3. 石油製品を使用して生産する製品の種類(生産業以外の事業についてはその事業の種類)	購入地域		
4. 生産高(生産業以外の事業については事業量)			
製品の種類及び規格	生産高又は出荷高	現四半期生産予定高	申請四半期生産予定高
5. 石油製品の使用場所			
6. 石油製品必要高	別記様式による		
7. その他			
8. 備考(仕上製品用途その他石油製品割当上参考となる事項)			
9. この申請書は真実に相異ありません。			
	昭和 年 月 日	申請者の氏名又は名称及び印	

- 4 この証明書及び需要者がこの証明書によつて取得した石油製品は、他に譲り渡し又は他から譲り受けなくてはならない。
- 5 需要者はこの証明書によつて譲り受けた石油製品を、割当条件に従つてのみ、使用することができる。
- 6 特に購入先の制限を記入する必要がある場合には、この証明書の記載の欄に記入する。この場合には需要者は、その制限に従つて購入しなければならない。
- 7 需要者が割当数量を受領したときは「受領数量」及び「受領年月日」の欄にそれぞれ該当事項を記入し、「受領印」の欄に捺印して、この証明書を当該石油製品を譲り渡した者に交付しなければならない。
- 8 元売業者又は販売業者がこの証明書の交付を受けたときは、翌月十日までに、これを元売業者にあつては通商産業大臣に、販売業者にあつては通商産業局長に、差し出さなければならない。

別表第四

石油製品自家使用承認申請書

(用紙B4)

1. 申請者の住所 氏名又は名称	日 附	昭和 年 月 日
2. 石油製品の使用場所	割当期	昭和 年 第四 半 期
3. 生産高又は取扱高		

製品の種類及び規格	生産高若しくは取扱高	現四半期生産(取扱)予定高	申請四半期生産(取扱)予定高
4. 石油製品必要高	別記様式による		
5. その他			
6. この申請書は真実に相違ありません	昭和 年 月 日	申請者の氏名又は名称及び印	

備考

- (1) この申請書は、毎四半期開始の二箇月前までに通商産業大臣又は通商産業局長に二部提出すること。
- (2) 【生産高又は取扱】 高の欄には通商産業大臣又は通商産業局長の示す期間における生産高又は取扱高を記載すること。